

石見銀山

Iwami-Ginzan Silver Mine Site

[安養寺・大安寺跡・大龍寺跡・奉行代官墓所外]

平成15（2003）年3月

島根県教育委員会・大田市教育委員会

序

平成12年11月に開催された国の文化財保護審議会世界遺産特別委員会において、石見銀山遺跡はユネスコに提出される世界遺産候補物件の一つに選定されました。

石見銀山遺跡は日本を代表する鉱山遺跡であり、ここで培われた鉱山技術は日本各地の鉱山に波及し、世界の政治経済にも大きな影響を与えたとされています。

島根県教育委員会では平成8年度から大田市・温泉津町・仁摩町とともに石見銀山遺跡の解明を目的に総合調査を開始しました。石造物調査もその一つであり、発掘調査や文献調査等とともに継続実施し、着実に成果を上げています。

本書は平成13年度に行った安養寺、大安寺跡、大龍寺跡、および奉行・代官の墓所がある勝源寺、妙蓮寺における悉皆調査の成果をまとめたものです。調査の結果、戦国時代から近代までの石造物が多く発見され、石見銀山遺跡におけるこの間の墓塔の特徴や変遷をはじめ、この地に葬られた人々の階層や人口動態が窺えるなど、多くの貴重な成果をあげることができました。

この調査に際しまして御協力いただきました各寺院、各資料所有者、地元の方々など、関係各位に衷心からお礼申し上げ、本書が今後の調査研究及び整備活用等に供されれば幸いに存じます。

平成15年3月

島根県教育委員会

教育長 広 沢 卓 嗣

例 言

- 1 本書は石見銀山遺跡総合調査の一環として平成13年度に実施した石造物悉皆調査の報告書である。

悉皆調査した場所

- | | | | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| ①安養寺墓地 | 鳥根県大田市大森町銀山 | ②大安寺跡墓地 | 鳥根県大田市大森町銀山 |
| ③大龍寺跡墓地 | 鳥根県大田市大森町銀山 | ④熊谷家墓地 | 鳥根県大田市大森町大森 |
| ⑤勝源寺墓地 | 鳥根県大田市大森町大森 | ⑥妙蓮寺墓地 | 鳥根県大田市大森町大森 |

- 2 調査は次の組織で実施した。

石見銀山遺跡調査整備委員会（平成14年8月より発掘調査委員会から調査整備委員会となる。※新規委員。なお、職名は当時のまま。）

田中琢（前奈良国立文化財研究所長） 田中圭一（元群馬県立女子大学教授） 田中義昭（元鳥根県立大学教授） 脇田晴子（滋賀県立大学教授） 渡部哲雄（同和鉱業㈱執行役員 平成13年度） 末澤和政（同和鉱業㈱取締役 平成14年度） 藤岡大拙（鳥根県立女子短期大学学長） ※青柳正規（東京大学教授 平成14年度） ※斎藤英俊（東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター長 平成14年度） ※高橋美也子（サンレディ大田館長 平成14年度） ※牛川喜幸（京都橘女子大学教授 平成14年度） ※村上隆（奈良文化財研究所主任研究官 平成14年度） 熊谷國彦（鳥根県大田市長） 安田増憲（鳥根県温泉津町長） 池亀貴（鳥根県仁摩町長） 井上勝博（鳥根県教育委員会教育次長 平成13年度） 勝部昭（鳥根県教育委員会教育次長 平成14年度）

事務局

平成13年度 勝部昭（参事） 藤原弘（文化財課長補佐） 田中敏夫（文化財課長補佐）
山根正巳（世界遺産登録推進室長） 福代光秀（同室主幹） 松岡美幸（同室嘱託）
平成14年度 宍道正年（文化財課長） 藤原弘（文化財課長補佐） 宮澤明久（文化財課長補佐）
岸本豪郎（世界遺産登録推進室長） 福代光秀（同室主幹） 佐伯徳哉（同室文化財保護主事） 松岡美幸（同室嘱託）

調査指導者 田中義昭（鳥根県文化財保護審議会委員） 池上悟（立正大学文学部教授）
宮本徳昭（石造物調査員）

調査参加者（参加者の所属は当時）

鳥根県教育委員会 鳥谷芳雄（世界遺産登録推進室主幹） 守岡正司（同室文化財保護主事）
大田市教育委員会 遠藤浩巳（文化振興室係長） 中田健一（同室主任） 坂根健悦（同調査補助員） 今岡司郎（同調査補助員）
立正大学考古学研究室 池上悟（文学部教授）

現地調査参加者

辻本彰 一瀬一浩 紺野英二 斉藤啓太 山賀和也 中尾竜也 石井智子 清水慎也 山田隆博 小坂橋崇 阿部有花 中道誠 菊池康一郎 幾島審 崎崎友宜 高橋陽一 内田勇樹 大和田瞳 近能のぞみ（以上大学院・学部生）

整理作業

紺野英二 内田勇樹 山賀和也 山田隆博 清水慎也 片岡瑞紀 大坪華子（以上大学院・学部生）

調査員・調査補助

宮本徳昭 湯川登 岩谷和樹

整理作業

笠井文恵 坂根ミュキ 高村玲子 中川英子 涌井兼子

- 3 本書に掲載した「第1図」は国土交通省国土地理院発行地形図の一部を変更して使用した。
- 4 調査においては下記の方々から御協力を得た。
山上光俊（仁摩町宅野向西寺住職・勝源寺兼務住職） 幡部宗悟（益田市遠田町東方寺住職・大龍寺兼務住職） 吉岡寛（大森町文化財保存会会長） 仲野義文（石見銀山資料館学芸員）
山崎美和（同館職員） 熊谷健（高根県宅野郵便局長） 青山隆生（日光東照宮文庫長）
- 5 実測図、写真、拓本等は高根県教育委員会にて保管している。
- 6 一覧表や第4章の図版は立正大学考古学研究室で作図した。
- 7 本書の執筆は目次に明記した。

本文目次

第1章 調査の目的	(守岡正司)	2
第2章 石見銀山遺跡の位置と環境	(中田健一)	3
第1節 位置と歴史的背景		3
第2節 石見銀山史抄		3
第3章 悉皆調査の概要	(守岡正司・鳥谷芳雄)	5
第1節 調査の経過		5
第2節 調査の方法		5
第3節 各調査地点の概要		6
第4章 各悉皆調査の概要		8
第1節 各所在確認できた石造物の概要	(紺野英二)	8
第2節 安養寺の石造物の概要	(池上悟)	10
第3節 大安寺跡の石造物	(池上悟)	18
第4節 大龍寺跡の石造物	(池上悟)	22
第5節 熊谷家墓地	(内田勇樹)	25
第6節 勝源寺・妙蓮寺所在の奉行・代官墓	(池上悟・一瀬一浩)	28
第5章 勝源寺・東照宮の位牌調査	(鳥谷芳雄・松岡美幸)	53
第6章 総括	(田中義昭)	56
附編 石見銀山奉行代官と鉱山政策	(仲野義文)	59

挿図目次

第1図 石見銀山遺跡石造物悉皆調査対象地位置図	1
第2図 平成13年度悉皆調査地区の石造物	9
第3図 安養寺石造物分布図	11
第4図 大安寺跡石造物分布図	19

第5図	大安寺跡石見守大久保公碑銘文	20
第6図	大龍寺跡石造物分布図	23
第7図	熊谷家墓地石造物配置図	26
第8図	熊谷家系図	27
第9図	勝源寺・熊谷家墓地配置図	29
第10図	妙蓮寺代官墓所位置図	32
第11図	石見銀山奉行・代官墓石変遷図	34
第12図	安養寺石造物実測図(1)	36
第13図	安養寺石造物実測図(2)	37
第14図	安養寺石造物実測図(3)	38
第15図	安養寺石造物実測図(4)	39
第16図	大安寺跡石造物実測図(1)	40
第17図	大安寺跡石造物実測図(2)	41
第18図	大安寺跡石造物実測図(3)	42
第19図	大安寺跡石造物実測図(4)	43
第20図	大安寺跡石造物実測図(5)	44
第21図	大龍寺跡石造物実測図(1)	45
第22図	大龍寺跡石造物実測図(2)	46
第23図	熊谷家墓地石造物実測図(1)	47
第24図	熊谷家墓地石造物実測図(2)	48
第25図	勝源寺石造物実測図(1)	49
第26図	勝源寺石造物実測図(2)	50
第27図	勝源寺石造物実測図(3)	51
第28図	妙蓮寺石造物実測図	52

表 目 次

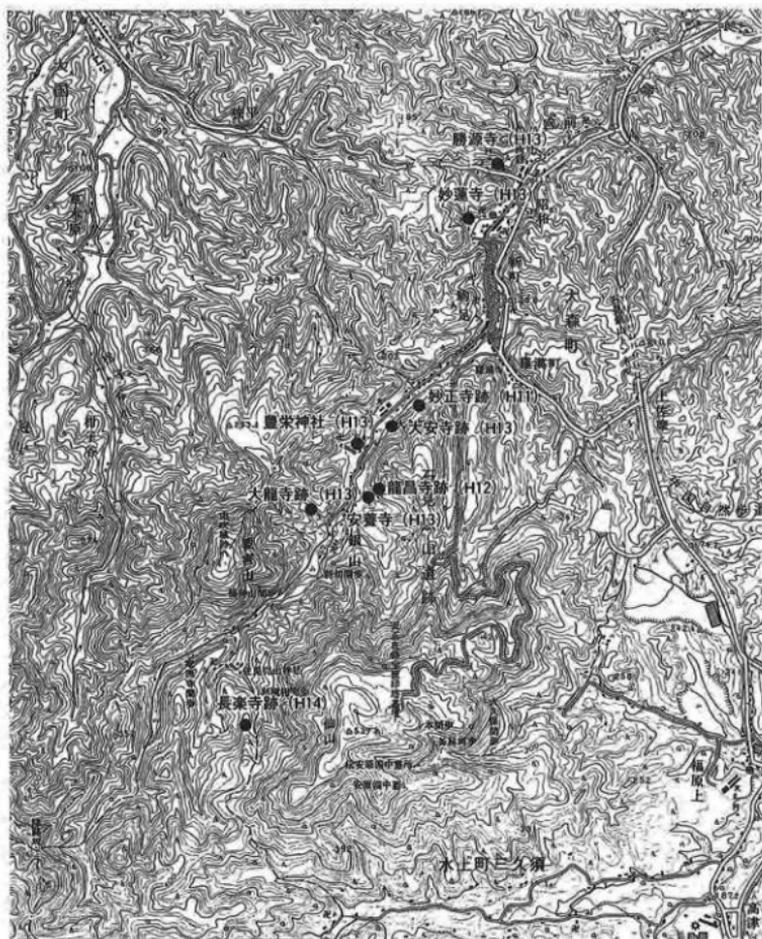
表1	調査地点別石造物集成表	8
表2	安養寺・地区別石造物一覧表	10
表3	安養寺種別集成表	10
表4	安養寺墓石造立変遷表	12
表5	円頂方柱墓標分類図	14
表6	安養寺・主要墓標変遷表	15
表7	円頂方柱墓標規模変遷表	16
表8	安養寺・戒名変遷表	16
表9	安養寺・K家復元系図表	17
表10	大安寺跡種別集成表	18
表11	大安寺跡墓石造立変遷表	21
表12	大龍寺跡種別集成表	22

写真図版目次

- 図版1 大龍寺跡無縫塔群 (121~124)・同尾根上墓地群
図版2 安養寺墓地群 (F群)・同 (E群)
図版3 大安寺跡地藏群・熊谷家墓地
図版4 熊谷家10・12・13代顕彰碑・石造物調査風景 (勝源寺竹村丹後守墓所にて)
図版5 竹村丹後守墓所
図版6 鈴木八右衛門墓所 (170)・関忠太夫墓所 (155)
曾田伊右衛門墓所 (177)・前澤藤十郎墓所 (158)
図版7 森八左衛門墓所 (164)・阿久澤修理墓所 (172)
大安寺跡宝篋印塔 (68)・大龍寺跡石殿 (125)
図版8 「石見守大久保公碑」拓本 (大安寺跡)
図版9 大安寺大久保長安墓塔・同公碑・石見守大久保公碑・同墓塔
図版10 江戸幕府7代將軍徳川家継位牌
江戸幕府初代・2代・3代將軍徳川家康・秀忠・家光位牌
勝源寺・東照宮

銘文一覽凡例

- ・安養寺・大安寺跡・大龍寺跡・熊谷家墓地・妙蓮寺墓地に存在する石造物のうち、銘文が確認されたものを掲載した。
 - ・現地調査において仮番号を付けた石造物は674点である。
 - ・銘文は実測図を掲載したもの以外も掲載した。
 - ・規模は全高及び最大幅をセンチメートル単位で記載し、欠損している場合は残存している規模を () 内に記載した。
 - ・銘文の欠損等は、文字の個数がわかる部分は□□、判読不能の部分及びぶ文字の存在が推定される部分は [] で示し、銘文の上下が欠損して字数が不明な場合は、] (上欠)、[(下欠) と示した。また、推定できる文字は□内に入れた。
 - ・名字の部分は○○○とした。
 - ・掲載した一覧表はある程度、形態や銘文がわかるもので作成した。
 - ・掲載していない石造物についても台帳は保管し、今後の研究の資料とした。
 - ・写真図版の個別番号は一覧表の番号に対応する。
 - ・挿図の個別番号は一覧表の図版番号に対応する。
- A. 一石宝篋印塔 B. 一石五輪塔 C. 組合せ宝篋印塔 D. 組合せ五輪塔 E. 円頂方形墓標
F. 円頂方柱墓標 G. 円頂六角柱墓標 I. 尖頂方柱墓標 J. 平頂方柱墓標
Y. 突頂方柱墓標 Q. 自然石墓標 P. 無縫塔 R. 地藏 K. 水盤 L. 花立て
N. 石殿 S. 観音 T. 燈籠 U. 社寺標石 V. 石碑 W. 線香立て



第1図 石見銀山遺跡石造物悉皆調査対象位置図 (S=1/25,000)

第1章 調査の目的

第1節 調査目的

石見銀山遺跡は、中世、特に戦国時代から近世、さらには近代に及ぶ長期間に形成された遺跡である。この間鉱山開発・操業の繁栄、停滞、衰退のあったことはおおよそ明らかになっているが、この歴史過程を遺構や遺物の実態に即してより詳細に明らかにし、鉱山遺跡としての特性を把握し、鉱山史に迫ることが求められている。

本遺跡における石造物調査は、上記のような銀山の変遷を具体的に解明することにあり、①人口推移、②活動エリアの消長・人の動き、③社会構造の把握を具体的な目的として調査を実施するものである。

しかし、石造物には多量多量なものがあり、仮に①墓碑、石塔、石仏などの信仰関連石造物②石臼や要石などの生産関連石造物③街道沿いの道標などの交通関連石造物④石切場などの生産地を含む流通関連石造物とに分類する。

①の信仰関連石造物は、埋葬関係の遺構群・遺物群の様相に鉱山遺跡を構成する諸要素のなかで鉱山の盛衰がより直接的に反映されていると考えられる。墓地とそれを構成する墓石は銀山の操業に直接、間接に関わった武士、坑夫、職人、商工業者とその家族等の存在ぶりを具体的に物語る資料として重視される。よって墓地の石造物、とりわけ墓石について重点的に調査を実施することとした。

第2節 石造物（墓石）調査の経緯

墓石調査は鳥根県教育委員会が石見銀山遺跡総合整備計画策定のために昭和59～61年度に徳善寺跡、妙像寺跡、龍昌寺跡、大龍寺跡について、天正から慶長年間の紀年銘が存在する墓石を中心に確認調査が実施されたが、悉皆調査は行われていない。⁽¹⁸¹⁾

また平成9・10年度には石見銀山遺跡総合調査の一環として、仙ノ山山頂周辺の石銀地区と

龍源寺間歩上・妙本寺上墓地を調査し、石銀地区での悉皆調査及び他地区での銘文を中心とした調査により多くの成果が得られた。⁽¹⁸²⁾

こうした石造物調査の有効性が確認されたことから、調査継続と計画性が石見銀山遺跡発掘調査委員会により指摘され、平成11年度からは以下の3つの調査を総合的に行うこととなった。①鉱山全体の石造物の傾向や変遷を把握し、悉皆調査の必要な箇所を判断する材料を得るため分布調査を実施する。②特徴的な墓地については構造や変遷を把握するために詳細な悉皆調査を実施する。③発掘調査で得られた成果と関連付けるため発掘調査地周辺の石造物について分布調査を実施する。

これら3つの調査のうち悉皆調査については①江戸時代に作られた欄の内に位置し、②群としてまとまりが明確に把握でき、③アクセスが容易であり、④調査環境が比較的良好な条件をクリアした墓地のうち、重点的に本遺跡の最盛期と言われている戦国時代から江戸時代前半の墓地を選び、継続的に調査する計画をたてた。調査自体は発掘調査の調査員では対応できず、他に調査員が確保できないことから立正大学考古学研究室（池上悟教授）に依頼し、同研究室の手により実施していただくことになり、まず、妙正寺跡の調査を実施した。⁽¹⁸³⁾

次いで、平成11年度に調査を実施した妙正寺跡が地役人や鉱山師あるいは商工業者階層が多く葬られていたと思われることから、これと対比し、平成12年度には職種や年代が明確で、今後の指標となりうるとみられた、代官墓所もある龍昌寺跡を調査することとした。そして、本報告書に収める平成13年度の石造物調査へと継続した。⁽¹⁸⁴⁾

注1 鳥根県教育委員会・鳥根県文化財愛護協会「石見銀山遺跡総合整備計画策定報告書」1987

2 鳥根県教育委員会「石見銀山遺跡総合調査報告書」第3冊 1999

第2章 石見銀山遺跡の位置と環境

第1節 位置と歴史的背景

島根県は東西に長く、旧国では出雲、石見と島根の隠岐の3国からなり、石見銀山は「石見国」の東側いわゆる「石東」といわれる地域に位置している。

石見では、江の川や周布川等の河口近くに広野は広がるが、海岸に至る山地帯によって沖積平野は広大には広がらず、海岸部に近い山塊群に象徴されることにより、「石海」や「石美」あるいは石群に石見の語源があるともいわれている。

山陽と山陰を隔てる中国山地の山並みから派生した山地帯には、石見南部特有の高原地帯がひろがり、断魚溪や千丈溪といった瀑布線によって急激な高低差を見せる。加えて三瓶山(標高1126m)や大江高山(標高808m)などといった火山が分布し、山地帯とその間を縫う河川によって形成された小規模な可耕地や小集落が多く点在している。銀山の面影を伝える大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区も、こうした狭長な河岸段丘上に形成されている。

石見銀山遺跡の中核をなす仙ノ山(標高538m)は、大江高山から北へ4km、日本海から直線距離にして6kmの地点に位置する。仙ノ山は角礫化火山岩やアイサイトの貫入岩体、凝灰角礫岩等を鉱脈の母岩とする。鉱脈には鉱染鉱床型の福石鉱床、鉱脈鉱床である永久鉱床という二つの鉱床がある。福石鉱床の鉱石鉱物は自然銀、菱鉄鉱を主体として、黄銅鉱などの含銅硫化物をほとんど含まないとされる。一方、永久鉱床の鉱石鉱物は黄銅鉱、黄鉄鉱を主体とし、輝銀鉱、自然銀などが含まれる。

第2節 石見銀山史抄

(1) 発見から灰吹法の導入

石見銀山は、延慶2(1309)年に大内氏によって発見されたという伝承が残るが、これを裏付ける遺構遺物の発見は今のところ確認されていない。しかし近年、大森町内の発掘調査などによって、古代の須恵器が採取されている。遺物は小片のため詳細な時期の特定は困難であるが、概ね奈良～平安時代にまで遡るもので、銀山の発見、開発とはすぐに関連づけられないが、古代には既に銀山周辺において人の生活が認められる。

【石見銀山旧記】(以下、「旧記」)では開発当初の様子を、「生銀を湧し」「山下山上皆暗々然として冬山の日白山の雪を踏むがごとく」と記し、その後「此時迄は地を掘り開歩を開くことを知らざりし故上鉞を取り尽くし」と自然銀採取のことを記載している。

確かなものとして16世紀初頭には博多商人の神屋寿禎によって本格的な開発が始まる。

神屋寿禎の開発は、出雲鷲山の山師三島清右衛門とともに金掘(穿通子)の吉田与三右衛門、吉田藤右衛門、於紅孫右衛門らによって、大永6(1526)年に始められたと「旧記」では伝える。近年の研究では、於紅孫右衛門について、「高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録」にみえる「山神ヲベニノ子孫 吉田孫右衛門シウトメ」との記事から、於紅孫右衛門は実在し、吉田姓を名乗っていたのではないかとみられている。

また、銀山再開発とはほぼ同時期の大田市南八幡宮経筒に、「川上郡 穴田 吹屋六郎 大永二年今月吉日」とある。

これに関して発掘調査の成果では、古い様相を示す遺物や遺構が明らかになりつつある。栃畑谷Ⅱ区下層確認トレンチ内のSD02より出土

した遺物がそれである。時期は15世紀後半から16世紀中葉までの範囲内におさまるものがほとんどであり、14世紀後半から15世紀初頭とみられる中国製の青磁瓶の破片が1点出土している。

ところで、石見銀山の歴史において大きな画期となった灰吹法の伝来は、天文2（1533）年といわれる。「旧記」ではこのことについて、「天文二年大内復銀山を取返して 略〜 此年寿亭博多より宗丹桂寿と云ものを伴い来り八月五日相談して鑪（銀と石と相雜ものを鑪と云）を吹溶し、銀を成す事を仕出せり、是銀山銀吹の始り也」とある。『おべに孫右衛門えんき 一名 銀山旧記』では、「白銀吹き初め候事、天文二年八月十五日 九州博多より慶寿と申禪門参られ吹申候」という。慶寿についても、先の「高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録」に「出し土 慶寿 十五日」と記載があり、実在の可能性が推定されている。

この灰吹法の導入により石見銀山の産銀が飛躍的に伸張していくこととなったが、海外では、『李朝実録』では、「倭国で銀を造り始めて十年にもならないのに倭銀が我が国に流布し、既に賤物となっている」などと伝えている。

（2）争奪戦と徳川の掌握

石見銀山の争奪戦をめぐっては、これまで「旧記」の記載が通説とされてきたが、近年の研究では、天文6（1537）年の肥子による銀山攻略、天文8（1539）年の大内奪回はなかったものとされ、肥子の銀山領有は謀反による大内自害に乗じた弘治2（1556）年から永禄5（1562）年までとされる。

毛利氏は温泉津を直轄地として、銀山を「温泉銀山」「銀山温泉津」と称した。また、幕府と朝廷に科料として寄進、朝廷に対して毎年上納を続けていたという。詳細な生産高は不明であるが、「銀山納所高辻」（『毛利家文書』）によれば、毛利氏直納分として1年間で都合3万3千貫あまりあったという。

本能寺の変の後、秀吉は毛利と和議を結び、その後文禄元（1592）年、慶長元（1596）年、

の朝鮮出兵に際して石見銀を原料にして大量の石州御公用銀を造り、その戦費としたといわれている。

関ヶ原の戦の後、石見銀山は徳川氏の直轄地となり、荷分制と甲州流といわれる鉱山技術によって鉱山経営に長けた大久保長安による銀の増産が行われることとなった。

（3）江戸期の石見銀山

銀山は慶長から寛永期（1699～1704）に最盛期を迎える。なかでも山師安原備中が開発した釜屋間歩は毎年3千600貫の銀を産したという。

銀山経営を支える仕組みとして、元禄年間（1688～1704）頃より石見銀山領の村々のうち佐摩村を中心とした周辺の遡摩郡・安濃郡・邑智郡に銀山御囲村32ヶ村が設定され、坑内の支柱（栗材）や製錬や坑内作業に必要な炭、縄、灰などを供出することが義務付けられた。それぞれの坑道の経営方法は慶長初期頃から奉行所（代官所）直営の御直山と、山師の請負山である自分山があった。御直山の経営は公費から資金・資材が提供され、鉱石を一定の割合で公儀・山主・銀掘りに荷分けされるもので、その割合は時代により変遷があった。

寛永期以降になると次第に坑道が深くなり、湧水処理に経費がかかるようになり延宝年間（1673～1680）になると産銀量は年間約4百貫に減り、幕末の安政6年には30貫と記録にある。なお、江戸期を通じて奉行・代官・預りが59人あり石見銀山附御料約4万8千石の統治と銀山の管理をおこなっている。

（4）近代の鉱山開発

明治維新後、石見銀山は太政官布告により地元で払い下げられ小規模な経営が続けられたが、明治5年（1872）の浜田沖地震で坑道はほとんど水没し、全山休止状態となった。明治19年（1886）合名会社藤田組が1鉱区の借区権を買取り、翌20年には全鉱区を買取り、仙ノ山南の銀山部（本谷鉱区）で採掘が開始された。この時から大森鉱山となり、鉱山事務所を銀山部におき、24年からは遡摩町柑子谷の永久部（永

久鉱区)に製錬所が建設された。28年には清水谷に収銀湿式法による新製錬所が建設され操業を始めたが、翌29年に良鉱が得られなかったことなどにより、休止することになった。開発の中心は永久部となり、同35年には発電所を建設、電動式ポンプによる揚水で再び活況を呈した。

近代鉱山の主要産品は銅で、日清・日露戦争の軍需景気に乗り隆盛をみた明治後期から大正

初期には、柑子谷は一大鉱山町に発展した。しかし第一次世界大戦後の反動景気により銅価が下落、その上安価な外国産銅におされ、ついには大正12年(1923)6月に休山に追い込まれた。昭和16年(1941)国の援助で再開発を始めたが、同18年9月山陰地方を襲った大水害により、柑子谷は地形が変わるほど土砂が堆積し、坑道も水没し再開発は断念され、現在に至っている。

第3章 悉皆調査の概要

第1節 調査の経過

平成13年度の調査は、平成13年5月9日開催の第12回石見銀山遺跡発掘調査委員会により調査方針が承認され、委員会後に島根県教育委員会と大田市教育委員会の各担当者、立正大学文学部池上悟教授らで調査期間・方法等を検討した。調査期間は8月20日～8月31日までとし、大龍寺跡墓地・大安寺跡墓地・勝源寺跡墓地・安養寺跡墓地を調査対象寺院とした。調査初日の8月20日には田中義昭、宮本、池上および立正大学考古学研究室19名、遠藤、中田、坂根、今岡、鳥谷、守岡が集まり、具体的な方法・内容について打ち合わせを行った。また、最終日前日の8月31日には成果報告会を開催した。参加者は田中、池上、宮本、鳥谷、守岡、中田、坂根、今岡の他、山根正巳(県文化財課世界遺産登録推進室長)、足立克己(同埋蔵文化財係長)、松本岩雄(同埋文センター第1調査課長)、大園晴雄(市石見銀山課長)、西村崇司(同課主任)、仲野義文(同資料館学芸員)が加わった。

また、この成果の概要は11月8日に開催された第13回石見銀山遺跡発掘調査委員会によって発表された。

第2節 調査の方法

調査方法はいままでの調査をふまえ、下記の方法とした。

①該当範囲の地形測量図を準備する。

大田市教育委員会作成の「石見銀山遺跡地形

図」(縮尺1:500、1mコンター)の既製図を利用した。

②調査に支障となる下草等を除去する。

基本的に土中に埋まった個体は掘り出さないが、大部分露出しているものについては表土や落ち葉を除去した。

③銘文の有無を確認する。

銘文がある個体は銘文が見えるようにし、付着物を除去する。

④石造物に仮番号を付ける。

原位置、転落の区別なしに実測可能なもの全てに仮番号をふる。荷札に油性ペンで数字を記入し、太い輪ゴムで石造物に留める。

⑤地点を記録する。

各平坦面ごとに地点を記録する。また、大安寺跡や勝源寺等では配置図を作成した。

⑥写真を撮影する。

仮番号を付けた石造物を全てデジタルカメラで撮影し、現地でパソコンに入力する。

⑦石造物調査カードを作成する。

カードに直接実測し、種類、銘文など必要事項を記入する。

⑧拓本を採る。

不明瞭なものを中心に採取した。銘文の風化や線が細く、また苔が付着しているなど、困難であった。

⑨調査カードを整理する。

今後の活用を考え、PCソフト「ファイルメーカー」を使用し、調査カード、拓本をスキャナーで取り込み、デジタルカメラで撮影した写真と併せて、個体別にカードを作成し、パ

ソコン管理を可能にした。

⑩一覧表・グラフを作成した。

表計算ソフトを活用し、法量・銘文などの表を作成した。

②～③は調査前にある程度作業員でおこない、調査開始後は立正大学学生と作業員が共同して行った。④以降は立正大学学生が行い、⑤～⑧までは担当者毎に並行して作業を行った。

課題と改善点

デジタルカメラやパソコンなどを使用したため現場作業はスピーディーになったが、入力等の整理作業の手間が増え、また、パソコンなど機器を使用する者に負担がかかった。

第3節 各調査地点の概要

1. 安養寺

大田市大森町大森ホ226に所在し、清水谷の入り口付近に位置する。山号を仙頂山といい、浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。大永3年(1523)、浄印和上が再建したと伝えられ、もと仙の山にあり天台宗寺院であったが、本願寺9世実如上人の時(1458～1525)徒弟となり、真宗に改宗した。

明治前期の「寺院明細帳」には「嶋根縣管下石見国瀬摩郡佐摩村字銀山、本山本願寺末、真宗本願寺派安養寺、一本尊阿弥陀如来、一由緒元天台宗ノ末派、浄土寺ノ住職浄印儀ハ、江戸麻布真宗善福寺了海上人ノ孫了栄ノ教義ニ随喜シ、本願寺第九世實如上人之節真宗ニ改メ、了栄ヲ后住トナシ、仙頂山安養寺ト号ス、大永三末年三月廿五日再建、一本堂桁行六間半梁桁七間、一庫裏 桁行五間半梁桁八間、一鐘楼七尺四方、一経蔵貳間貳尺四方(後略)」と記されている。

2. 勝源寺

大田市大森町大森イ430の1に所在し、大森代官所跡近くにある。山号を安養院即応山といい、浄土宗智恩院派に属し、本尊は阿弥陀如来である。当寺の創建は、一説では慶長6年(1601)

のちに石見銀山2代目奉行となった竹村丹後守道清が大檀那となり、白譽上人によって開山されたと伝えられ、また一説によれば元和2年(1615)竹村丹後守が大檀那となって、白譽上人が瀬摩郡久利村(現大田市久利町)にあった廃寺を移して建立したとも伝えられる。

境内にある東照宮は慶長18年(1613)、大久保石見守長安の後任として2代目奉行となった竹村丹後守が、元和2年(1616)四月死没した家康の菩提を弔うため自ら大檀那となって、当時久利村にあった廃寺を移して境内に家康の位牌を安置し、これを建立したという説がある。しかし、久利村にあったと伝えられる廃寺については不明である。

当寺には歴代の奉行・代官の尊崇を得て数々の寺宝、文化財が保存されており、境内には県指定史跡2代目奉行竹村丹後守道清墓所(石室1基、宝篋印塔1基)をはじめ、同史跡15代代官鈴木八右衛門墓所、22代代官関忠太夫勝榮墓所、同史跡43代代官前沢藤十郎墓所、同史跡54代代官森八左衛門墓所や、市指定文化財建造物四脚門・本堂などがある。

明治前期の「寺院明細帳」には、「島根縣管下石見国瀬摩郡佐摩村字大森町、知恩院末 浄土宗鎮西派 勝源寺、一本尊 阿弥陀如来、一由緒 元和元年元銀山料御奉行竹村丹後守道清公開基壇タシテ白譽創建、一本堂 桁行六間半 梁行六間、一庫裏 桁行六間 梁行八間、一門 桁行老間半 梁行二間、一納屋 桁行二間 梁行三間、一湯殿 桁行老間半 梁行二間半(後略)」と記されている。

3. 大安寺跡

大田市大森町銀山ホ205に所在し、下河原地区銀山川の右岸側に位置する廃寺である。山号を正覚山といい、浄土宗に属し、大森町極楽寺末、本尊は阿弥陀如来である。由緒は、慶長10年(1605)石見銀山初代奉行大久保石見守長安が菩提寺として瀬摩郡磯竹村(現大田市五十猛町)出身の極楽寺三世良随を招いて創建したのが始まりという。その後の経緯は明らかでないが、最後の再建は明治8年(1875)、銀山の

衰退に伴う人口の流出により寺院の維持管理が不可能となり、さらに昭和18年水害で大破したため昭和22年本寺極楽寺に合併し廃寺となった。当地には国指定史跡大久保石見守墓と、寛政6年(1794)2月、39代代官谷弥五郎長昌撰による石見守祀公碑がある。

明治前期の「寺院明細帳」には、「嶋根縣管下石見國遼摩郡佐摩村字銀山、極楽寺末 浄土宗鎮西派大安寺、一本尊阿弥陀如来、一由緒慶長十一年本寺極楽寺第三代目住職良隨開基銀山前奉行大久保石見候より建立寄附其後度々修理、明治八年再建、一本堂 ケタ行四間半ハリ行二間半、一本納屋 同二間 同九尺(後略)」と記されている。

4. 大龍寺跡

大龍寺跡は大田市大森町銀山に所在し、休役所跡近くの大龍寺谷に位置する。山号は不詳、臨濟宗東福寺末に属し、本尊は釈迦如来であり、現在は益田市高津町大字高津浜に所在する。創建者は以清和尚で、天正13年(1585)の創建と伝えられるが、現地には開山塔とみられる天正10年(1582)在銘の無縫塔が存在する。同寺は後年の嘉永4年(1857)、洪水のため堂宇が破損し、時の兼務住職邑智郡浜原村妙用寺遠洲和尚によって再建されたが、明治27年(1894)には現在地に移転することとなった。

大龍寺はもともと檀徒がなく、荒廃し無住となった時期もあるが、現在は益田市遠田町東方寺住職によって管理され、近隣の有志の世話で御堂が建立されている。同寺に懸かる「大龍寺」と記した扁額が銀山時代の由緒あるものと伝えられる。

明治前期の「寺院明細帳」には、「嶋根縣管下石見國遼摩郡佐摩村字大龍寺谷、本山東福寺末、臨濟宗 大龍寺、一本尊釋迦如来、一由緒 創立天正一三年西三月以清和尚開基其後嘉永四年亥六月廿日洪水堂宇破損シ當時兼務當國邑智郡濱原村妙用寺一四代目住職遠洲和尚現今之堂宇再建、一本堂庫裏一棟 桁行四間 梁行三間(後略)」と記されている。

5. 妙蓮寺

大田市大森町大森ハ483に所在し、大森地区で銀山川が大きく蛇行する地点の左岸側に位置する。山号を亀隆山といい、日蓮宗要法寺末に属し、本尊は日蓮上人である。伝えによると、創建は慶長15年(1610)、要法寺16代日陽上人の弟子、本妙院日施上人によって開基されたという。大森町にはかつて日蓮宗寺院が9カ寺あったが、現在は妙蓮寺1カ寺のみである。現在当寺にある厨子、須弥壇はもと当銀山にあった本法寺のものと伝えら、日蓮上人御像は同じく銀山にあった妙本寺のものとされている。因みに、本法寺は現在埼玉県行田市に、妙本寺は平田市に移転している。境内には45代大森代官阿久沢修理の墓石がある。

明治前期の「寺院明細帳」には、「嶋根縣管下石見國遼摩郡佐摩村字大森、要法寺末 日蓮宗勝劣派 妙蓮寺、一本尊祖師日蓮、一由緒 不詳、一本堂 桁行三間半 梁行五間 一庫裏 桁行三間半 梁行三間半、一境内佛堂 一字、地藏堂 本尊地藏尊 由緒不詳 建物 桁行一間 梁行一間(後略)」と記されている。

6. 熊谷家墓地

熊谷家は屋号を「田儀屋」といい、古文書等によると17世紀に山師として石見銀山に関わり、18世紀前半には代官所に近い現在地の大田市大森町に居住したとされる。同家は代官所の公金出納を取り扱う掛屋や御用屋、町年寄を勤め、さらには鉱山業、酒造業なども営んだ多角的経営者としての性格を持っていることで知られている。同家の住宅は銀山で最大規模を誇る商家住宅として先年重要文化財に指定され、現在は大田市に寄附されて保存修理事業を実施中である。熊谷家の墓地は勝源寺と道路を挟んだ丘陵裾にあり、5代目からの当主とその家族等の墓石が確認できる。

参考文献

三瓶古文書を読む会「石見銀山百か寺」1995
大森町役場「寺院明細帳」1879

第4章 各悉皆調査の概要

第1節 各所在確認できた石造物の概要

平成13年度に石造物の所在確認を実施した墓地は、浄土真宗・安養寺、浄土宗・大安寺、臨済宗・大龍寺、浄土真宗・熊谷家墓地、浄土宗・勝源寺、日蓮宗・妙蓮寺の6箇所である。

平成11年度に日蓮宗・妙正寺、平成12年度には曹洞宗・龍昌寺と特定宗派の寺院に伴う墓地を調査してきたが、平成13年度には宗派の異なる寺院に伴う墓地を対象として安養寺・大安寺の調査を実施した。

また平成12年度に調査を行った龍昌寺においては2基の代官墓が所在していたが、平成13年度は銀山地区の寺院墓地に所在している奉行・代官墓を調査対象として多数所在している勝源寺、関連として妙蓮寺所在の1基の代官墓を調査した。さらに異なる階層の墓石の実態把握のために、銀山地役人の墓地の典型として熊谷家墓地の調査を行った。

各調査地点で所在確認できた石造物の数は、寺院の立地する谷戸の南北両側の尾根上に墓地が展開している安養寺で375基、江戸幕府直轄領となった石見銀山を本格的に開発した大久保長安の墓所である大安寺で115基、谷戸の奥部に小規模な墓地が形成されていた大龍寺で73基が確認された。

熊谷家墓地では10世代268年間に造立された60基ほどの墓標と燈籠などで82基、勝源寺では6基の代官墓と関連する8基の墓標・燈籠で25基、妙正寺では1基の代官墓と3基の燈籠の4基が確認された。

これら合計674基の石造物は調査時点において番号を付して調査した石造物の合計であり、種別によっては部材の組合せが異なっており部材数の総数とは異なっている。

6箇所の調査地点において確認できた石造物の種別は、墓塔としては石見銀山地区に特有な一石宝篋印塔・一石五輪塔・組合せ宝篋印塔・

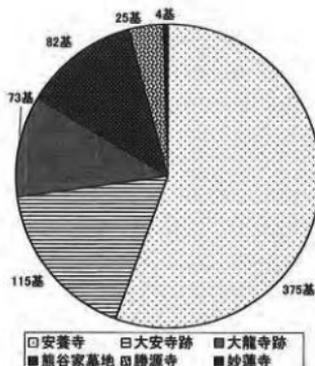


表1 調査地点別石造物集成表

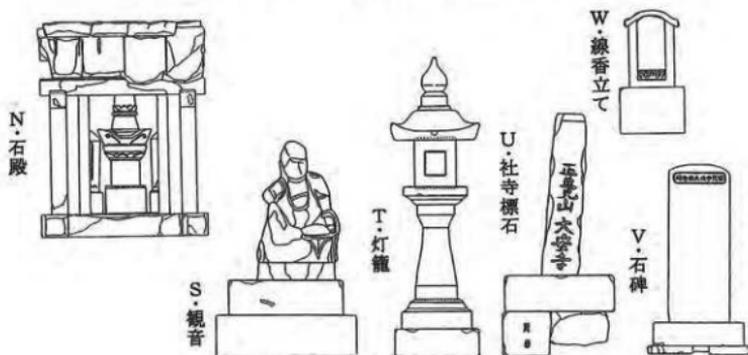
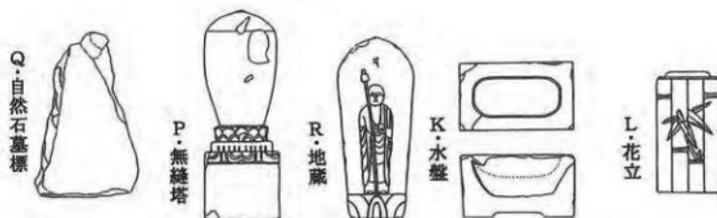
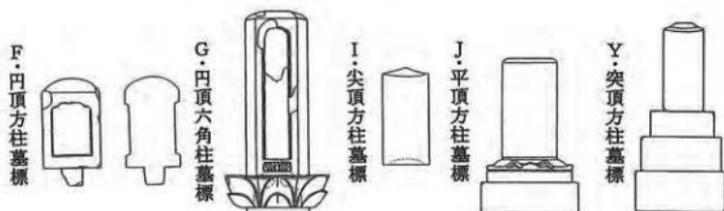
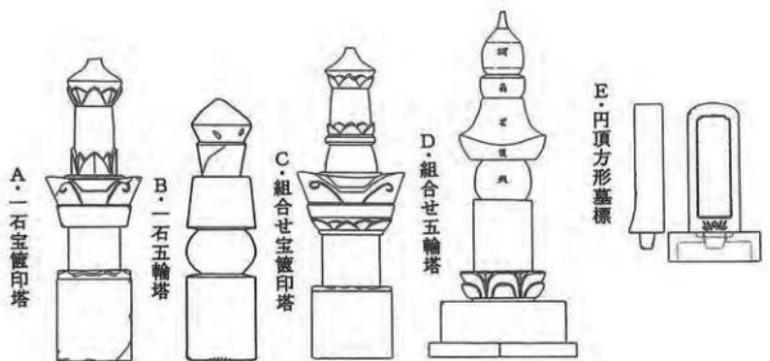
組合せ五輪塔・無縫塔の5種類、墓標として円頂方形墓標・円頂方柱墓標・円頂六角柱墓標・尖頂方柱墓標・平頂方柱墓標・突頂方柱墓標と自然石墓標の7種類、そのほか地藏・観音・布袋像、水盤・花立て・線香立て、燈籠・石碑・社寺標石、石殿・台石・要石・石臼の合計25種類である。

これらのうち最も多く確認されたものは、墓標のうちで浄土真宗に特有な円頂方柱墓標であり、安養寺所在石造物総数375基のうち254基と68%を占めている。

また勝源寺に所在する竹村丹後守の墓塔は、石材を組合せた切妻平入の屋根を有する覆屋である石殿内に安置されている。銀山の各地点で石殿の部材は多く確認されているものの、旧状を保持して確認される資料はこの1基のみであり、江戸時代初期の上位階層の墓所の実態を明示するものとして極めて貴重な資料である。

平成11・12年度の調査により明確になった様相は、17世紀代では一石宝篋印塔・一石五輪塔を主体として各種の墓塔が造立されて墓地が造営されている点である。

平成13年度の6箇所の調査地点では、安養寺・大安寺・大龍寺で一石宝篋印塔・一石五輪



第2図 平成13年度悉皆調査地区の石造物

塔の所在が認められ17世紀代よりの墓地形成が確認されたものの、いずれも僅少であり本格的な墓地の造営が想定されるところではなかった。安養寺墓地において18世紀代以降に本格的な墓地の造営が確認されたほかは、小規模な墓地の形成に留まるものであった。

種別	A	B	E	F	I	J	Q	R1	R2	M	H	S	X	合計
A地区			3	4										7
B地区			4	4	31			3		3	4			45
C地区			6	29				1	3		1			40
D地区			8	32	1			1			2			44
E地区		1	3	11				5	2		2			24
F地区				8	34			6	4	1	1	1		64
G地区				11	37			1	1	1			1	50
H地区				18	76		2	1	1	1	1			101
合計	10	3	58	254	1	2	1	17	10	6	11	1	1	375

表2 安養寺・地区別石造物一覧表

第2節 安養寺の石造物の概要

(1) 石造物の分布と変遷

浄土真宗・安養寺に付設して造営された墓地は、幅約40mの幅の谷の入口部分に立地する寺院の両側の尾根に立地している。南側の尾根では頂部分に長さ約130mにわたって形成されており、墓標の集中地点ごとにA～Fの地区に分割して調査を行った。

谷を挟んで北側の尾根に立地する墓地は、谷に面した南側斜面のやや窪んだ地点を幅約47mにわたって6段に造成して形成されており、まとめてH地点として区分した。北側尾根の更に北側は、前年度に調査を行った曹洞宗・龍昌寺の立地する谷戸である。

南北の尾根に立地する墓地は既に無縁化しており、現在に祭祀の継続している墓地は、寺院の背後に数家の墓地が認められるに過ぎない。江戸中期を最高とする人口の動態を墓地の様相に確認することができるのである。

南側尾根の頂部分に立地する墓地は、標高の高い地点から番号を付して調査を行った。

A地点は標高216～221mにかけて集中する地点であり、円頂方形墓標3基と円頂方柱墓標4基の合計7点が確認できた。墓標の紀年銘から、1792(寛政4)年から1838(天保9)年までの47年間の造営を確認できた。

B地点は標高205～214mにかけての35mほどの範囲である。確認できた石造物は、円頂方形墓標4基、円頂方柱墓標31基、地藏3基、台石3点、要石4点の合計45点である。墓標の紀年銘から、1725(享保10)年から1839(天保10)年までの115年間の造営を確認できた。

C地点は標高198～203mにかけて集中する地点であり幅28mほどの範囲である。地区の先

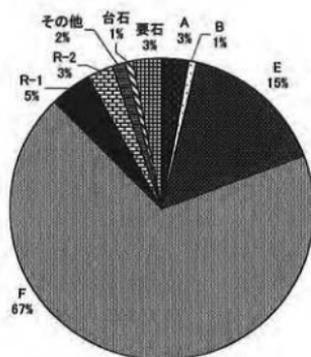
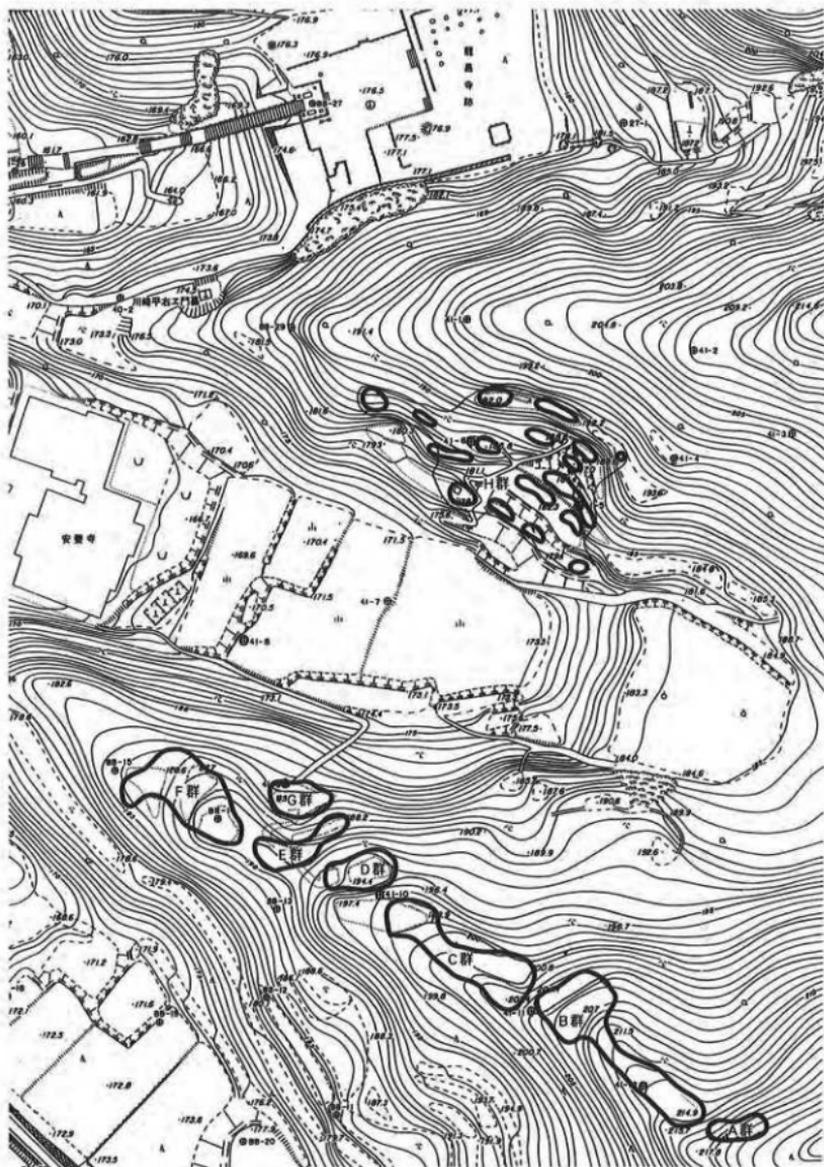


表3 安養寺種別集成表

端部は幅5mほどを明確に造成して墓地を形成している。確認できた石造物は、円頂方形墓標6基、円頂方柱墓標29基、地藏1基、地藏台座3点、要石1点の合計40点である。墓標の紀年銘から、1722(享保7)年から1917(大正6)年までの196年間の造営を確認できた。

D地点は標高193～195mにかけて幅6mほどを造成して形成された墓地である。確認できた石造物は、円頂方形墓標8基、円頂方柱墓標32基、特異な尖頂方柱墓標1基、地藏1基、要石2点の合計44点である。墓標の紀年銘から、1757(宝暦7)年から1873(明治7)年までの117年間の造営を確認できた。

E地点は標高188m～192mにかけて集中する地区であり、尾根に直交して長さ18mほどの範囲である。確認できた石造物は、一石宝篋印塔1基、一石五輪塔3基、円頂方柱墓標11基、地藏5基、地藏台座2、要石2点の合計24点である。墓石の紀年銘で最古の年代を示すのは一石宝篋印塔の1706(宝永3)年であるが、近世



第3圖 安養寺石遺物分布圖

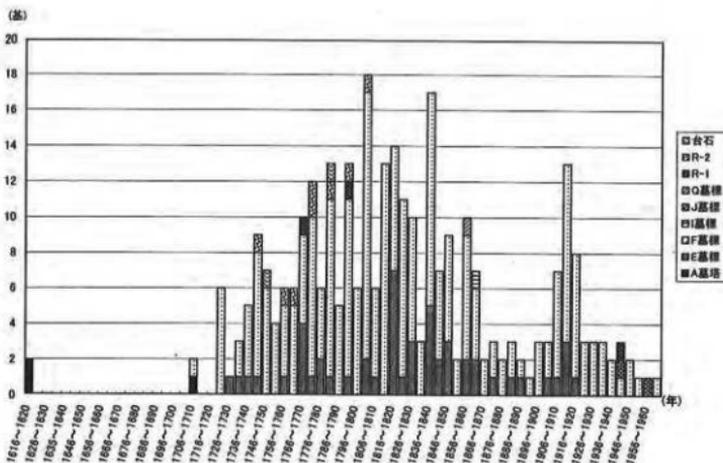


表4 安養寺墓石造立変遷表

墓標では1748(寛延元)年から1861(文久元)年までの114年間の造営を確認できた。

F地点は南側尾根の先端部を占める標高186m~190mにかけての長さ22mほどの範囲である。確認できた石造物は一石宝篋印塔9基、円頂方形墓標8基、円頂方柱墓標3基、観音像1基、地藏6基、地藏台座4点、台石1点、要石1点の合計44点である。紀年銘から、1736(元文元)年~1838(天保9)年までの103年間の造営を確認できたほか、一石宝篋印塔では1618・9(元和4・5)年の紀年銘が認められた。

G地点は谷部から尾根への小径の終点部分の、標高184m~195mの尾根の北側斜面の窪んだ地点であり幅10mほどである。確認できた石造物は、円頂方形墓標11基、円頂方柱墓標37基、台石1点、石臼1点の合計50点である。紀年銘から、1722(享保7)年から1873(大正2)年までの191年間の造営を確認できた。

H地点は、谷を挟んだ北側尾根の南側斜面に立地する。幅約47m、奥行き約23mほどのやや窪んだ斜面を6段に造成して墓地が形成されており、斜面に斜行して中央部に小径が設けられている。1段目は4箇所、2段目は3箇所、3段目は4箇所、4段目は1箇所、5段目は2箇所、

6段目は3箇所に分かれて家ごとに墓地が造営されていた。

確認できた石造物は、円頂方形墓標18基、円頂方柱墓標76基、平頂方柱墓標2基、自然石墓標1基、地藏1基、地藏台座1点、台石1点、要石1点の合計101点である。紀年銘からは、1736(元文元)年から1964(昭和39)年までの229年間の造営が確認できた。

A~H地点で確認できた墓石の総数は346基であり、主体をなすのは254基と全体の73%を占める浄土真宗特有の墓標型式である円頂方柱墓標である。これに次いで58基と全体の17%を占める円頂方形墓標であり、E・Fの両地点のみに確認できた一石宝篋印塔と一石五輪塔は10基と3基の合計13基であり4%を占めるのみである。

南側尾根の頂部分に長さ約130m、北側尾根の南側斜面に幅約47mに形成された墓地の各地点を、確認できた墓石の紀年銘で形成の過程を確認すると、一石宝篋印塔と一石五輪塔が所在したE・Fの両地区が形成の端緒をなす。

これら両墓塔合わせて13基のうち、確認できた紀年銘はF地点の一石宝篋印塔の1618(元和4)年・1619(元和5)年と、E地点の一石

宝篋印塔の1706(寛延元)年であり、ほぼ17世紀代に形成された点が確認できる。

これら紀年銘の認められた一石宝篋印塔の銘文に確認される戒名は「〇〇禪定門」・「〇〇禪定尼」である。これは18世紀代以降の浄土真宗の戒名とは異なっており、恐らく南側尾根頂部先端部分に形成された17世紀代の墓地は浄土真宗・安養寺との関係は無かったものと考えられるところである。

18世紀代以降の墓標に認められる戒名は「釋〇〇」を基本とするものであり、明確に浄土真宗・安養寺に関連する墓地の墓標たる点は明白である。確認された墓標の紀年銘から想定される南尾根頂部各地区的形成状況は、C・Gの両地区が1725(享保10)年以降に墓標の造立を開始した点が確認できるが、斜面窪地に立地するG地区は移転再配置した墓標が目立つところである。

尾根の先端部を占めるF地区では、1736(元文元)年以降の造立と確認できるが、前代から墓地として利用されていた地点であり、後代に移転された可能性が高いものと考えられるところである。同様に17世紀代に墓地としての利用が開始されていたE地点は、1748(寛延元)年以降の墓標の造立である。

尾根頂部を明確に造成したD地区は、1757(宝暦7)年以降の墓標造立であり、やや遅れる。D地区の墓標40基のうち15基は同一家系に属するものであり、F地区からの墓地移転と確認できる。

南側尾根で最も遅れる利用は最高部を占めるA地区であり、18世紀も最末期の1792(寛政4)年以降であり、47年後の1838(天保9)年の造立を最後としている。

E・Bの両地区でも天保期を最後に墓標は造立されておらず、E地区は幕末の文久期で終焉している。従って明治期以降にも利用されている地区は、C・Dの2地区のみと確認できる。

この南尾根墓地の様相に対して、北側尾根の南斜面に立地するH地区墓地は、多くの箇所が明治期以降に継続している。確認された墓標で最も古く遡る資料は、3段目の最西部

を占める箇所所在した1736(元文元)年例である。

6段合計17箇所のうち、明治期以降にも墓標の造立の確認できる箇所は10箇所を数えるところであり、総体としては南側尾根から北側尾根へと墓地の立地を変更したものと看取されることである。北側尾根斜面に立地する墓地で最新の資料は、昭和39年の造立例である。

両尾根に展開した墓地に造立された墓標のうち、確認された紀年銘により造立年代の明確な資料により、墓地様相の変遷を確認してみたい。5年ごとの括りて造立数の変遷を見ると、17世紀代では確認された資料は2例のみであるが、墓塔を用いた小規模な墓地が南側尾根上に展開した点が確認され、近世墓標造立した新規墓地は18世紀の始まりとともに開始されたことが知られる。

その開始当初より浄土真宗系に特徴的な円頂方柱墓標が主体をなして造立されており、1801~1805年が最盛期となる点を窺知することができる。その後幕末に従って漸減し明治期の1891~1895年間の造立数は1基と最低となるが、大正初年の1911~1915年間には13基と増加し、以後昭和30年代で終焉する。

この様相を既往の調査成果と比較すると、18世紀後半から19世紀前半を最盛期とする点は類似するところであるが、それぞれの墓地固有の細かな相違を明示している。

(2) 確認された石造物の種類

谷を挟んで南北の尾根に展開した安養寺墓地の各地区で確認された石造物の種類は多くは無い。墓石は中世以来の系譜を有する墓塔と近世墓標、早世した幼児の墓石として多用された地蔵などである。墓石以外では墓標の台石、鉱石の砕石に使用された要石・石臼などである。

墓塔として確認されたのは一石宝篋印塔と一石五輪塔のみであり、他寺院に伴う墓地では必ず所在を確認できた組合せ宝篋印塔と組合せ五輪塔を欠いている。既に調査報告を果した日蓮宗・妙正寺、曹洞宗・龍昌寺墓地における墓石の検討では、墓塔のみで形成される17世紀代の

様相では、組合せの2種の墓塔は相対的には上位階層に属する供養対象者を想定することができるであろう。

17世紀代の墓地として利用されていた地区はE・Fの2地区のみであり極めて小規模であった点を考慮すると、上位階層の墓は営まれなかったものと考えられよう。

角材を素材とする近世墓標では、高さのそれほどではない幅と厚さの拮抗する横断面が正方形に近い頂部を円く仕上げた円頂方柱墓標を主体としている。この形態の墓標は、特徴的な戒名と相俟って、既往の他宗派寺院墓地に混在する資料から浄土真宗に特徴的な型式と認識されるところであり、ここで報告する安養寺墓地では墓石総体のうち73%の高率を占めている。

この型式に次いで、幅に対して厚さが下回る横断面が長方形を呈し、頂部を円く仕上げた円頂方柱墓標が17%を占め、合わせて90%となる。

この2種のほかに、頂部の中央を尖らせた尖頂方柱墓標が1基、頂部を平坦に仕上げた平頂方柱墓標が2基確認されたのみである。

地蔵は立像と座像を合わせて17基であり、これは立体表現のものや板材に浮き彫り表現したものの区分がある。台座は10点認められたのみである。

鉾石の碎石に使用された要石は、南側尾根の各地区で10点、北側墓地で1点の合計11点の所在が確認された。既報告の妙正寺・龍正寺墓地でも多数確認されたところであり、本来墓地には必要とされるものではない点を考慮すると、墓標の銘文には明確ではないものの、鉾山関連の戦種に携わった故人の墓地造営に伴って搬入された資料と考えられるところである。

(3) 浄土真宗系墓標の特徴

一般的に角材を素材とした近世墓標においては、宗派に特有の墓標型式は認められないと指摘されている。これは特定地域の様相を恰も普遍化できる事象と安易に認定した結果と思慮されるところであり、近世墓標の実態把握は緒についたばかりであり未だ充分ではない。



四方円：二方形＝89：11

表5 円頂方柱墓標分類図

石見銀山寺院墓地に窺知できる箇所では、方柱石材の頂部を円く仕上げた高さの顕著ではない円頂方柱墓標を浄土真宗に特有の墓標型式と認識することが可能である。

円頂方柱墓標は近世墓標においては、先行する厚さの顕著ではない方形類墓標に継起して造立された、厚さが幅に等しい方柱類の一類として現出するところであるが、他地方においては決して主体を占める型式とはなっていない。

既往の調査で判明したところでは、浄土真宗系墓標のみに限定されるところではないが、圧倒的に「釋○○」の浄土真宗系の戒名を鐫刻する例が占める。

従来は頂部が円く、本体が方柱状を呈する墓標を一括して円頂方柱墓標と呼称してきたが、安養寺墓地で254基の多数が造立された資料は、細分すると9種類に分かつことができる。

- A～本体正面の輪郭を有しての一段切り込みの有無
- B～本体下端の蓮座鐫刻の有無
- C～頂部を前後左右の4方向から円く仕上げるものと、左右の2方向から円く仕上げるもの
- D～本体下部のホゾの有無

の4点による区分では16種類の区分が可能であるが、実際に確認できるところは表示したように9種類に留まる。

区分の対象は確認できた円頂方柱墓標254基のうち247基であるが、頂部の整形において4方向から円く仕上げる資料が圧倒的であり、4方向仕上と2方向仕上の比率は89：11とな

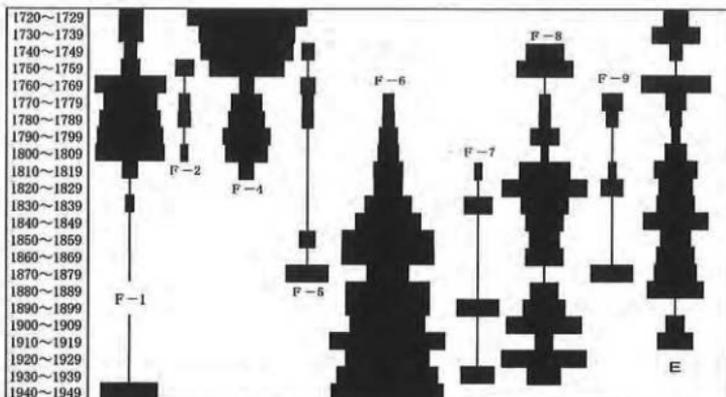


表6 安養寺・主要墓標変遷表

る。最も整った①類 (17~21) は41基と総体の17%を占め、頂部の仕上のみ異なる②類 (22) は僅かに4基のみの確認である。

蓮座を伴わずに輪郭を有し、頂部を4方向から仕上げる種類のみ本体下部にホゾを伴う③類 (23~26) が認められるが6基の確認に留まり、ホゾを伴わない④類 (27~32) の45基 (18%) とは明確な違いを示す。

従前明確になった銀山の墓標の様相では、墓標本体下部にホゾを有する墓標型式は台石と組合さることにより造立が可能となる位牌形墓標・方形類墓標に顕著に認められたところであり、円頂方形墓標が厚さを増した結果、円頂方形墓標が現出すると消失していた要素である。安養寺墓地で確認された③類のうち、紀年銘が確認できた資料は1例のみであるが、その年代は1708 (宝永5) 年と確認最古である。

このことは、円頂方形墓標は自立可能な形態でありホゾは既に痕跡器官化している点を明示するとはいえ、時期的な遷変を確認させるところである。

輪郭を有して蓮座を伴わない頂部2方向仕上の⑤類 (33・34) は7基のみの確認である。墓標正面が平滑で蓮座を伴い頂部4方向仕上の⑥類 (35~37) は74基 (30%) であるのに対し、2方向仕上の⑦類 (38) は6基のみである。最

も簡素な表面平滑で蓮座を伴わない頂部4方向仕上の⑧類 (39~43) は56基 (23%) に対して、2方向仕上の⑨類 (44) は8基に留まる。

即ち円頂方形墓標のうち主体をなして造立されたのは、9種類の中の①・④・⑥・⑧類の4種類であり、合わせて88%の高率を占める。

これを造立年代の変遷でみると、各類は排他的に造立されるものではなく4~8種類が同時期に併存する状況を確認できる。これら各類の併存状況は頂部4方向仕上が主体をなすことに明確なように、各類が拮抗して推移するものではなく各時期に主体をなす型式が明確である。

I期 1720 (享保5) 年以降を10年ごとの造立数の変遷をみると、1750年代末では④類が主体となりこれに①・⑧類と円頂方形墓標が伴う状況が明確である。

II期 次の1760~1800年代の様相は、④類に代わって①類が主体をなし④・⑧類が伴い、新たに⑥類が現出し、円頂方形墓標が伴っている。

III期 1810~1860年代では、前半は⑧類、後半は⑥類が主体をなして相互が補完しあっている。これらに拮抗して円頂方形墓標が伴っており、その他僅かである。

IV期 1870年代以降、すなわち明治期以降では⑥類が圧倒的であり、⑧類は安定した存

在ではない。

安養寺墓地における円頂方柱墓標の造立状況は、上記した如くに4期に分かっての変遷を確認することができるが、大きくは④類→①類→⑧類→⑥類の変遷と確認できる。

①類と④類の差異は、墓標正面を輪郭を有して一段抉る頂部を4方向から円く仕上げる種類のうちで、下端に蓮座を伴うか伴わないかという点である。最も整った型式の主体を占める時期がやや遅れる点は、一般的な遺物の型式変遷の状況に反している。この点は⑥類と⑧類との間でも確認される。

安養寺墓地における円頂方柱墓標は、特に墓標本体の高さが低平である点が特徴的である。これを10年ごとの平均値で確認すると、1720年代は30.5cmあったものが、徐々に高くなり主体型式が④類から①類に変遷する1760年代には37.2cmと122%に伸びている。その後の70年間はこの数値を下回るものの、1840年代には39.3cmと40cmに近くなりなり、その後の40年間は停滞して1890年代には40cmを超え、以後増加し続けて1930年代には51.4cmと50cmを超えている。当初の数値の168%と大幅な高さにおける拡大を確認することができるのであり、ここにおいて浄土真宗特有の墓標型式は消失したものと理解することができる。

以上に検討した安養寺墓地における円頂方柱墓標は、1708(宝永5)年の③類を初現とするところであるが、現在知られる石見銀山地区における浄土真宗系の墓標は18世紀以降の定型に限定されるものではない。

日蓮宗・妙正寺墓地においては、谷の最も奥まった地点に「釋〇〇」を特徴とする浄土真宗系の墓標82基が纏まって確認されており、このうちの60基が円頂方柱墓標である。このうち17世紀代に遡りして造立された資料は2基であり、1688(貞享5)年と1694(元禄7)年である。前者の型式④類、後者は⑥類であり、安養寺の様相とは異なる。

④類の17世紀代への遡り及安養寺の様相から容易に首肯されるところであるが、17世紀代末葉における⑥類の存在は安養寺の初現とは60年

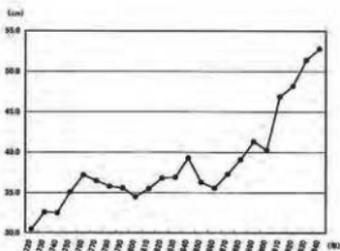


表7 円頂方柱墓標規模変遷表

1725	釋☆☆僧士	釋☆☆童位
1740	釋☆☆僧士	
1743		釋☆☆童
1748		釋☆☆童
1753		釋☆☆童
1755		釋☆☆僧女
1757	釋尼☆☆	
1759		釋☆☆僧女
1764	釋尼☆☆僧女	
1767		釋☆☆童
1770		釋☆☆童
1771		釋☆☆童
1772	釋尼☆☆	
1773		釋☆☆僧女
1775	釋☆☆僧士	釋☆☆僧女
1780	釋☆☆僧士	釋☆☆僧女
1783	釋尼☆☆	
1784	釋尼☆☆	
1785		釋☆☆童
1782		釋☆☆童位
1794		
1795	釋尼☆☆	釋☆☆童
1798		釋☆☆僧女
1802		釋☆☆僧女
1803	釋尼☆☆	釋☆☆童
1805		釋☆☆童
1809	釋尼☆☆	
1816	釋☆☆僧士	
1818		釋☆☆僧女
1822	釋☆☆僧士	
1827	釋☆☆僧士	
1836	釋☆☆僧士	釋尼☆☆
1838	釋☆☆僧士	釋☆☆童
1843		釋☆☆僧女
1849	釋☆☆僧士	
1850	釋☆☆僧士	
1856		釋☆☆僧女
1864		釋☆☆僧女
1877		釋☆☆僧女
1880	釋尼☆☆	
1881	釋☆☆僧士	
1892		釋尼☆☆
1896	釋☆☆僧士	釋尼☆☆
1904	釋☆☆僧士	釋尼☆☆
1905	釋☆☆僧士	
1908	釋☆☆僧士	
1908	釋☆☆居士	
1909		釋尼☆☆僧女
1911	釋☆☆僧士	
1912	釋☆☆僧士	釋尼☆☆
1913		釋尼☆☆
1913		釋尼☆☆僧女
1914	釋☆☆僧士	
1916		釋尼☆☆
1916		釋尼☆☆僧女
1917	釋☆☆僧士	
1918	釋☆☆居士	
1925		釋尼☆☆
1928		釋尼☆☆
1932		釋尼☆☆僧女

表8 安養寺・戒名変遷表

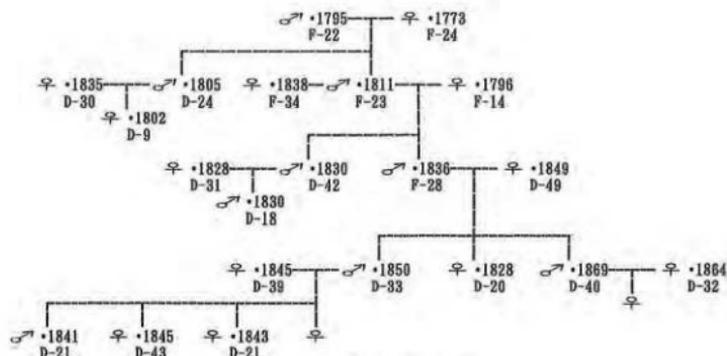


表9 安養寺・K家復元系図表

ほどの懸隔が認められるところであり、浄土真宗系墓標の初現については今後追求すべき課題の一つと認識される。

(4) 銘文の検討

浄土真宗・安養寺墓地に造立された墓標表面には、宗派に特徴的な「釋○○」の戒名が鐫刻されており、過半を占めている。しかしながら他の記載法も多数認めることができる。

既往の調査では、墓石の形態と戒名はある程度関連して顕著に階層性を明示するところであるが、安養寺墓地に造立された墓標では階層差は顕著ではない。院号の認められたのは江戸期においては寺院僧侶の1例のみであり、下位書では信士・信女のみが顕著に確認できる。

「釋○○信士」は1727(享保12)年以降1917(大正6)年までに使用されているが、この約200年間に20～30年の断続期間が3回ほど認められる。対応する「釋○○信女」は、28年ほど遅れた1755(宝暦5)年に使用が開始され、1877(明治10)年までの120年間ほど認められる。この期間内に「釋尼○○」も使用されており、その下限は1928(昭和3)年に降る。

また1909(明治42)年以降は両者が融合した「釋尼○○信女」が多く使用されるようになる。女性に対する戒名がより複雑に使用されている状況を看取できる。また、「釋○○靈」は性別

を問わずに用いられており、最古の1725(享保10)年から、1838(天保9)年に至る110年間ほどに使用されており、戒名記載法の古相と認識することができる。

これらは、「釋○○信士」と同様に20～30年間の断続期間を経て使用されており、この期間内には他種の記載法が採用されている。この20～30年という期間は、寺院住持の代わりに対応するものと理解されるところである。

また戒名の記載法の変遷は、ある程度円頂方柱墓標の形態変遷とも相関するところであり、最長の戒名である「釋尼○○信女」は、墓標本体の高さが40cmを超えた段階での使用が増えている。

安養寺墓地に造立された墓標には、正面の戒名以外に、没年とともに俗名と苗字・屋号などが鐫刻されており、生前に属した階層を明示している。確認できた苗字は、有田・内坂・江原・岡本・兼谷・川嶋・清水・對重・松村・松本の10氏である。A・G地区以外に広く散在しており特に苗字を刻んだ墓標が特定地区に集中することはなく、多数確認された家は1件のみであり、D地区からF地区へと墓地を移している。

屋号の刻まれた墓標はすべての地区に認められ、秋田屋・今屋・魚見せ(店)・おめや・亀屋・久利屋・米屋・栄屋・竹や・俵屋・中田屋・マツモトヤ・三次屋・嘉屋の14例が確認で

きる。このうち今屋・亀屋・依屋例が5例以上が認められ、相応の時間幅を有しての造立が確認できる。また職業を明示する例として木引が認められる。また居住地を示すものかと思われるものとして、上市場・下今屋・依谷・依山・休谷・柳瀬浦の6例が知られる。

墓標にはまた行年をも刻んだ例も少なからず認められる。幼児を除き、15歳から77歳までの行年が認められる男性22人の平均は43.7歳となる。これに対して18歳から83歳まで認められる女性13人の平均は47.7歳となり、やや長命であったことが確認できる。

江戸期の造立で、同一家系に属すると考えられる墓標が多数認められたのは1例のみであった。20基の資料であり、続柄が明確に刻まれた資料は半数ほどであるものの、造立者と年齢を勘案して家系を復元すると、別掲した如くとなる。安永2年に歿した初代の配偶者の墓標造立以降、明治2年に至るまで5代96年間の造立期間を確認することができる。この期間内で20基の墓標は常に個人墓として造立されており、夫婦墓・世代墓などを確認することはできない。他地方の近世墓標の様相から言及されている、個人墓から本体側面をも利用した複数者を対象とする様相への変化は、専ら経済的要因に起因するものかと思慮されるところである。

第3節 大安寺跡の石造物

(1) 石造物の概要

浄土宗大安寺は、石見銀山初代奉行であった大久保石見守長安の菩提寺として建立されたものであり、現在廃寺となっているものの境内には国指定文化財となっている大久保石見守墓と石見守紀功碑が所在している。

この墓と紀功碑は幅・奥行ともに3mほどの、石垣を組み上げ玉垣を巡らした基壇上に並置されており、これらの前面には一対の燈籠が配置されている。

基壇の東側には歴代の住持墓を含む江戸期の墓地が認められ、更に東側の一段低い地点にも現在に継続する墓地が営まれている。

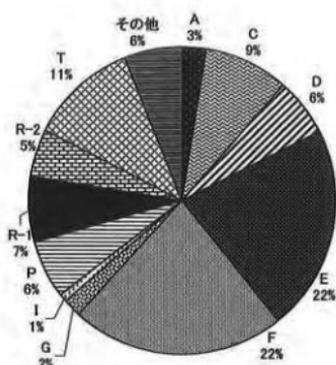


表10 大安寺跡種別集成型

基壇の西側の一段低い地点には最も新しい墓が営まれており、銀山川に面する参道寄りの最も低い地点にも現在は別区画の墓地が営まれている。

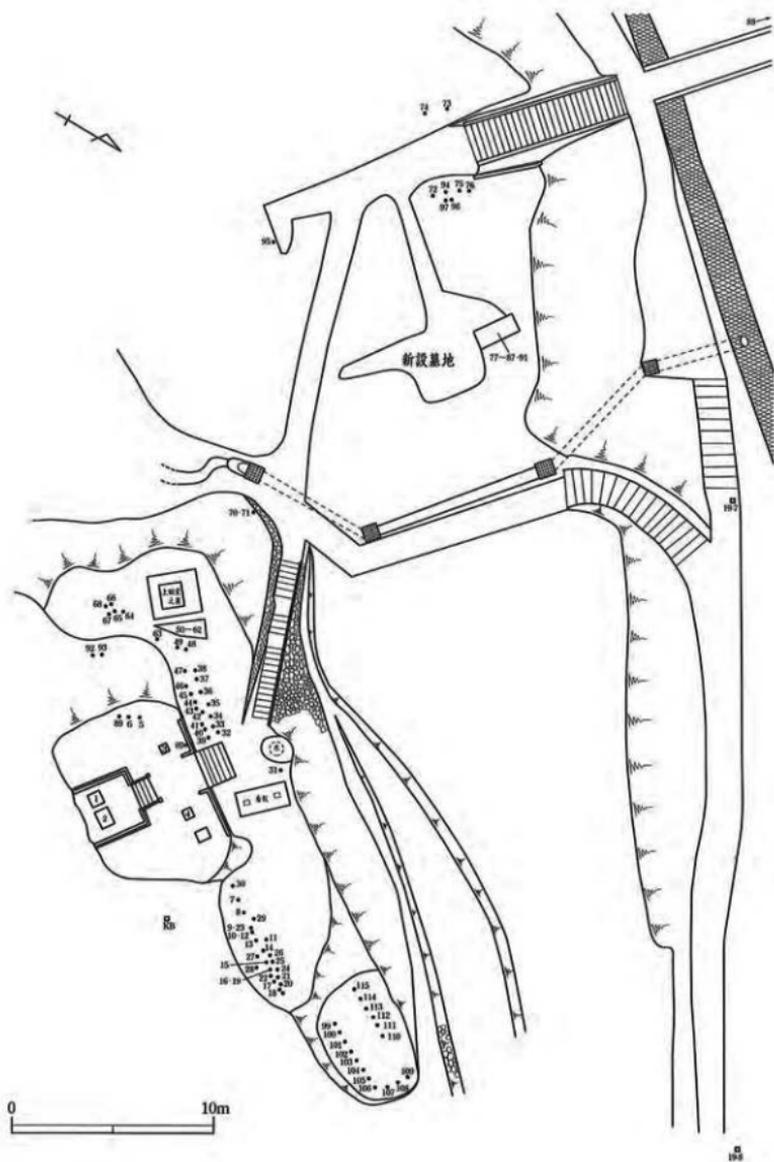
これらの地点で確認された石造物の総数は115点であり、銀山地区の他寺院墓地に比べると決して多くはない。一石宝篋印塔3基、組合せ宝篋印塔部材18点、組合せ五輪塔2基と部材8点、無縫塔5基と台座2点、円頂方形墓標25基、円頂方柱墓標26基、円頂六角柱墓標2基、尖頂方柱墓標1基、地藏14基、燈籠13基などである。

組合せ宝篋印塔と無縫塔、更には特異な円頂六角柱墓標のすべては基壇東側墓地に集中しており、そのほかの墓地は近世墓標をもって造営されている。

確認できた石造物中で最古の年代を示すのは、一石宝篋印塔に窺える1610（慶長10）年であり、次いで1664（寛文）の年代を示す資料も同じく一石宝篋印塔である。

すなわち大安寺墓地においては一石五輪塔の所在は確認できなかったものの、一石宝篋印塔に明示される17世紀代に墓地の形成が開始された点を確認することができる。この様相は、銀山地区における一般的な様相と合致するところである。

一石宝篋印塔の造立に次いで確認できる最古



第4圖 大安寺跡石遺物分布圖

石 見 守 大 久 保 公 碑

公諱長安初名信安和州人也本姓未詳徵時以雜技仕甲武田氏武田氏凶客事大久保相模
 候忠隣忠隣叔父忠佐奇其才命冒姓大久保稱十兵衛

神祖出行駐 駕駿之巖瀨公因青山幸成上言開鑿金銀山殖貨財焉於是召 見嘉納具言

慶長五年庚子遠公及彦阪刑部監石州銀山既而率州人勝任者誰某至佐州鑿金山有功總

管諸道金銀山之事九年丙辰叙從五位下石見守先是賜采邑於石見更封武州瀧山入二萬

石或日三萬爲關東典農巡察佐石及伊豆陸奥等金銀山司其事如故十八年乙丑四月二十

五日病卒於瀧山下男十二人各爭嗣國除初公至石州也與極樂寺二世純應上人善以故當

時公所寄附寶器若干云招魂墓之在於此也亦以其遺愛與上人爲莫逆也祠堂所設日大安

或取之公姓諱與今主上人融著與府胥吏相謀欲立碑紀其畧請昌作文而公功績不遠據

史籍而精覈焉乃書土人所傳勒之石爾蓋聞 吾邦太古金銀未產千有餘年矣後稍々出之

而國用未洽仰給異方亦其千年矣慶長五年關原役竣國家一統越明年海內諸州出寶貨古

來所未聞也不獨吾 東方宇宙之間無可此類也若夫石州銀山不詳其始室町季世大内氏

割據關西威服隣國石州亦屬焉遂有銀山致富永祿天正之際雲之尼子藝之毛利皆知其爲

寶藏也戰爭相領且莫易主銀山亦隋而衰聖主之世亦未聞殊功也庚子歲自公初監臨起鑿

抗之業獲生銀其衆不億銀山於斯爲盛今府更祖先皆與而有力焉嗚呼天寶降福於我

國家也而公首言天下金銀山之事遂有成功不亦大英乎

寬政六年甲寅春二月 東都 菅谷長昌撰 本州 佐和口拜書

(左面)

本州

極樂寺現住融譽 建之

府吏中西諷子洋 典之

第5圖 大安寺跡石見守大久保公碑銘文

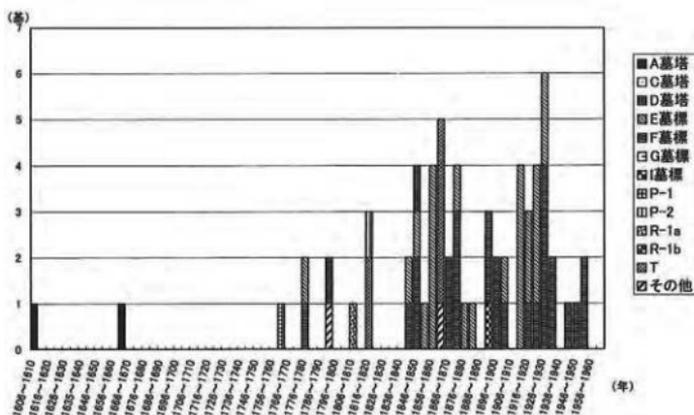


表11 大安寺跡墓石造立変遷表

の資料は、無縫塔の1761(宝暦11)年であり、この間約100年間に造立された墓石は原状では認められない。総体としての資料の遺存が僅少であるが故に実態をどれほど反映しているかどうかは不明であるが、無縫塔造立以後に少数の墓石の造立状況が確認でき、幕末の5年間の5基の造立を最高として、以後は再び減少して昭和初年の6基を確認できた後は激減している。

(2) 石造物の様相

国指定史蹟である大久保長安の墓は花崗岩を使用した五輪塔(56)であり、1794(寛政6)年に再建されたものである。正面に戒名と没年を「大安院殿正譽の朝覚大居士/慶長十八癸丑年/四月二十有五日」と鐫刻し、左面には「雷山兼住極楽寺十四世融譽」と浄土宗・大安寺の住持を兼ねた本山の極楽寺融譽の名前を認めることができる。

墓塔と並置して造立された石見守紀功碑は、台石上の高さ156cm、幅62cmの規模であり、墓塔の再建にあわせて同じく寛政6年に建立されたものである。

上部に横書きで「石見守大久保長安公碑」と表し、この下に17行の碑文を鐫刻している。当代の代官菅谷長昌の撰文によるものであり、長

安の死後に生前の不正を理由として大久保長安家が断絶された後180年を経ての顕彰碑の建立である。

再建以前の大久保長安の墓塔は、基壇東側の墓地内に遺存在した組合せ宝篋印塔のうちの1基かと考えられる。

確認できた5点の笠部は、大きさに見合う規模の相輪とあわせて実測・図示した。このほかには相輪の半切した上部破片が確認できたのみであり、塔身と基礎は一点の所在も確認することができなかった。

相輪は、先端の宝珠の下と下部の伏鉢上の突帯上に蓮弁を表出する特徴を有し、笠は外傾する隔筒りと上部2段の段級、軒下の蓮弁表現を特徴とするものであり、銀山の組合せ宝篋印塔の様式を保持するものである。

5点の相輪と笠の組合せは、60~126cmの大きさであり、最大規模の(96)の全体を復元すると206cmほどの高さとなる。

銘文を鐫刻した基礎が確認されていない為に確実ではないが、遺存した資料から判断すると、この(96)が当初に造立された大久保長安の墓塔の可能性が高いものと考えられる。

組合せ五輪塔の部材も基壇東側の墓地に所在したものである。これまた銘文の表されている

地輪は確認されていない。空風輪・火輪が3個体、水輪2個体の確認であり、3個体ほどが造立されていたものと考えられる。

基壇東側の墓地に確認できた歴代住持の墓塔は、無縫塔と円頂六角柱墓標である。実測・図示した無縫塔は、隣接して部材別になっていたものを組合せたものであり、本来的なものではない。(93)は1761(宝暦10)年に示寂した大安寺の8世野譽の墓塔であり、(89)の台座は1817(文化14)年の12世照譽の墓塔である。また(92)の台座には眞譽の名前が確認でき、この他の3基の無縫塔も歴代住持の墓塔と考えることができる。

円頂六角柱墓標の(84)には「中興向譽」と確認でき、1777(安永6)年の紀年銘も知られる。並存する(85)の墓標も同型式であり、同様に歴代住持墓と想定できる。

無縫塔7個体に墓標2基を加えても9個体であり、歴代の数に及ばない。混在する五輪塔3個体も歴代住持墓として造立されたものと考えられるところである。

数的に主体をなす墓標は円頂方形墓標25基、円頂方柱墓標26基であるが、多くは明治期以降に造立された墓標である。

またこれら墓標のうちに「釋○○」とした浄土真宗に特有な戒名を表す、他の墓地から搬入されたものと思われる墓標が6基確認できる。

寺院入口の階段脇には(95)の標石が建てられており、参道入口には(94)の標石が所在している。風化のため現在は「大久保」としかみとめられないが、本来「大久保石見守墓所」と表されていたものと考えられる。

第4節 大龍寺跡の石造物

(1) 石造物の概要

大龍寺は、幅40mほどの西北方向に入り込んだ谷戸の最奥部が、派出した尾根により二又に分かれた北側の谷戸に立地している。石造物は谷戸最奥部の平坦面の旧境内地と、この南側の尾根上の小規模な墓地で確認された。

所在の確認できた石造物は、尾根上に62基、

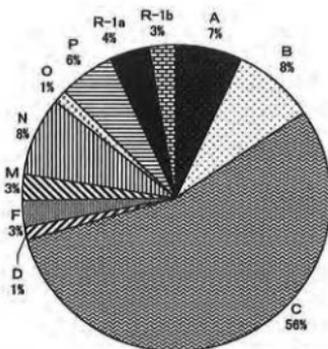


表12 大龍寺跡種別集成型表

旧境内地に11基の合計73基である。これらの種別は、一石宝篋印塔5基、一石五輪塔6基、組合せ宝篋印塔部材40点、無縫塔4基、五輪塔部材1点、地藏6基、布袋像1基、石殿部材6点、台石2点、近世墓標2基である。

特徴的な石造物は、尾根の北側裾に並置していた4基の無縫塔であり、このうちの1基は1582(天正10)年の大龍寺開山塔である。大龍寺の石造物は、墓塔を主体とするところであり、近世墓標は2基の確認に留まる。

(2) 石造物の様相

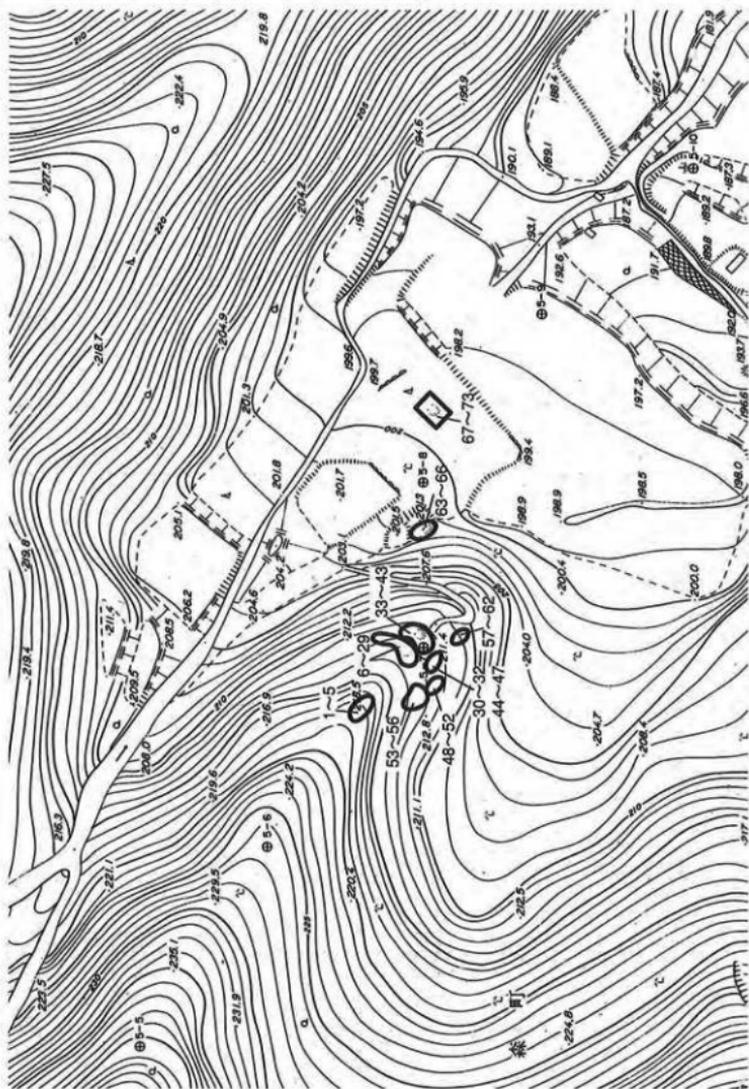
確認された石造物の主体をなすものは、部材数40点を数える組合せ宝篋印塔である。これらの部材は相輪13点、笠15点、基礎12点であり、塔身を欠如している。笠の点数から、最低15個体の組合せ宝篋印塔が、尾根上の狭い範囲に造立されていたものと考えられる。

相輪は長さ50cmほどの短いものと、60cmほどの長いものが認められ、伏鉢上の突帯上に蓮弁を表出するものと、表出しない2種類が認められる。

笠にも2種類の別が認められ、軒下に蓮弁を表すものと、表さないものである。

破片を主体として12点確認された基礎では、4例の紀年銘を認めることができた。

1610(慶長15)年(118)、1615(元和)年



第6图 大龍寺跡石遺物分布图

(114)、1623(元和9)年、1624(寛永元)年の4例であり、17世紀初頭の造立年代を確認できる。

5基確認できた一石宝篋印塔では、1基(101)のみに1670(寛文10)年の紀年銘が認められ、これ以外の造立年代は不明である。

6基確認できた一石五輪塔では、1652(承応元)年と1664(寛文4)年(104)の2例の紀年銘が認められる。このうち承応元年の資料には、地輪部分の戒名の上に「蓮華経」と認められ、本来は上部の空風輪から順番に「南・無・妙・法・蓮華経」と鐫刻されていたものと想定でき、日蓮宗に属する墓塔がこの墓地に搬入されたものと考えられる。

一石五輪塔で高さの確認できる資料は(103)のみであり、48cmを測る。そのほかの資料も小形を特徴とするものであり、火輪部分に「想」(103)、「社」(104)、「智」(105・106)の3種類の文字を表す資料が確認できる。

以上、墓塔に認められた紀年銘からは、17世紀に尾根上に造営された小規模な墓地の存在が確認できる。

尾根上の墓地においては、石殿の部材が破片となって確認された。屋根材が3点確認されたことから、少なくとも異なる大きさの3個体の存在が明確である。

大きい個体は(125)として復元想定した資料であり、3枚からなる底石は完全に遺存していた。3枚合わせて幅92cm、奥行き85cmの大きさの、左右・奥側に幅10cmで深さ4cmほどの小溝を巡らし、壁材を組合せたものと判断できる。

壁材は適宜想定した高さであり左右・奥ともに2枚の板材をして構成したものと思われる。2枚板材の継ぎ合わせは、両方を幅2cmほど厚さを半減して組合せたものである。

明確な屋根材は遺存しなかったものの、棟材は全容が復元できる程度に遺存していた。長さ105cmであり、屋根の傾斜は壁材の傾斜から判断した。左右の壁材の上端は斜り込みを有して傾斜させており、扶りの部分に屋根材の一部を嵌めて安定を図ったものと考えられる。

この想定できた石殿の構成を、銀山地区で唯一全容が確認できる勝源寺所在の2代奉行・竹村丹後守の墓塔を納める石殿と比較すると、柱材を用いない点において大きく相違する。

ここで復元できた石殿構成は、銀山の各墓地で所在を確認できる資料と同じく簡便型式と考えられるところである。

復元・想定できた石殿内に安置できる規模の石塔は、図示した如くに高さ1m程度であったものと想定できる。

小形の個体は(116)で幅53cm、(126)で幅58cmであり、高さ2尺以内の小形の墓塔を安置したものかと思われる。

尾根の北側裾に並置していた4基の無縫塔では、1582(天正10)年(121)、1790(寛政2)年(122)の2例の紀年銘資料を確認できる。

(121)には「大竜開山以清泉大和尚/天正壬午四月十六日/小師恵洪敬白」と銘文を確認できる大龍寺開山塔である。台座・蓮座・塔身あわせて総高は86cmであり、塔身の先端を僅かに欠損するほかは良好な遺存状態である。

台座上端には中央に複弁を配した反花座、この上の段級には縦連子を刻む、時代相を明示する特徴的な造形を施している。蓮座には細かな複弁を2段にわたって巡らしており、造作の丁寧さを特徴とする無縫塔であり、現在銀山地区で確認された最古の無縫塔である。

調査終了後に転移した大龍寺に移設され、開山塔として保存されている。

寛政2年に銘の(122)と、無銘の(124)は台座の形状が類似している。上部が斜めに造作された台座、この上に載った蓮座は類似しているが、塔身の形状はやや異なる。(122)の塔身は丸味を有するのに対して、(124)は直線的となっている。

総高は(122)が84cm、(124)で93cmとやや高い。平成12年度に調査した曹洞宗・龍昌寺で検討した無縫塔の変遷を考慮すると、(124)が年代的に下降する資料と考えられる。

(123)の資料は、塔身が直線的に延び、先端部も突出しており、最も新しい資料と考えられる。これら4基の無縫塔のみが本来の歴代住持

の墓塔であったものとは考えられない。尾根上に造立されていた組合せ宝篋印塔のうちにも歴代住持の墓塔として造立されたものが想定されるところである。

近世墓標は尾根上に2基確認されたのみである。2基ともに円頂方柱墓標であるが、(113)は高さ24cm、(117)は63cmと大きく異なる。(113)は1779(安永8)年、(117)は1748(寛延4)年の紀年銘が確認できる。(117)には「下野田嶋邑産／原平太夫」と確認でき、他国生まれで銀山で歿した来歴を確認できる。

尾根上で確認できた近世墓標は僅か2基のみであり、18世紀以降に本格的に墓地が形成された痕跡に乏しい。臨済宗・大龍寺に属する墓地は、隣接地ではなく、やや離れた地点に造営されていたものと考えられることでもきよう。

銀山地区においては、臨済宗寺院の数は少ない。今回の調査で確認できた墓石では、開山塔と17世紀代の墓塔の内容は若干把握できたものの、18世紀以降の内容は殆ど不明である。

宗派別の墓地・墓標の実態把握という点からすると、臨済宗関連の墓標調査は残された課題の一つとしておきたい。

第5節 熊谷家墓地

(1) 墓地の様相

石見銀山地役人として著名な熊谷家の墓地は、浄土宗・勝源寺と道路を挟んだ丘陵東側裾を造成して造営されている。

現状では丘陵裾に沿って南北の長さ約30m、幅約5mの規模である。面積は120㎡ほどであり、道路側には塀を設けて区画されている。

敷地の北端部に道路からの階段を設けて入口部分としており、墓標は敷地内の北側三分の二部分に集中して造立されている。

またこの墓地とは離れて、道路を挟んで西側に位置する勝源寺の山門南側の敷地の一角に、熊谷家10代当主直忠、12代当主信英、13代当主信孚の3人の顕彰碑が造立されており、あわせて実測調査を行った。

墓地内には、丘陵裾に平行して中央に南北方

向の通路を設け、墓標はこの西側(丘陵側)に1列、東側(道路側)に2列整然と配列されている。

配置された墓標は65箇所であるが、このうち1箇所は部材を積み上げたものであり、総数は67基となる。また墓標が配置された四隅には5基の石燈籠が造立されており、水盤も1基設置されている。

この熊谷家の墓地に造立された墓標は、熊谷家5代から16代までの当主夫婦と各世代の子供の墓を主体とするものであり、中に少数の一族の墓と奉公人の墓を含むものである。

通路の西側に配列された2～13の12基の墓標は、熊谷家の5代～9代の当主夫婦の歴代の墓標であり、5代と6代が逆転している以外は北側から南側へと配置されている。

この北側に離れて造立されている1は、天保2(1832)年に造立された、寛永11(1635)年に歿した熊谷家初代の墓標である。

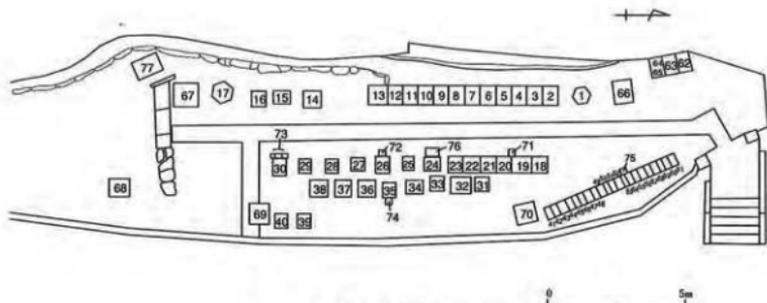
また西側南端の17は、天正7(1579)年に歿した先祖の墓標を、16代の当主が昭和11年に再建されたものである。

通路の東側に配列された19～30の墓標は、10代～16代の歴代当主夫婦の墓標であり、北側から南側へと配置されている。これら歴代の熊谷家当主夫婦の墓標は、個人墓を基本とするものであり、昭和16年に歿した16代のみが夫婦墓として造立されている。

東側2列目の31～40の10基の墓標は、統柄の明確な14代と15代の子供の墓標であり、これらに先行する5～13代に属する子供の墓は、墓標本体を密着して墓地北東部に配列されていた。これら各世代の子供の墓も個人墓として造立されており、歴代当主夫婦の墓と同様相を示している。

(2) 墓標の様相

配置された67基の墓標は、円頂方柱墓標34基と平頂方柱墓標25基が主体をなしており、このほかでは円頂六角柱墓標1基、一石五輪塔1基、台座を伴う地藏2体、地藏台座2点、組合せ宝篋印塔の基礎2点である。



第7図 熊谷家墓地石造物配置図

熊谷家墓地に造立された墓標の石材は、銀山の他地区墓地の墓標と同様に温泉津に産出する凝灰岩である福光石を専ら用いているが、特徴的な点として2～13、18～30の5代～16代の当主夫婦の墓標に限り、墓標本体のみに花崗岩を用いて平頂方柱型式の墓標としている点を確認できる。

歴代当主夫婦墓以外では32・34の墓標本体にも花崗岩が用いられているが、方柱状本体の頂部を4方から円く仕上げた円頂方柱型式の墓標であり、区別を明確としている。

歴代当主夫婦以外に墓標本体に花崗岩が用いられた2基は、歴代当主夫婦に準じた立場の人物の墓標と看取できる。

円頂方柱墓標は、歴代当主夫妻以外の墓標に採用された墓標型式であり、頭部を4方向から円く仕上げた正面の平滑な⑧類が主体をなし、僅かに正面下端に蓮座を表した⑥類が認められるものである。

整然と配列された歴代当主の墓標は、基礎の上に台石を置き、この上に反花座と墓標本体を組合わせており、一見するとある時期に斉に造立された如くに見えるほど類似している。

しかしながら仔細に観察すると、それぞれに小異を看取できるところである。

反花座は、大別すると3種類が確認できる。歴代当主夫婦墓標と準じる立場の32・34では、各辺中央に1個と両隅にそれぞれ1個のあわせて3個の単弁蓮華を、上面を意識して表出したものが主体をなしている。これに違うのは6・

8・9の3基の反花座であり、構成は同じであるが側面をも意識した表出となっている。

この2類以外では、1・15・17・36・37・38の6基に確認される高さのある側面を意識した二重蓮弁表現の反花座である。1以外はすべて明治期以降の造立である点を重視すれば、1は初代の墓を1832(天保2)年に造立したものであるが、反花座は後補されたものと看取されるところである。

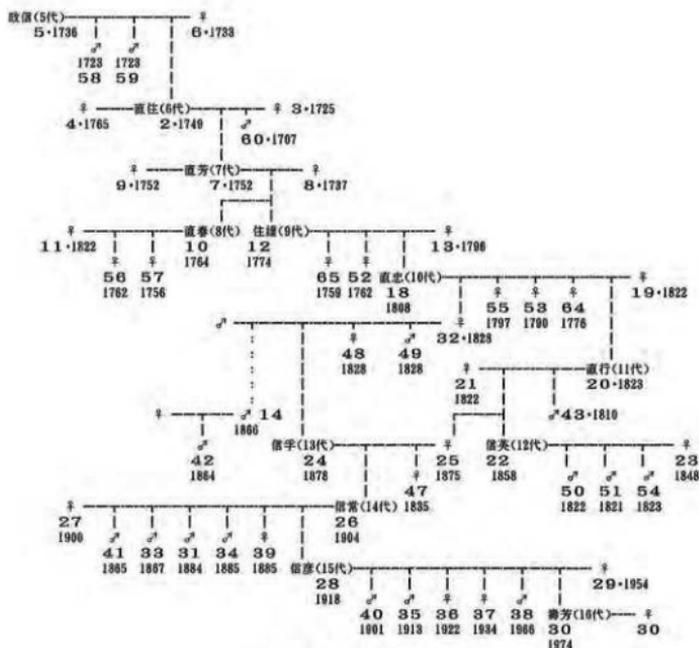
花崗岩が用いられた歴代当主夫婦の墓標本体は、高さにおいて39cm～54.5cmの変容を示している。ほぼ時代が下るに従って高さを増す傾向を窺知することができるが、歴代当主とその配偶者との高さの違いを見ると、江戸期においては配偶者の墓標本体の高さは、決して当主の墓標本体の高さを上回らないという規制を窺知することができる。

最小は7代当主と配偶者の墓標本体高さの3.5cmの差異、最大は6代当主と8代当主夫婦墓標間の8cmである。

以上墓標の形態・石材・規模から看取される場所は、熊谷家墓地においては歴代当主墓標間、当主夫婦と当主夫婦以外には厳然とした区別・規制が行われていた点を確認できる。

勝源寺山門南側の墓地の一角に3基並存する顕彰碑は、本体が100cmを超える大型の石碑であり、前側に昭和53年に16代当主妻により奉納された2基の燈籠を伴っている。

熊谷家10代当主直忠の顕彰碑は、2段の基礎の上に平頂方柱型の本体を造立したものであ



第8図 熊谷家系図

り、12代信英と13代信孚の顕彰碑は基礎の上に位牌形の台石と本体を造立する類似したものである。

(3) 銘文

熊谷家墓地の各墓標には、正面に戒名、右面に没年、左面に俗名および続柄と享年を鐫刻するのを基本としている。

歴代当主夫婦墓標に認められる戒名は「〇〇院〇〇居士」と「〇〇院〇〇大師」を基本とする院号を有する戒名であり、地域社会における熊谷家の階層性を明示するところである。

この基本を外れるところでは、8代と9代当主は軒号戒名であり、7代当主では〇〇居士の戒名である。しかしながら熊谷家に伝わる過去帳には歴代夫婦ともに「〇〇院釋〇〇」と記載されており、表記に差異が窺われる。

この歴代当主の戒名の様相に対して、各代の子供の墓標では浄土真宗に特有の「釋〇〇童子」ないしは「釋〇〇童女」を基本としている。また成人で歿した子供の子供の戒名では「釋〇〇信士」ないしは「釋〇〇信女」・「釋尼〇〇」として過去帳と一致する表記であり、歴代当主との差異を明確にしている。

墓標に鐫刻された銘文により、個別の墓標の所属をある程度は推測することが可能である。この墓地に継続して造立された5代～16代に至る歴代当主の系譜も、墓標のみからは確実に復元することは困難であり、熊谷家に伝わる過去帳の記載を勘案して想定したものである。

25の墓標は13代当主の配偶者であるが、あわせて前代二女と明記されており先代との関連が明確であり、13代当主は先々代当主の娘と分家である中田儀屋の当主との間に生まれた長男で

あることが過去帳から窺われ、本家を継いだことがわかる。

そのほかの墓標には歴代当主と当主妻と記されているのみである。従って復元想定した系譜は、過去帳を勘案して没年と生年との関連で親子・兄弟関係を想定したところである。

想定した系図は5代から16代に至る12代の、10世代に及ぶものであり、2代子供の1707(宝永4)年から16代当主の1974(昭和49)年に至る268年間に及ぶ53基の系譜である。

墓地内には熊谷の姓名を有する分家の墓標と思われるものの、墓標に認められる銘文のみでは系譜が復元し難い資料が2基所在している。

この両者は熊谷家過去帳には記載が認められない。熊谷家墓地内に墓標が造立されている点からは、歴代当主に近い続柄と考えられるところである。歴代当主との直接の関連があれば当然墓標・過去帳に記載されるであろうと判断されるところである。

熊谷家墓地は、現在所在が確認されている銀山地役人家の墓地のうちでも、遺存状況が最も良好な、内容の充実したものとして重要な墓地と認識されるものである。

第6節 勝源寺・妙蓮寺所在の奉行・代官墓

平成12年度に調査した曹洞宗・龍昌寺には浅岡・川崎2代官の墓所が営まれていた。平成13年度の調査では、銀山地区に造営された奉行・代官墓所を対象とし、浄土宗・勝源寺と日蓮宗・妙蓮寺に営まれた奉行・代官の調査を行った。墓石に体制が反映する社会としての江戸時代に、銀山における最高権力者の墓石として、その実態把握は極めて重要であると考えられるところである。

浄土宗・勝源寺には6基の奉行・代官の墓所が営まれており、銀山では最も集中している。日蓮宗・妙蓮寺に所在する代官墓は1基である。奉行・代官墓はいずれも温泉津産出の福光石を使用したものであり、一般の墓石と異なるものではなかった。

銀山地区に江戸時代に造営された奉行・代官墓所のすべては、鳥根県の指定文化財となっており、その実態調査として行ったものである。

勝源寺の調査では、代官墓と並置していた若干の墓標と、本堂の背後の斜面中腹に営まれた東照宮に奉納・造立された燈籠をも調査対象とした。

(1) 関忠太夫墓所 (155)

関忠太夫は1737(元文2)年から1744(寛保4)年までの7年間代官を勤めている。

墓所は勝源寺の山門の南側の、山寄りの一面に営まれた墓地の南端に位置している。基礎の上に幅54cm、高さ20cmの反花座と、幅32cm、高さ110cmの頂部を円く仕上げた円頂方形の墓標本体を造立したものであり、総高は150cmである。

正面に「関忠太夫勝栄公の墓」と表し、左右面に鐫刻された銘文により1744(寛保4)年2月21日の没年と、大森銀山師による造立であることが知られる。

(2) 前澤藤十郎墓所 (158)

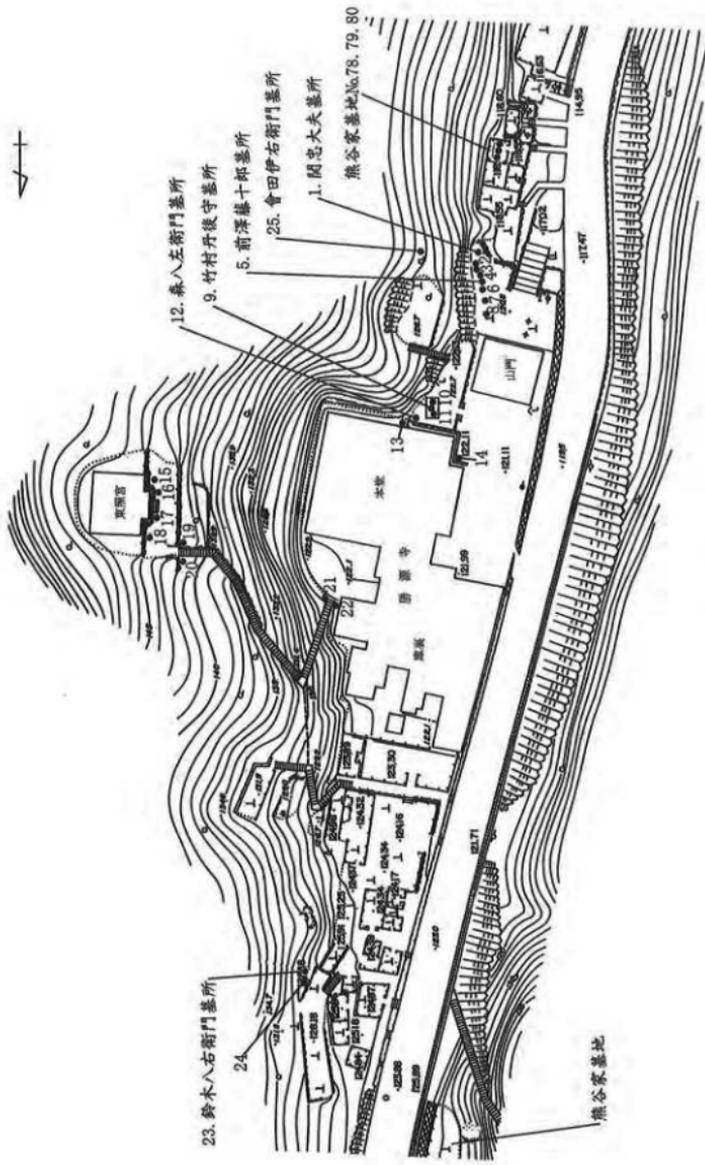
前澤藤十郎は1810(文化7)年から1813(文化10)年までの3年間代官を勤めている。

墓所は墓地の山寄りの中央に位置している。幅190cm、奥行き143cmの規模で9枚の切石を敷設した上に基礎・台石を積み上げ、この上に墓標本体を造立したものである。

墓標本体は幅37.5cm、高さ93cmの頂部を平坦に仕上った平頂方柱型式である。台石正面中央には九曜紋を配し、基礎には華立てと水受けを窪ませている。

墓標正面には「浄證院殿得譽法忍理忠居士」と戒名を鐫刻し、左面には「御代官前澤藤十郎藤原光真墓／行年五十二歳」、右面には「施主郡中村／文化十年癸酉七月十四日」と確認できる。敷設された切石の端部には等間隔に納穴が認められ、玉垣が施設されていたものと考えられる。

(157)の地蔵は、(158)に隣接して造立されており、銘文は認められないものの、代官前澤



第9図 勝源寺・熊谷墓地配置図

氏の子供の墓と認識できる。

(3) 代官関連墓標

(158)の前澤藤十郎代官の墓所に並置して4基の墓標が造立されており、これらは確認できた銘文により代官所関連の武士階層に属する墓と考えられる。

(156)は基礎・台石3段の上に、幅23cm、高さ51cmの花崗岩製の墓標本体を造立したものであり、頂部の突出した突頂方柱型式墓標である。銘文により1847(弘化4)年に造立された山崎準之進の墓であることが窺知できる。

父親の山崎準之進の墓は(160)であり、1849(嘉永2)年の没年が確認できる。基礎・台石の上に幅31.5cm、高さ84cmの墓標本体を造立したものである。

(159)は1841(天保12)年に歿した「東都大門量平朝興娘/俗名貞」の墓であり、基礎・台石と花崗岩製の墓標本体をあわせた総高は138cmである。

(161)は、1841(天保12)年に10歳で歿した藤田光良の娘の墓であり、総高は130cmである。

(162)は、1846(弘化3)年と1847(弘化4)年に相次いで歿した「東都推名誼右衛門安昌」の妻と子供の墓である。基礎・台石と花崗岩製の墓標本体をあわせた総高は135cmである。

(4) 竹村丹後守墓所

第2代の奉行として、1613(慶長18)年から1635(寛永12)年までの22年間勤めた竹村丹後守の墓所は、勝源寺本堂の南側に建立された石殿である。銀山地区の多くの墓地において石材を組合わせて建立された石殿の建築部材は多く確認されているものの、当初の姿を今に留めているものは、この竹村丹後守の墓所のみである。

石殿は、石材を組合わせて建立されたものであり、間口130cm、奥行き110cm、高さ176cmの規模の切妻平入り形式の屋根構造である。4本の石材を組合わせて基礎として、この四隅に4寸角の柱材を立ち上げ、梁材を横架した上に桁材を渡し、梁材の中央に立てた東柱の上に棟材を載せる構造であり、四隅に立ち上げた柱の

間に左右・奥2枚ずつの壁板を嵌め込む構造である。

正面には柱に接して幅18cmの壁板を左右に嵌め、扉は木製のものを設置していたようである。屋根は前後とも4枚の板石を並べ欠き継ぎして覆っており、前後の合わさる棟部分には凹めた棟材を載せている。

寛永12年の建立以来350年を経て外面、特に屋根の損傷は甚だしいところであり、早急な修理が望まれる現状である。

内部には1枚の底石を配し、この上に3基の墓塔を安置している。竹村丹後守の墓塔は3基の墓塔の中央に安置されている組合せ宝篋印塔(152)である。覆屋内部に安置されてきたこともあり、良好な遺存状態である。先端の宝珠の下と下端の伏鉢上の突帯上に蓮弁を表現する相輪、外傾著しい隔飾りを有し軒の下端に蓮弁を配する笠、方柱状の塔身、上部に反花を配した基礎からなる総高125cmを測る銀山地区に通有な型式である。基礎正面に「崇泰院殿勝譽道清大居士/寛永十二年六月十二日」と銘文を確認することができる。

竹村丹後守の墓塔の左右には2基の無縫塔が安置されている。2基ともに総高76cm、先端の尖った直線状に立ち上がる形状であり、正面には戒名を鐫刻した短冊状の例り込みを有する点で共通するが、塔身下端の蓮弁の表現において異なっている。

向かって右側に位置する(153)には「蓮證院殿一響向蓮大姉」、左側の(154)には「光園院殿圓響妙園大姉」の浄土宗に特有の戒名を確認することができるものの、没年は認められない。勝源寺に安置されている位牌により、(154)は寛永12(1635)年に没した竹村丹後守の正室と確認できるが、(153)の位牌は現存しておらず、続柄・没年は不明である。

(5) 森八左衛門墓所(164)

1846(弘化3)年から1853(嘉永6)年にかけた6年余代官を勤めた森八左衛門の墓所は、本堂の南側、竹村丹後守墓所の東側に位置している。

3枚の板石を幅190cm、奥行き143cmに敷設して、この上に基礎と台石と墓標本体を造立している。平頂方柱型式の本体の幅40cm、高さ96cmを測り、総高は200cmである。墓前には別石の一对の華立と線香台を配しており、敷設された板石の端部には等間隔に柄穴が穿たれていることから、本来は玉垣が付設されていたものと思われる。

墓標本体正面には「行義院殿修譽遊雲隻龍居士」と戒名を鐫刻し、側面には「石見備後備中國縣令森信任稱八左衛門／嘉永癸丑二月十三日卒年五十七」と認められる。

墓所の前面北側には1基の燈籠(165)が造立されており、銘文から墓石と同時に造立されたことが知られる。

(6) 鈴木八右衛門墓所(170)

1713(正徳3)年から1716(享保元)年までの3年間代官を勤めた鈴木八右衛門の墓所は、勝源寺の北側に造営された墓地の東側の斜面を造成して営まれている。

幅180cmの基礎の上に部材が積み重ねられ荒廃著しい状況であるが、頂部を円く仕上げた幅41cm、高さ113cmの墓標本体は倒壊してはいない。正面を削り込んだ中に「乗月院殿到譽岸舟居士」と戒名を刻み、側面に「生國三河鈴木氏重政／享保元丙申九月廿九日」と銘文を認めることができる。

積み上げられた部材から、本来は玉垣を巡らしていたものかと思われ、墓前には1基の燈籠が造立されている。

(7) 會田伊右衛門墓所(171)

1769(明和6)年から1776(安永5)年までの8年近く代官を勤めた會田伊右衛門の墓所は、前沢藤十郎墓所の北側上方の斜面に所在している。

既に倒壊して散乱しており、嘗ての威容は見影も無い。頂部の円い形状と、離れて遺存していた蓮座破片の形状は関忠太夫の墓標(155)に類似するものであり、復元すると総高150cmほどとなる。正面の戒名は復元することはでき

ないが、側面に「會田伊右衛門尉資□／安永五丙申年十月二十六日」と俗名と没年を確認することができる。

(8) 勝源寺所在のその他の石造物

勝源寺においては奉行・代官墓、関連する墓標のほかには東照宮に奉獻された石燈籠と、本堂前に所在した水盤もあわせて実測調査を行った。石燈籠は東照宮の本殿前に4基、急傾斜の参道階段の起点と終点にそれぞれ2基の合計8基が確認できた。これらは大形のもので160cm、小形のもので130cmほどの総高である。

本殿前に造立された4基のうちの2基(15・18)は、1866(元治2)年に鍋田三郎右衛門成憲により奉獻されたものである。鍋田三郎右衛門は元治元年から慶應2年まで、最後の代官を勤めた人物である。

ほかの2基(16・17)は大岡源右衛門藤原貞直により奉獻されたものである。銘文の摩滅が著しく奉獻年月日を確認できないが、大岡源右衛門は1794(寛政6)年から1804(文化元)年までの10年ほど代官を勤めた人物であり、この間の奉獻と想定される。

参道に造立された4基の灯籠(19~22)は、明治14年と27年に奉獻されたものである。

本堂脇に所在する水盤(14)は、長さ91cmの小形のものであり、奉獻年月日は確認できない。

(9) 阿久澤修理墓所(172)

1814(文化11)年から1821(文政4)年までの8年近く代官を勤めた阿久澤修理の墓所は、日蓮宗・妙蓮寺に営まれている。

妙蓮寺は、銀山川に面する小規模な谷戸の入口部分に立地しており、墓所は南側尾根先端部分を造成して営まれている。

墓所は左右4枚、前後2枚の切石を敷設した上に基礎3段を積み上げ、この上部に台石と墓標本体を造立するものである。墓標本体は頂部を平らに仕上げた幅37cm、高さ97cmの規模であり、本体下端部は表面が崩落している。敷設された切石に組み合わせて構築された玉垣は、

正面は旧状を保持しているものの、奥・側面は崩壊が著しい。

墓標本体正面には「願量院殿義守日觀大居士／文政四辛巳歲七月初二日」、側面には「御代官阿久澤修理源義守□」と銘文が鐫刻されている。

墓前には3基の石燈籠が所在しているものの、損壊著しく旧状を保持するものはない。僅かに確認できる銘文により、墓石本体と同時に造立されたものと窺知することができる。

(10) 実測調査を行った奉行・代官墓

銀山地区の各寺院境内に造営された奉行・代官墓については、平成12・13年度の調査によって、そのすべての実測調査を果たした。

曹洞宗・龍昌寺に所在するのは、1754（宝暦4）年から1757（宝暦7）年までの3年間代官を勤めた浅岡彦四郎の百回忌を機に再建された墓所と、1762（宝暦12）年から1767（明和4）年までの5年間代官を勤めた川崎平右衛門の墓所の2基である。

大安寺には1600（慶長6）年から1613（慶長18）年までの12年間石見銀山の初代奉行を勤めた大久保石見守の、1794（寛政6）年の再建塔の1基、勝源寺に6基、妙蓮寺に1基の合計10基である。

勝源寺の竹村丹後守の1635（寛政12）年から、龍昌寺の浅岡彦四郎の1855（安政2）年までの造営期間であり、様々な形状を呈している。

銀山奉行・代官を勤めた人物の墓所は、任地で致した場合には、銀山に営まれたようであるが、全国各地に点在している。

銀山が幕府直轄領であったことにより代官墓所は文献史料によると東都に集中するが、変貌著しく10箇所ほど探索した結果では1基も所在確認できなかった。

現在までに確認できたところは、以下の4例のみである。

1692（元禄5）年から1698（元禄11）年までの6年ほど代官を勤めた後藤覚右衛門の墓所は、甲斐・石和の佛陀寺に営まれている。

後藤家墓地に造立されている墓標は安山岩製

の頂部の円い位牌形墓標であり、台石を含めた総高は87cmほどの小形のものである。

正面に「月江院波心了光居士之墓」と戒名を刻み、側面に「享保十一丙午四月十四日」と没年を表している。

川崎平右衛門の墓所は、龍昌寺に造営されているが、本貫の武蔵・押立村の竜光寺の川崎一族の墓地中にも造立されている。

安山岩製の本体下の蓮座が特徴的な頂部の平らな型式であり、総高190cmを測る。

正面に「靈松院殿忠山道榮大居士／明和四丁亥年六月初六日」と戒名と没年を鐫刻している。

この墓は東京都史蹟に指定されており、押立村名主から幕府官吏に転じた業績を表した看板が設置されている。

平右衛門の出た川崎家は絶えており、現在に継続する家系は分家の更に分家である。

1776（安永5）年中の2箇月のみ代官を勤め、備中笠岡代官を勤めた花木傳次郎の墓所は倉敷・長蓮寺に営まれている。

基礎を含めた総高は130cmほどであり、正面に「大慈院徳道壽仙大居士」、側面に「俗名花木傳次良源政等／安永七戊戌年五月七日」と戒名と没年を鐫刻している。

1744（延享元）年から1746（延享3）年までの3年余り代官を勤めた平岡彦兵衛の墓所は、甲斐・甲府の円光院に営まれている。

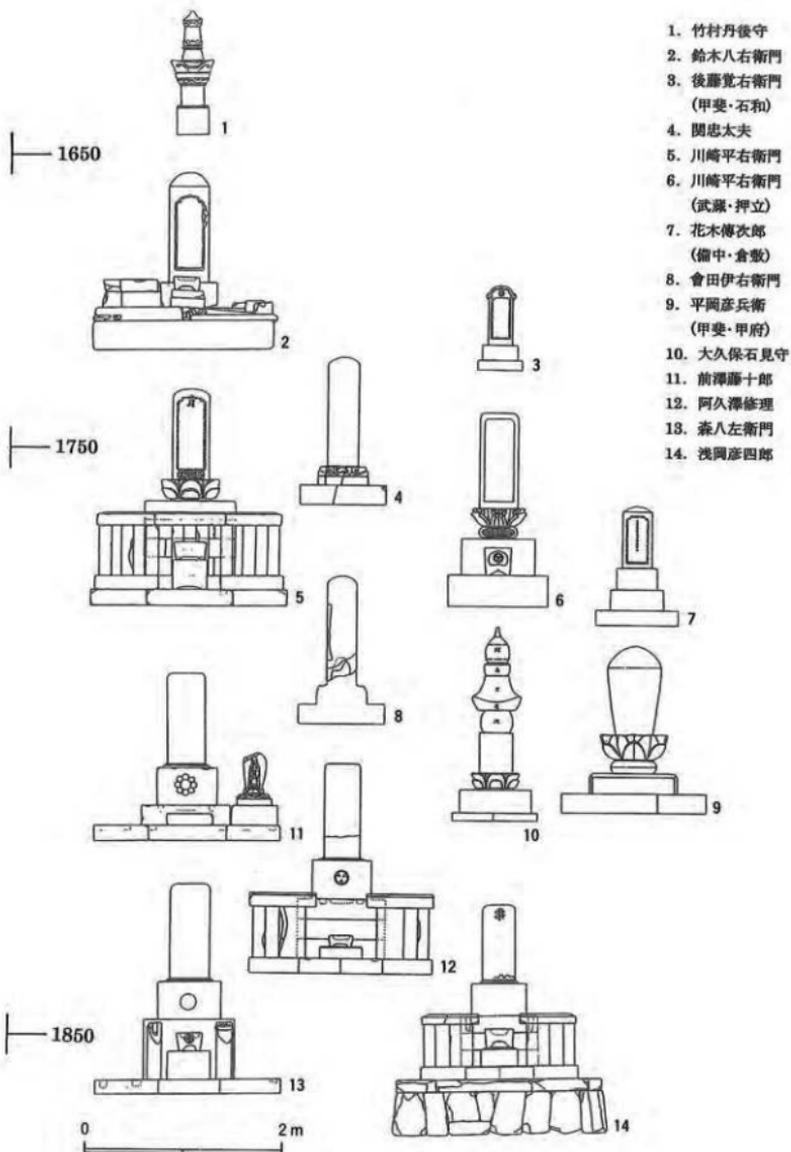
円光院は甲府市街地を臨む北側の丘陵斜面に立地する臨済宗妙心寺派の寺院であり、現在は大規模に霊園を造営している。

円光院は武田信玄の奥方の墓所が所在する寺院として著名であり、平岡一族の墓所はこれに隣接して広大な敷地を占めている点から有力な権越であったことが推察される。

墓は安山岩製の無縫塔であり、基礎を含めた総高は170cmを測る。正面には「清淨院殿慈眼廣體居士」と戒名を鐫刻しており、裏面には「寛政元年己酉八月二日／平岡彦兵衛良寛墓」と俗名と没年を表している。

以上が現在確認・調査できた奉行・代官墓のすべてである。

大安寺に所在する初代奉行を勤めた大久保石



1. 竹村丹後守
2. 鈴木八右衛門
3. 後藤覚右衛門
(甲斐・石和)
4. 関忠太夫
5. 川崎平右衛門
6. 川崎平右衛門
(武藏・押立)
7. 花木傳次郎
(備中・倉敷)
8. 會田伊右衛門
9. 平岡彦兵衛
(甲斐・甲府)
10. 大久保石見守
11. 前澤藤十郎
12. 阿久澤修理
13. 森八左衛門
14. 浅岡彦四郎

第11圖 石見銀山奉行・代官墓石変遷図

見守の国指定史蹟となっている墓塔は、寛政期に再建された五輪塔であり、この資料のみが花崗岩を用いて造立されている。

この他の奉行・代官の墓石ではすべて銀山地区の墓石に一般的な温泉産出の凝灰岩である福光石を用いている。

2代奉行の竹村丹後守の墓塔は、銀山地区に特有な組合せ宝篋印塔であり、この墓塔を石材を組合わせて建立した石殿内に安置している。この竹村丹後守の墓塔の存在を重視すれば、大久保石見守の墓塔として当初造立されたのは、組合せ宝篋印塔であった蓋然性が高いものとなるだろう。

すなわち17世紀代においては奉行の墓といえども、階層の劣る他の墓と同じく墓塔をして造立されていた点を確認することができる場所であり、規模・施設において差異を確認できる場所である。

18世紀代以降は頂部を平坦ないしは円く仕上げる墓標を用いているが、形状・規模において明確な差異を表している。

18世代以降の代官墓には共通する造立法を確認することができる。すなわち墓所の全面に切石を敷設してこの上に高く基礎・台石を積み上げ、この上に墓標本体を造立しており、総高は150cm~200cmに及ぶものである。

周囲には柱状の石材を多用して、基礎の高さほどの玉垣を巡らすというものである。

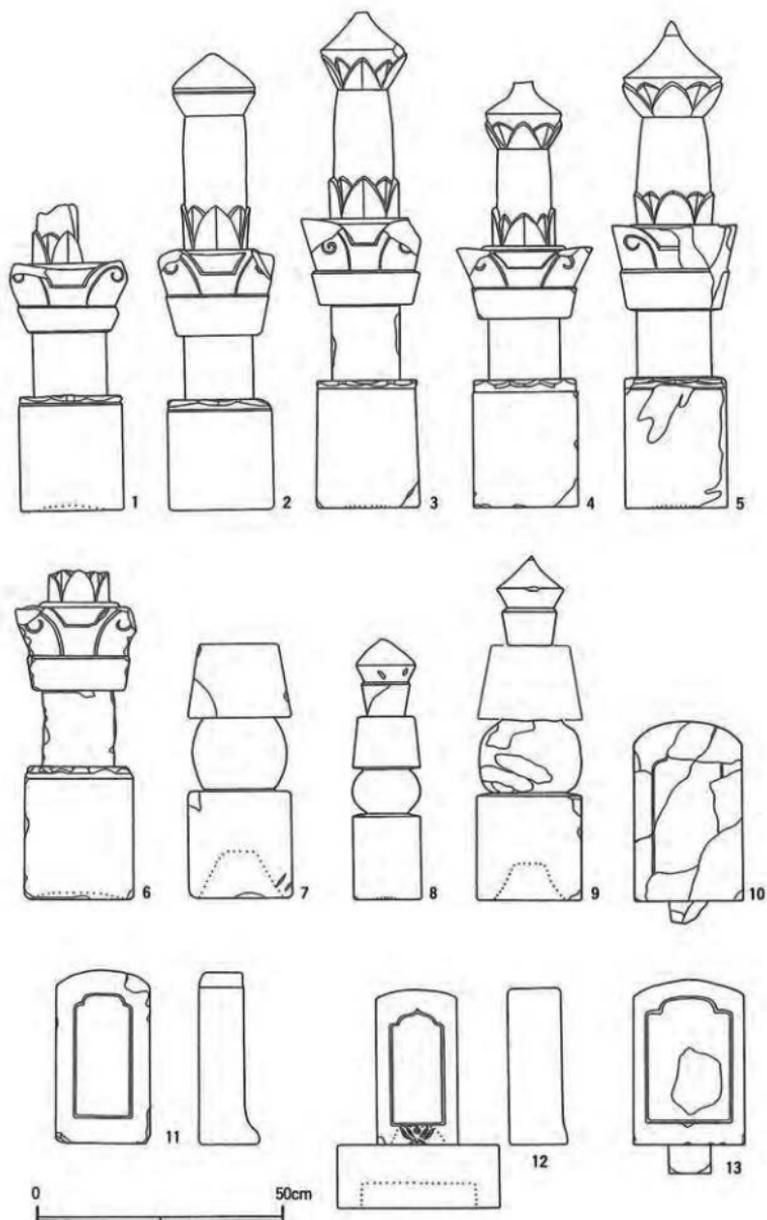
玉垣の遺存する例は、川崎平右衛門墓所、阿久澤修理墓所、浅岡彦四郎墓所の3例のみであるが、鈴木八右衛門墓所、前澤藤十郎墓所、森八左衛門墓所の3例では、痕跡を確認できる。

銀山地区における奉行・代官墓は、その構造・規模において他の武士・庶民階層の墓石と明確に区別され明瞭に階層性を明示する資料となっているが、各地に所在する代官墓はそれほどでもない。

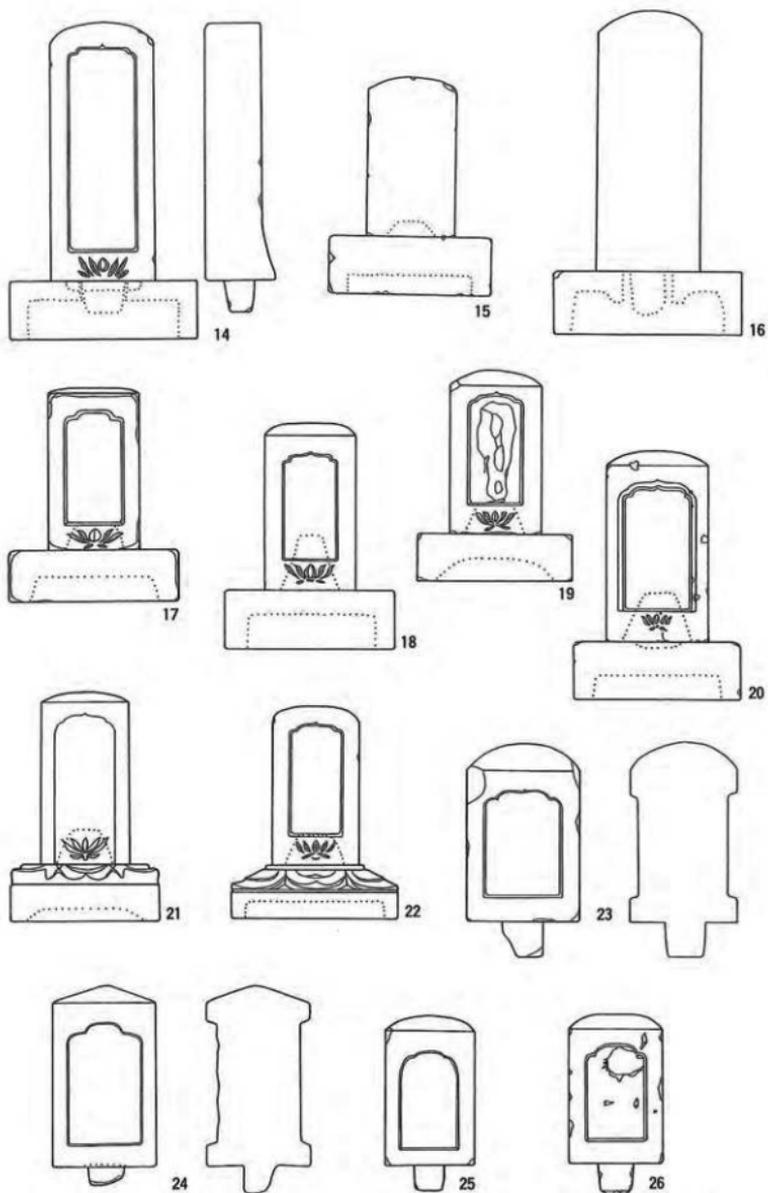
各家の事情を反映した結果となっており、後藤覚右衛門の墓石は一族墓地内ではやや小さく、平岡彦四郎の墓塔は唯一無縫塔として規模もまたやや大きい。

武蔵の川崎平右衛門の墓石は「院殿大居士」

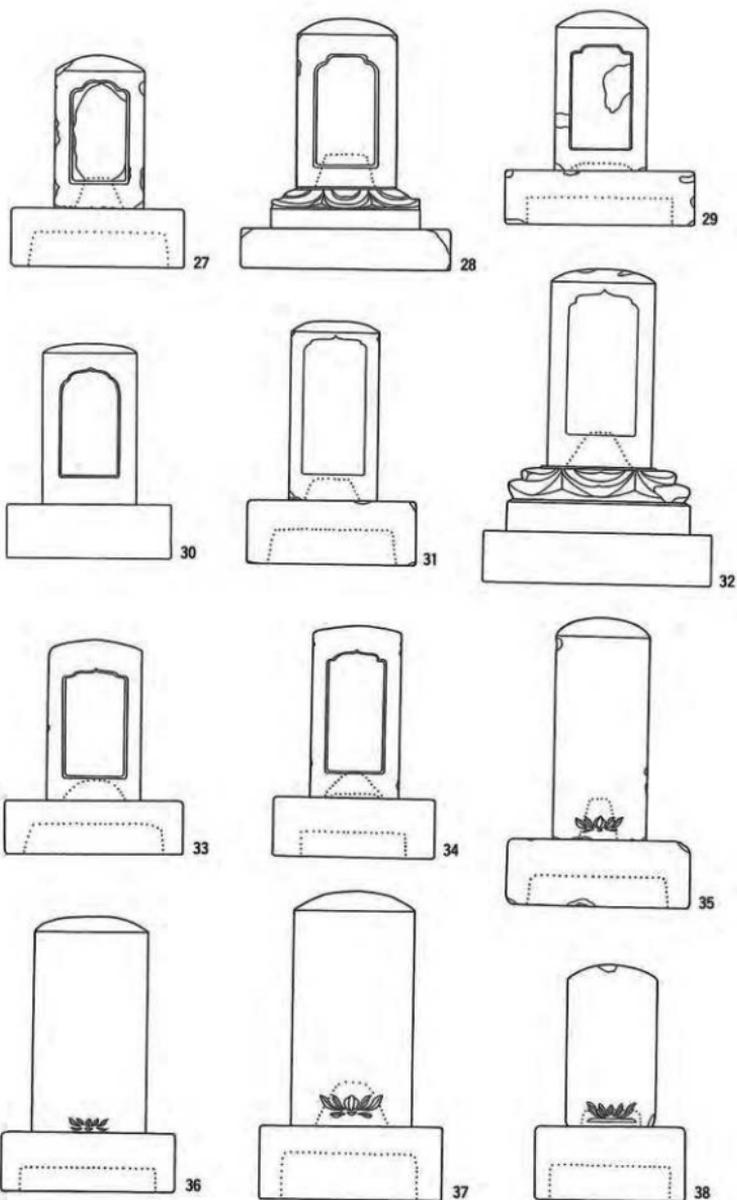
に相応しい大形の墓標であり、川崎家歴代中で目立つ墓標となっている。



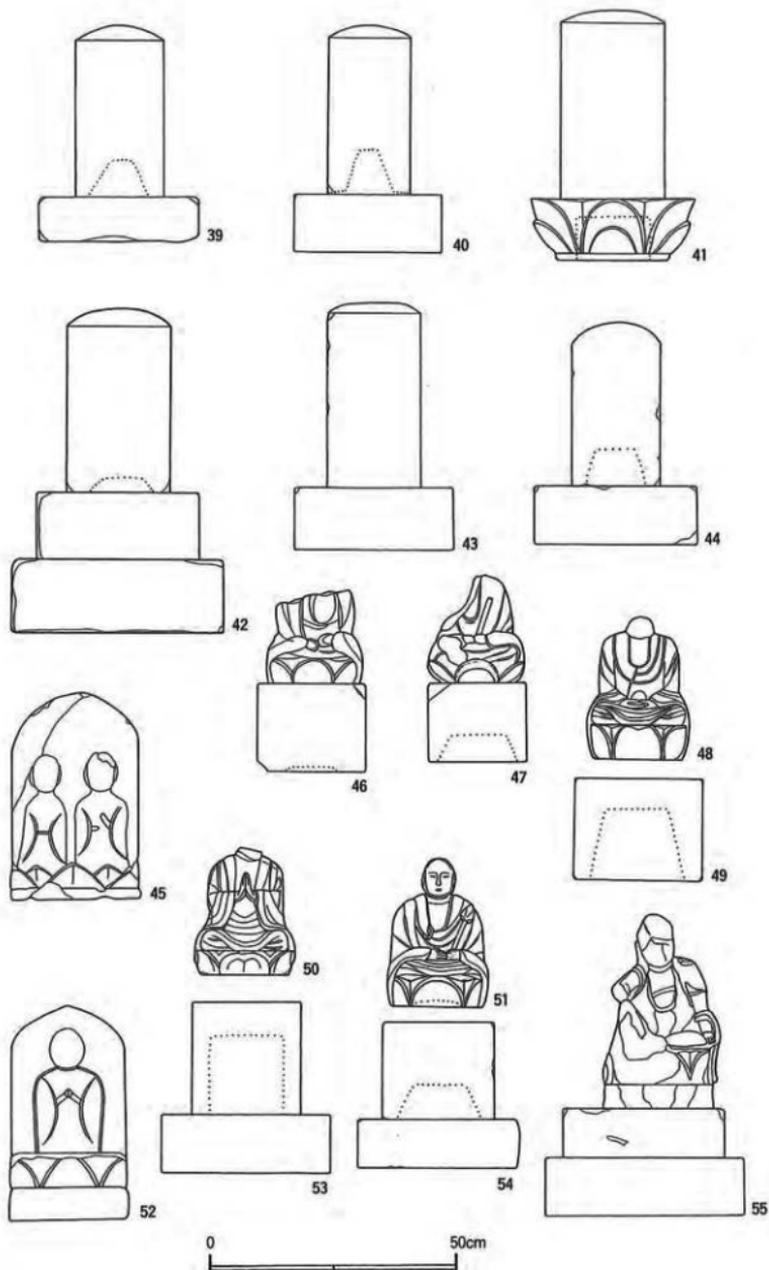
第12图 安海寺石造物实测图(1)



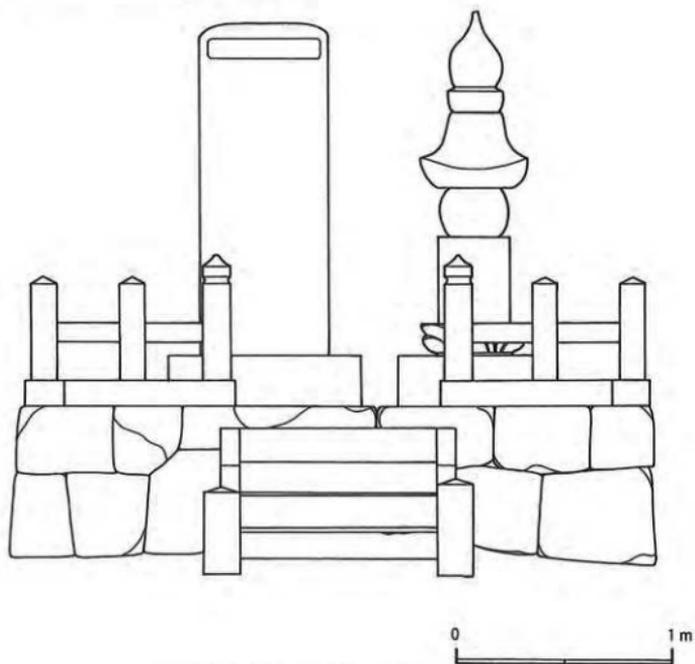
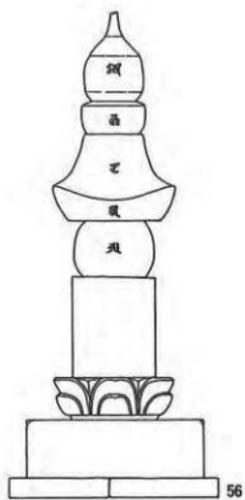
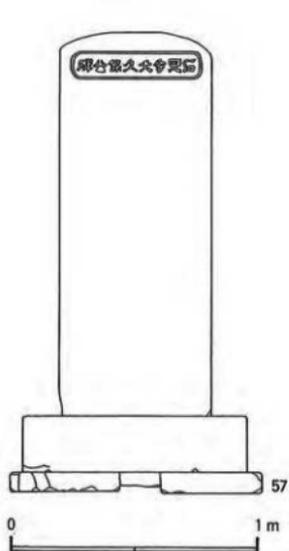
第13图 安善寺石造物实测图(2)



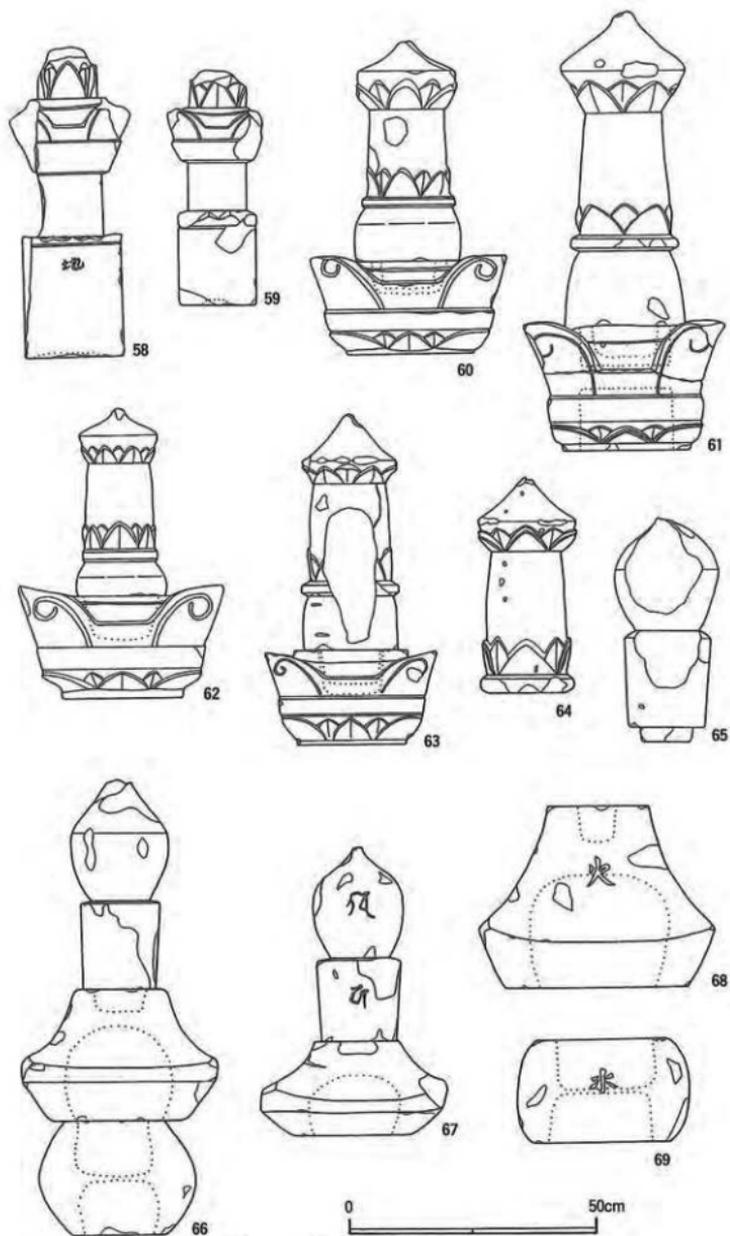
第14图 安養寺石遺物実測図(3)



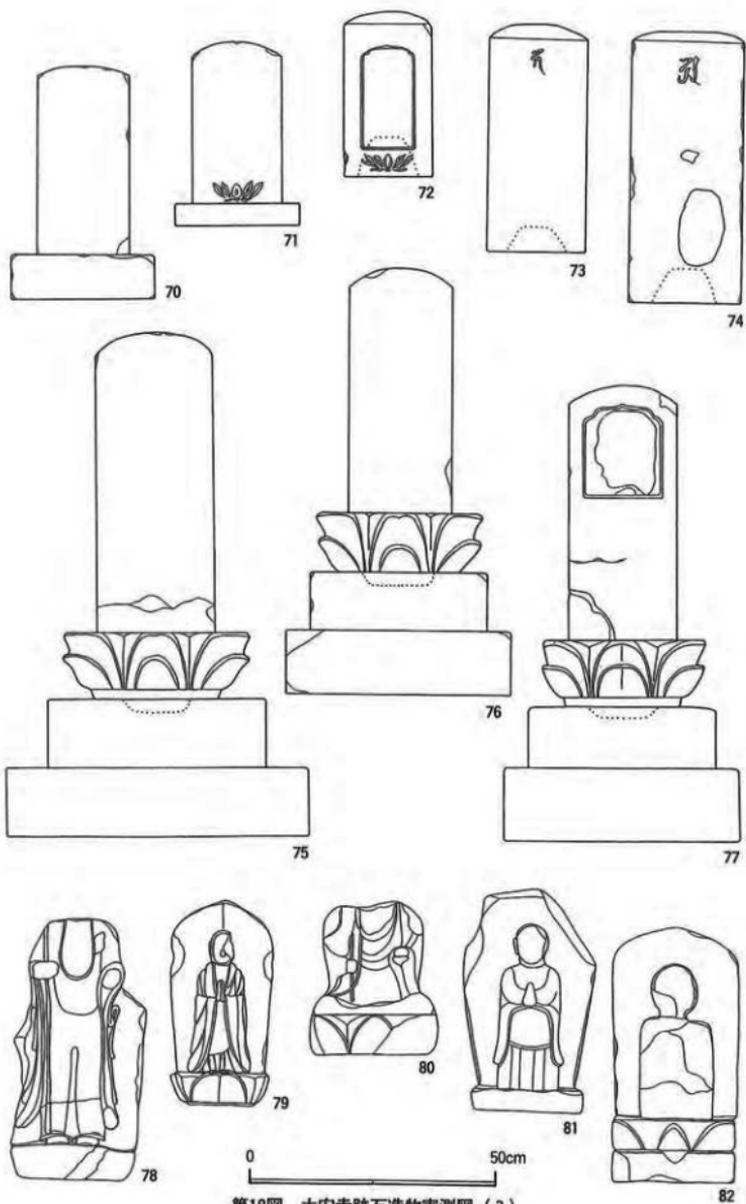
第15图 安善寺石造物实测图(4)



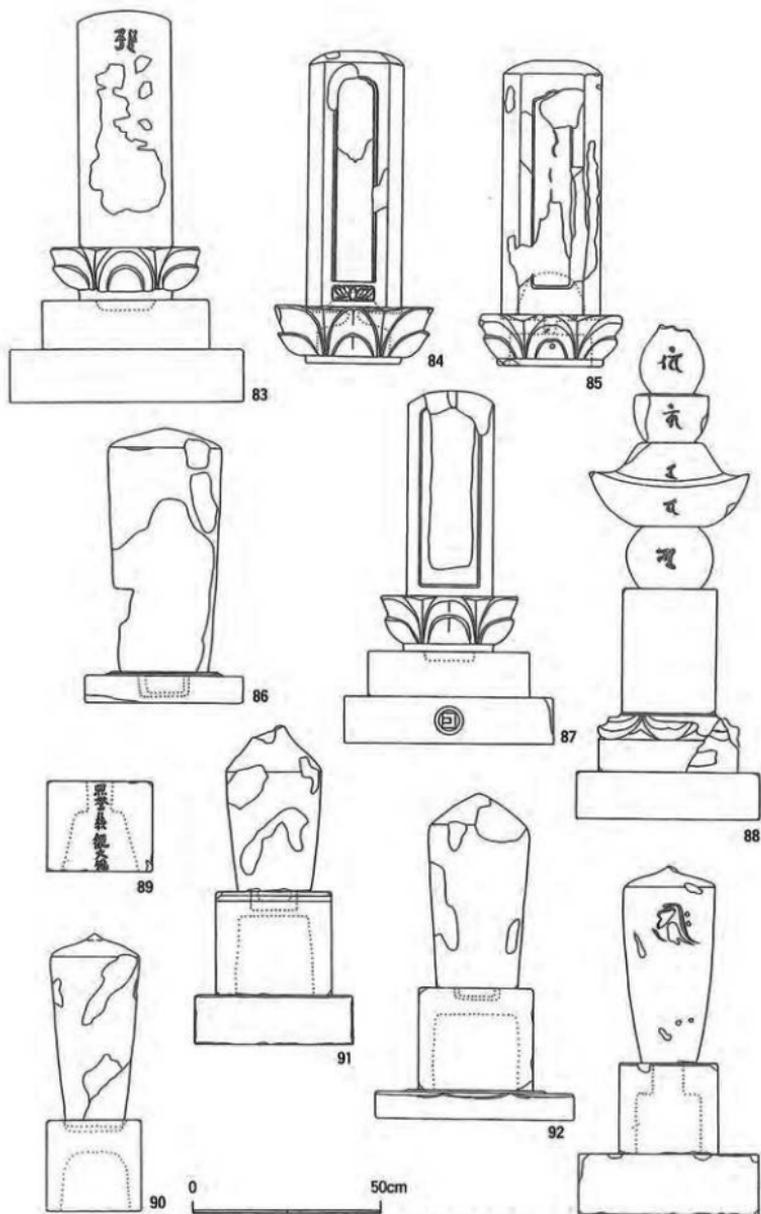
第16圖 大安寺跡石遺物実測図(1)



第17图 大安寺跡石遺物実測図(2)

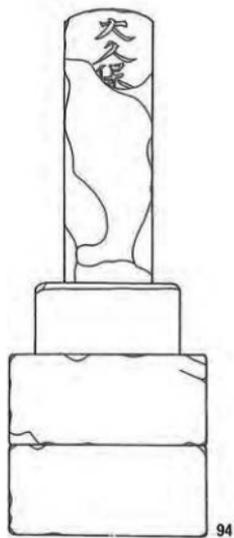


第18图 大安寺跡石造物实测图(3)

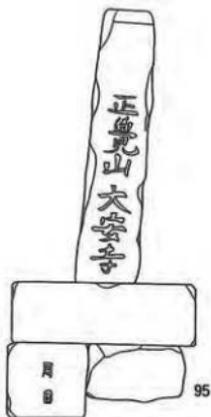


第19图 大安寺跡石遺物実測図(4)

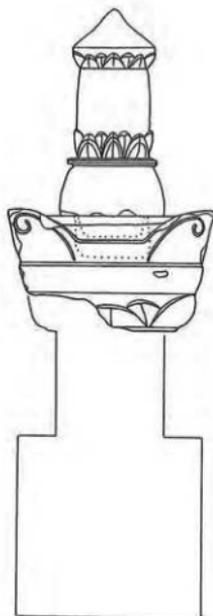
93



94



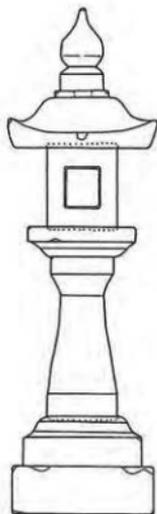
95



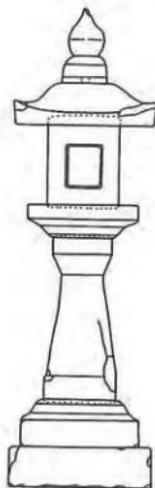
96



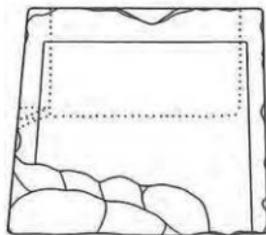
97



99



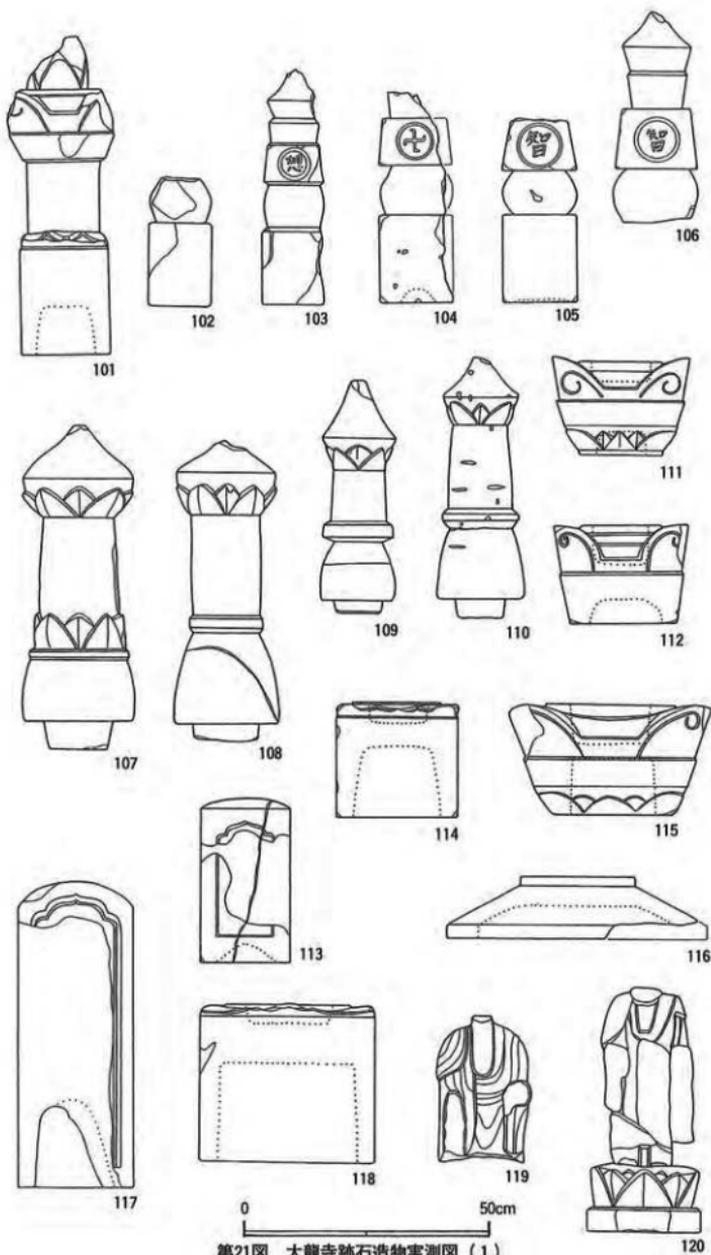
100



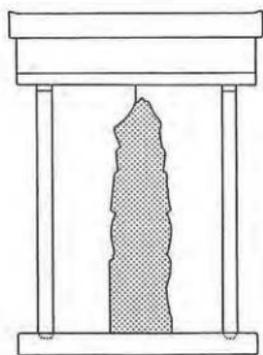
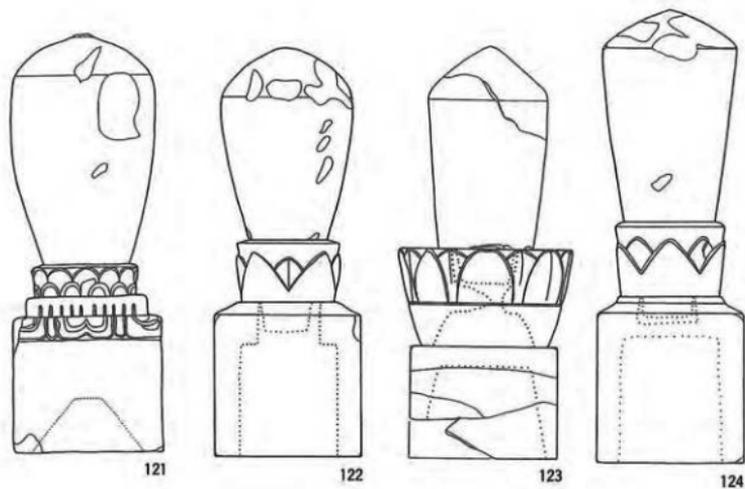
98



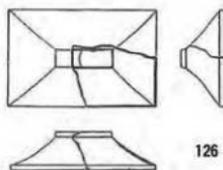
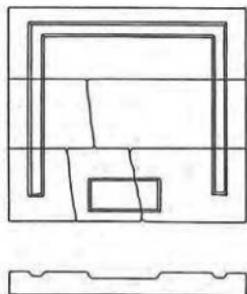
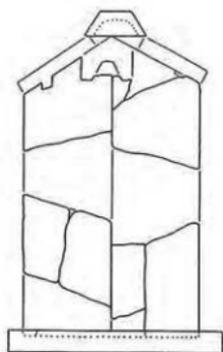
第20図 大安寺跡石造物実測図 (5)



第21图 大龍寺跡石造物実測图(1)



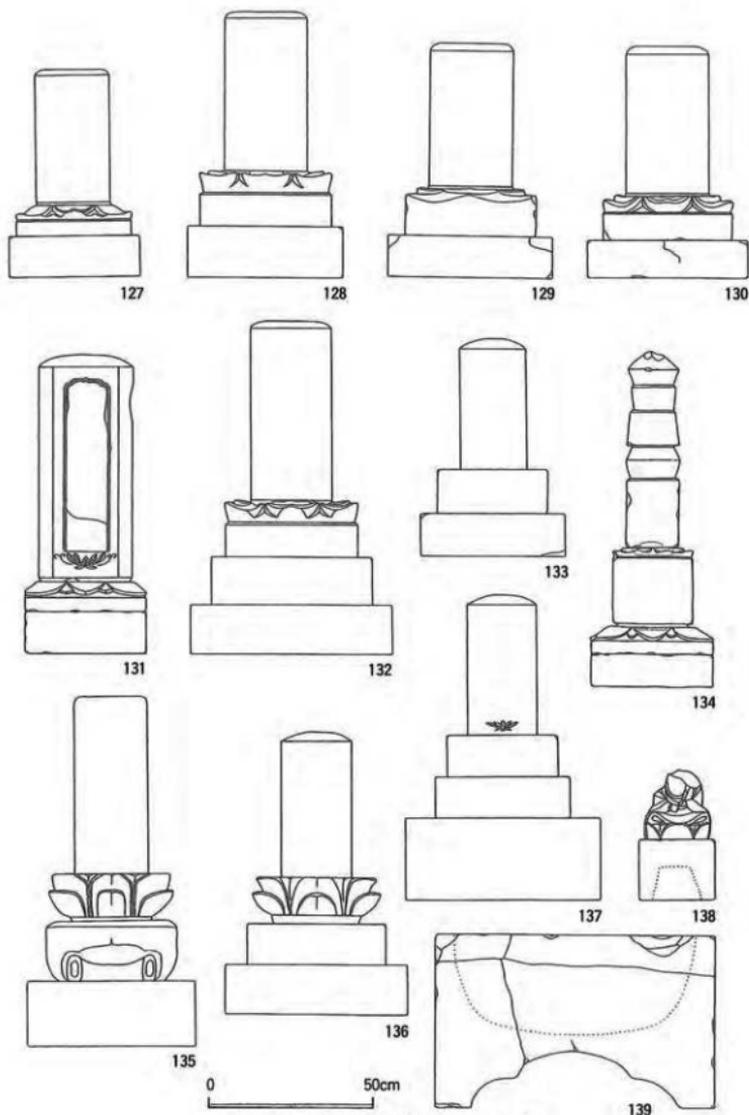
125



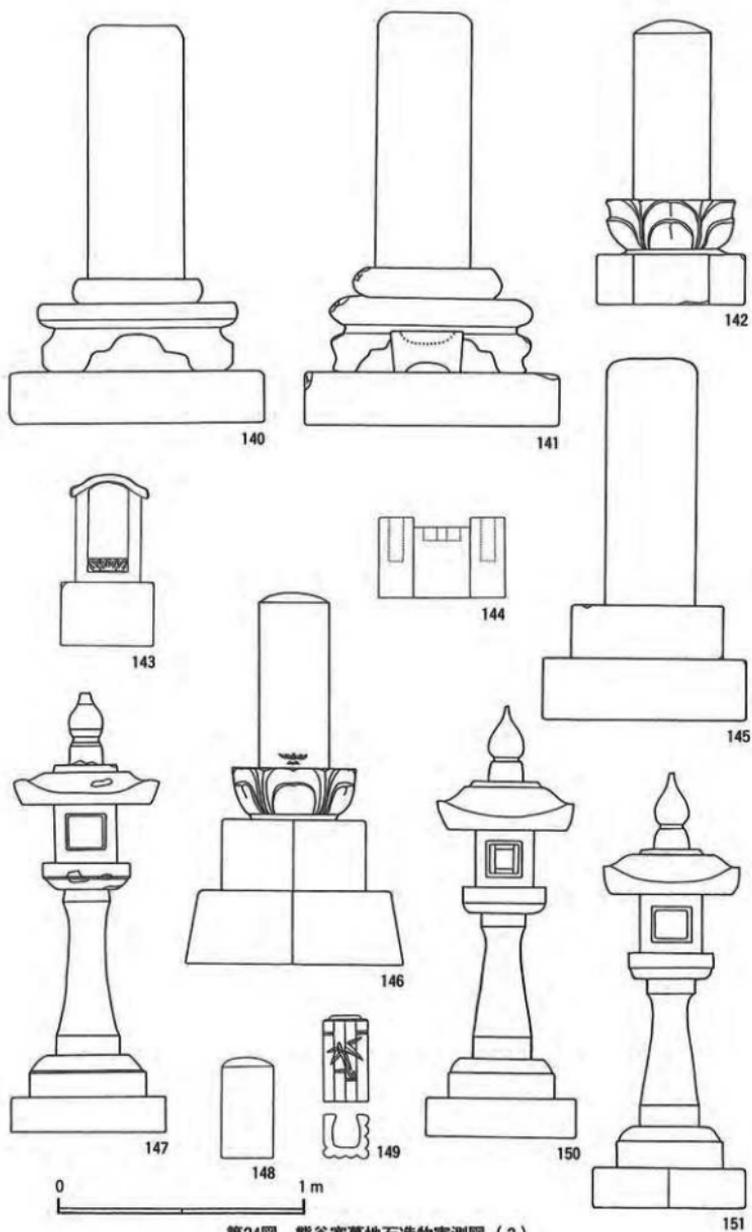
126



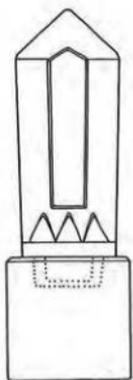
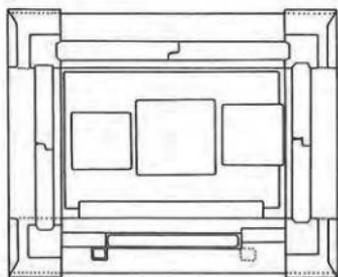
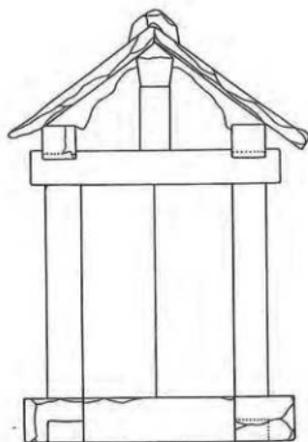
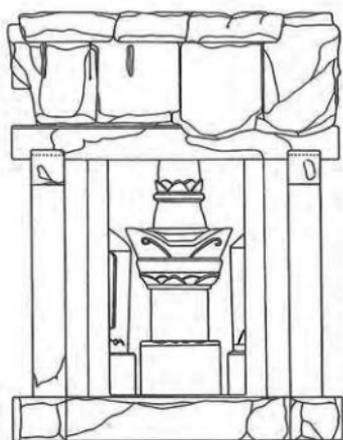
第22图 大龍寺跡石遺物実測図(2)



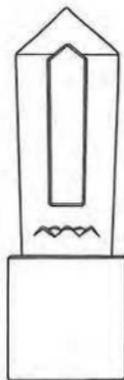
第23图 熊谷家墓地石造物实测图(1)



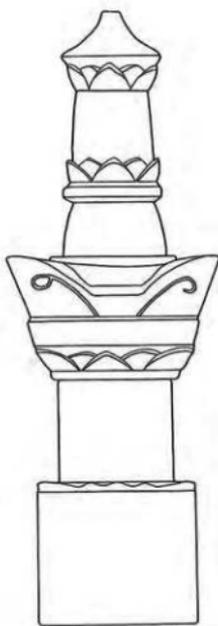
第24图 熊谷家墓地石造物实测图(2)



154



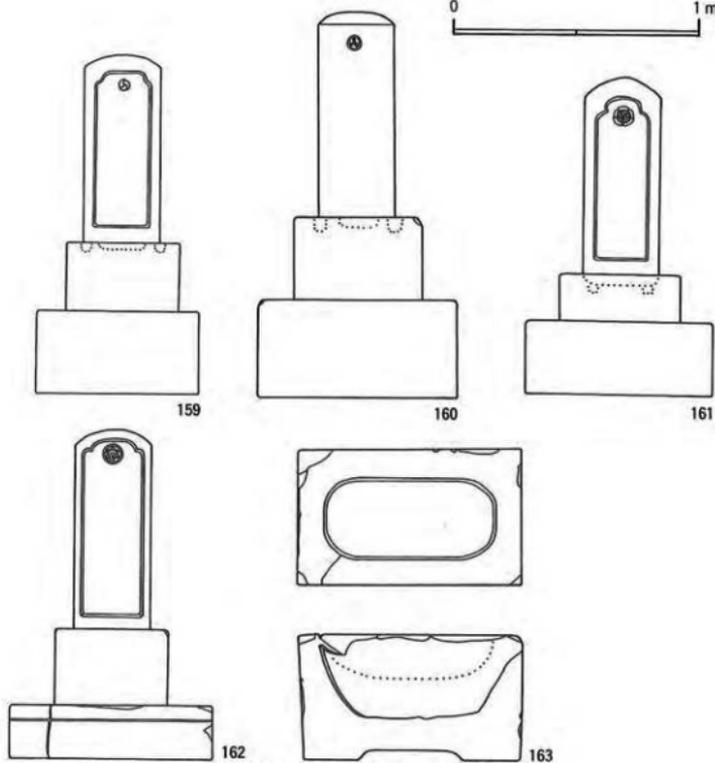
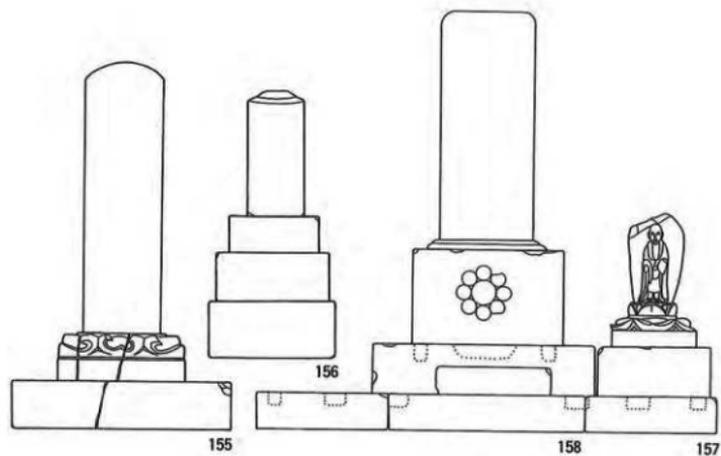
153



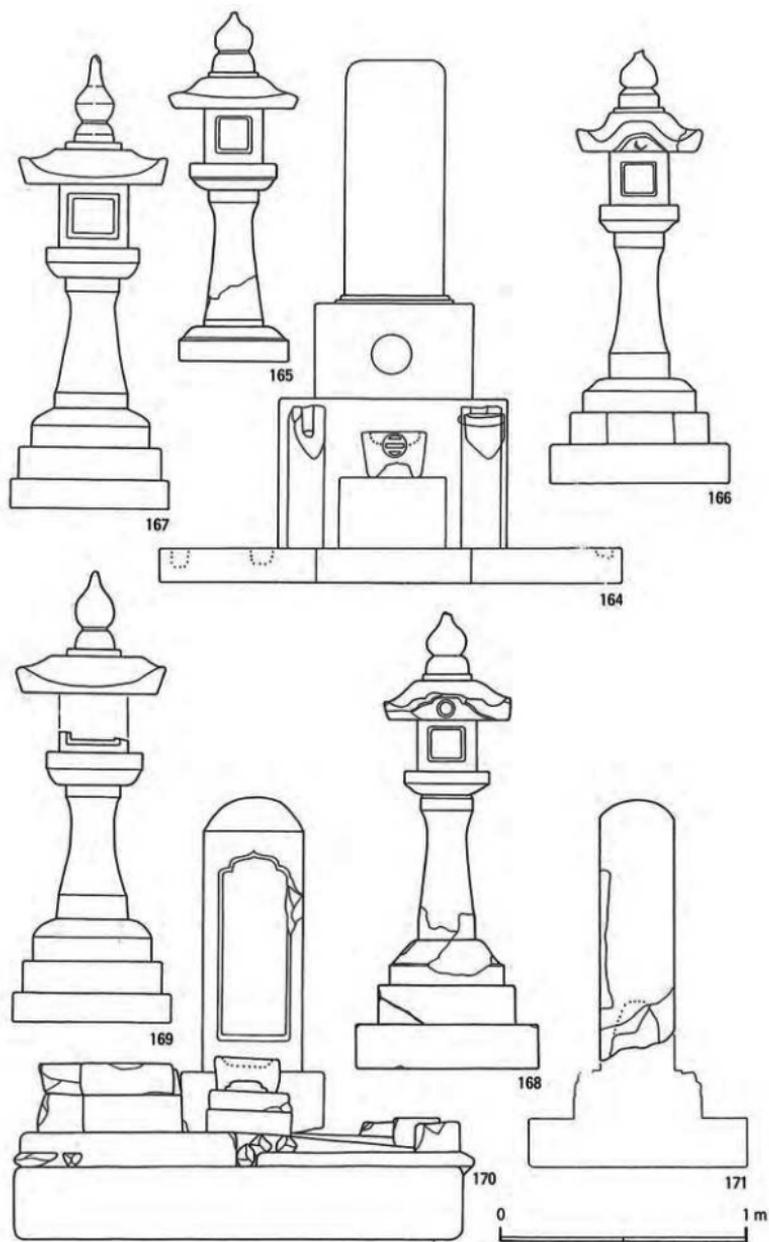
152



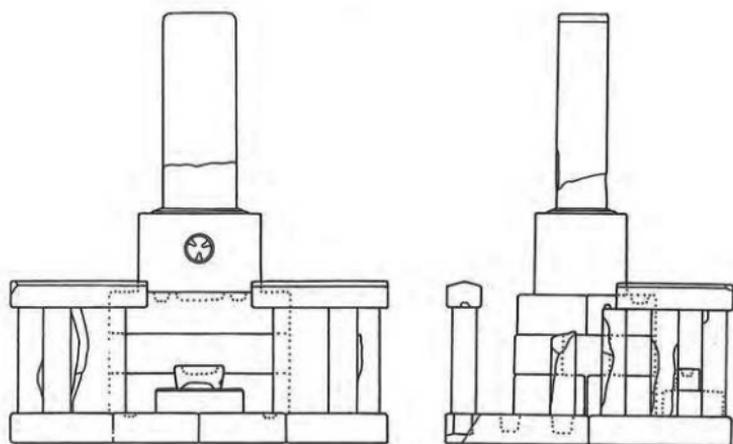
第25図 勝源寺石造物実測図(1)



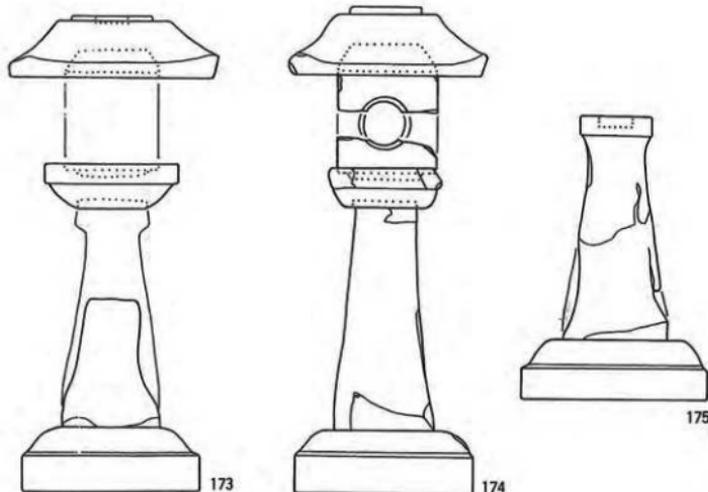
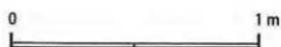
第26图 勝源寺石造物実測図(2)



第27図 勝源寺石遺物実測図(3)



172



173

174

175



第28図 妙蓮寺石遺物実測図

第5章 勝源寺・東照宮の位牌調査

1. 位牌調査の概要

勝源寺には石見銀山奉行・代官の墓石が6基知られている。しかし、今では表面が風化し銘文の読みづらいものや、すでに半壊状態のものが存在することから、石造物調査部会では平成13年度の奉行代官墓所の悉皆調査に合わせて、同寺に伝わる位牌も関連調査することに決めた。

実際の調査は、仁摩町宅野向西寺住職で当寺兼務住職の山上光俊氏をはじめ、大田市石見銀山課長大国晴雄氏、同課主任林泰州氏のご理解とご協力を得ながら鳥谷芳雄、松岡美幸の両名が、平成14年7月30日に実施した。調査した位牌は勝源寺安置の19点と、同境内にある東照宮安置の9点を合わせた計28点であり、調査カードに法量・銘文などを記録するとともに、デジタルカメラ（一部スライドフィルム）による写真撮影を行った。

2. 石見銀山奉行・代官の位牌

奉行・代官の位牌は2が竹村丹後守道清、3が竹村藤兵衛万嘉、5が杉田九郎兵衛忠次、6が杉田又兵衛勝政、7が井口次右衛門高精、8が由比長兵衛光憲、9が鈴木八右衛門重政、10が井戸平左衛門正明、11が関忠太夫勝榮、13が会田伊右衛門資敏、16が菅谷弥五郎長昌、17が前沢藤十郎光貞、18が森八左衛門信任のものである。このうち2・9・11・13・17・18の6名は当地で死亡し、その墓石が勝源寺に所在する（各奉行・代官の在任期間は附編の一覧表を参照）。

8・10・16の代官は当地で亡くなったわけではないが、その位牌が安置される。銘文からはこのうち8が銀山地役人の一人である宗岡氏により、16が同じく地役人身分で下級の「仲間」によって施入されたものと分かる。また、竹村丹後守道清とその関係者の位牌である1～4は裏面の朱書により、勝源寺住職の明譽が文化3年（1806）に一括再興したものと分かる。明譽は寛政～文化年間、同寺とその周辺の記録である「公私諸用録」を著した人として知られる。^①

3. 江戸幕府將軍の位牌

東照宮は勝源寺背後の急峻な丘陵斜面にあり、庫裡裏手の池庭から石段を利用して登ることができる。「公私諸用録」には、同宮が竹村丹後守によって造立され、その後は元禄年中（1688～1704）に代官井口治右衛門をはじめ、銀山方の役人中、並びに郡中一統の任用をもって再建されたとある。また、同宮の修復等はそれ以来同様の任用をもって度々仰せ付けられたことや、承応年中（1652～55）には勝源寺が類焼し書類が焼失したため、これ以前の様子は定かではなく、分明になるのは元禄年中の再建以降であると記されている。

位牌は全部で9点で13名分の記入がある。1の崇譽道和大居士が初代家康^②、台徳院が2代秀忠、大猷院が3代家光、2の嚴有院が4代家綱、3の常憲院が5代綱吉、4の文昭院が6代家宣、5の有章院が7代家継、6の有徳院が8代吉宗、惇信院が9代家重、凌明院が10代家治、7の文恭院が11代家斉、8の慎徳院が12代家慶の法名である。これにより、本東照宮には江戸幕府15代の歴代將軍のうち13名家定、14名家茂、15代慶喜の3名を除き、初代から12代までの位牌があることが確認できた。また、1・2は代官由比長兵衛光憲、3・4は代官都築小三郎正倚、5は代官鈴木八右衛門重政によって、それぞれの厨子が造立されたことが裏面の記載から分かる。



〔注1〕勝源寺文書。表題に「從寛政七（1795）卯始 公私諸用録 勝源幻住 明譽記」の記がある。

〔注2〕中村孝也『徳川家康公傳』（1965）

第6章 総括

平成13年度における石造物調査は、平成11・12年度の調査方式を引き継ぐとともに、新たに代官墓所、地役人墓所等の調査を行い、埋葬施設に表れた階級・階層差のありようとその意義についていくつもの所見をえた。その他に大龍寺墓地の調査も実施している。以下、これら諸調査の経過と成果によりながら若干の総括を行うこととする。

まず、継続的な調査として行われた浄土真宗・安養寺墓地の悉皆的調査について述べる。当寺は1523(大永3)年の創建とされ、旧は仙ノ山に在所したとされる。その後、再建されて現在地に開門、現在も浄土真宗寺院として門徒衆の参詣をうけている。墓地は寺院建物背後の谷の両サイド尾根上に分布し、確認された石造物総数は374点に達する。その内訳は、墓塔・墓標とその関連品に要石・石臼の類である。全体の中で圧倒的なパーセントを占めるのは円頂方柱墓標で67%になる。次いで円頂方形墓標が登録されるが、その割合は15%と、前者よりはるかに低い。これら以下にランキングされるものとして地蔵の8%がある。早世した幼児の墓石である地蔵が比較的高い割合を示していることは注意すべきことと思われる。

これらの石造物が谷を隔てた南北の尾根上から斜面にかけて所在することは上記したが、調査結果によれば北尾根・H群区では尾根南傾斜面に等高線沿って数段の壇状テラスを設け、そこには一段当たり平均約16~17基の墓標が存在している。ここではH群区全体が一つのまとまった墓域を形成すると同時にその構成体として、おそらく1~2単位の家族墓が有機的な関連性をもって存在している様子をうかがうことができよう。墓標に刻まれた紀年銘からするとH群の営墓期間としては1736(元文元)年から1964(昭和39)年の約230年近い期間が実在する。この存続期間と紀年銘による墓標数のカウントからすれば近・現代の墓標も少なくないが、大半は近世後半に造立された墓標群であり、しかも、浄土真宗固有の墓標とされる円頂

方柱墓標が80%を占めるということに、当墓地の顕著な特色が示されるというべきであろう。なお、銘文の検討から一家族の歴代的構成の復元的研究が試みられたことは貴重で、今後、さらに従前の同様研究とも併せて成果を蓄積することが必要と思われる。

H群区と対比するために南尾根の状況を掻い摘んで見ておこう。A群からG群に分けられた墓区が尾根の高所から先端に向かってほぼ列状をなして存在している。各群の営墓期間は必ずしも一律ではないが、一石宝篋印塔・一石五輪塔や近・現代墓標を除外して考えるとすべての群が18世紀前葉から中葉にかけて造墓を開始しており、その終焉も19世紀中葉に求めることができ、この営墓期間約100年程度の間に墓標40~50基が確認されている。墓標の中心となるのは、やはり円頂方柱墓で、南尾根墓標(含地蔵)全体の90%近くに達している。

以上、安養寺墓地の特徴的な現象を見てきたが、これを要するに浄土真宗墓地としてその営墓時期は18世紀前葉ないし中葉から19世紀中葉にほぼ限定でき、A群からH群の造墓活動は、その盛期に多少の時間的なずれはあるもの、おおむね併行的に行われたことが推測される。ただし、石見銀山において近世後期が都市としての一発展期であることを反映する事実として注目したい。

安養寺墓地の調査は、宗派別の墓地構造と変遷を比較検討する調査研究方針に基づくものであった。平成11年度の妙正寺墓地、平成12年度の龍昌寺墓地の悉皆調査と今次の調査結果を対比した場合、一見して気付くのは前二寺院墓地には16世紀後葉から17世紀前半に属する組合せ宝篋印塔・同五輪塔、一石宝篋印塔・同五輪塔等の墓塔が多数存在し、一定の墓域を形成する等、銀山地域の中・近世墓地の様相に一時期を画していた。加えて、近世後半期にも盛んな営墓活動があり、墓域形成上の一画期と認めることができた。すなわち、当該二墓地においては営墓の歴史に二つの画期が存在することが知ら

れたのである。これに対して、安養寺墓地においては確かに一石宝篋印塔・同五輪塔も存在しているが、その割合は4%ときわめて低く、営墓期間も限られる。よって安養寺墓地が近世後半期に墓地形成の一面期をもつ類型として前二墓地と区別すべきであることを自覚するものである。

次に、大龍寺墓地の調査について述べる。隆濟宗・大龍寺の創建は1585(天正13)年とある。寺院跡が銀山川左岸の小谷・大龍寺谷の谷頭近くに所在し、背後の山の狭い尾根上で63基の石造物が確認された。石造物の種類・基数では組合せ宝篋印塔(部材)が40点(最低15基体以上)、一石宝篋印塔5基、一石五輪塔6基で割合的にはこれらで70%以上になる。近世墓標は2基だけであった。また、無縫塔・地藏の割合は相対的に高く、「天正十年」の紀年銘が刻まれた無縫塔は銀山地区内最古のもので、大龍寺開山墓とみられたこと、あるいは、墓塔を納める石段の破片が採集されたことなども当墓地の性格を考える上で無視できないことといえる。

紀年銘から考えられる営墓期間は、近世墓標を除くと1582(天正10)年から1790(寛政2)年の約100年間にわたっている。調査地点の周辺には、なお残余の墓塔・墓標の存在する余地のあることは否定できないが、今次の調査に限って言えば、大龍寺墓地は中世末から近世前半期の墓塔を中心とする墓地として、先の安養寺墓地と対照をなす類型とみなすことができよう。

転じて、上層役人墓地の調査結果と印象点について述べる。初代銀山奉行大久保長安の墓塔(再建墓)・紀功碑は浄土宗・大安寺跡の背後の山麓にある。今回、銀山役人墓の調査の一環として長安墓と周辺の墓地の悉皆的調査を試みた。大安寺の創建は1607(慶長12)年で、長安が施主となっている。確認された石造物の総数は115点で、組合せ宝篋印塔・同五輪塔、一石宝篋印塔・同五輪塔の類は長安墓・紀功碑の東側に集中している。部材片が多く、正確な基数は不明であるが、墓域としての規模は小さい。復元高206cmの大型組合せ宝篋印塔は再建前の

長安墓塔の可能性がある。また、この群に含まれた無縫塔・円頂六角柱墓は紀年銘と銘文から歴代住持の墓塔・墓標と見られた。

長安墓の西側に並ぶ近世墓標群は近世中頃以降のものであり、大半が近・現代の墓標であった。したがって、大安寺墓地に関しては再建前の推定長安墓と歴代住持墓地を捉えたことをもって成果とすることになる。

続いて、奉行・代官の墓所の調査として浄土宗・勝源寺墓地と日蓮宗・妙蓮寺墓地について述べる。勝源寺は1601(慶長6)年の創建とされるが、一説によれば1616(元和2)年ともいわれる。境内には堂宇の北・南側と背後に墓石群が存在し、北墓域に代官・鈴木右八衛門の墓標、南墓域に2代目奉行竹村丹後守、代官・関忠大夫、同・前沢藤十郎、同・森八右衛門、同・会田伊右衛門等の墓塔・墓標がある。

竹村丹後守の墓塔は入念な造りの切妻平入り形式の石段に納められ、傑出した存在となっている。他の代官墓も、保存状態の不良なものもあるが、多くが基礎と台石の上に円頂形式の墓標を立て、玉垣を巡らす等明らかに庶民墓との格の違いを見せている。また、墓塔・墓標の形式は多くの近世墓と異なる処はないが、高さが約1m、基礎・台石を加えた総高は1.5~2.0mになる点も階級差の表示と受け止められる。

銀山地区には2奉行・8代官の墓所が知られている。勝源寺墓地の1奉行・5代官の墓所の状況は調査報告の通りであり、代官・浅岡彦四郎、同・川崎平右衛門の墓所は龍昌寺墓地において調査済みである。残る代官・阿久沢修理の墓所の調査は日蓮宗・妙蓮寺(1610・慶長5年創建)墓地において今次実施されたところである。その様相は、勝源寺墓地の代官墓と相似たもので、これら8個所の墓所からは代官クラスに共通する造墓手法と形式が存在し、それが銀山地上層武士の格式の表現でもあったことを教えられる。

最後に銀山地役人であった熊谷家墓地について触れる。当家墓地の現在位置は勝源寺と道路扶んだ西側になる。本来は勝源寺南側通りに存在した歴代の墓標等を道路建設により現在地に

移動・整理したものである。墓地内では熊谷家5代から16代までの当主夫妻とその家族・一族、奉公人等の墓標67基が確認された。これらは円頂方柱形式の墓標であるが、歴代当主夫妻の墓標は花崗岩を用い、高さも他の墓標を抜きんでているが、夫人墓高は当主墓のそれを越えないという。銀山地区の近世墓標のほとんどが地元産の福光石製であることと異なる点を見よう。あるいはまた、厳しい家父長制家族の一面と地役人としての格式が墓所の様相にも垣間見られるというべきであろうか。

以上、平成13年度石造物の調査とその成果について総括的に記した。詳細は各報告によりたいが、あらためて当年度の調査を顧みると、寺院付属墓地の悉皆調査という継続的課題の追求に加えて近世鉦山都市内の階級・階層構成のありようの一端を探索するという、まことに困難だが、興味ある課題の追求がなされたことに一種の達成感を覚える。あらためて調査を担当された立正大学考古学研究室の諸氏、高根県・大田市の関係者の尽力に深い感謝と敬意を捧げたい。

今後も引き続き、これまでの成果を踏まえ、さらに膨大な数量の石造物の調査を目的意識的に推進することを記して欄筆とする。

石見銀山奉行代官と鉱山政策

仲野義文

はじめに

江戸幕府の直轄地は元禄期には既に400万石にも達したといわれる。このような直轄地からの取入が徳川氏の強大な権力基盤を支えたことは言うまでもないが、その重要な支配を任されたのが他ならぬ郡代・代官である。

『徳川幕府県治要略』*1によると、代官は「目見已上の士を以て任命し、年功に依り布衣に進められる」とあり、その任命は概ね御目見得以上の幕臣から選ばれ、功績次第では布衣が許された。また、支配高については新任で5万石、累進して10万石程度であったが、定額の役高は僅かに150俵であり、万石以上の支配高を有してもその実態は「代官は小身の一官吏、其属員の如きも、手附、手代と称する軽輩、僅かに算筆の勞を執るに過ぎず、一壘の擲るべき無く、一兵の憑むべきなし」*2と述べるように、小身の一官吏に過ぎなかった。

さて、周知の如く石見銀山は、慶長5年の関ヶ原の戦い以後幕領となり、大久保長安以下奉行・代官・預りを含め都合59名の者がその支配にあたった。(表1*)これらの奉行・代官は「銀山方御用」を第一とし日々産銀量の増大に努めたが、就中中期以降の衰退期にあつてはそれと共に鉱山自体の建て直しが重要な使命となった。

ところで、このような幕政にとって重要な任務を課せられた代官ではあるが、意外に個別代官の具体的な政策とりわけ鉱山政策については、これまであまり論じられていないように思われる。そのため本報においては3代にわたって石見代官を勤めた川崎氏の政策を一事例として、石見代官における銀山支配の実態を考察することにしたい。

1. 川崎代官の由緒

まずは川崎平右衛門の由緒についてみることにしよう。

●定孝

辰之助 平右衛門

はじめは武蔵国多摩郡押立村に住して農夫たり。享保年中竹木樹芸のことをうけたまはり、しばしば私財をもって近郷の窮民を賑せしかば、賞誉をかうぶり、すでにして武蔵野新田をあずけられ、月俸十口をたまひ、のち支配勘定の格となれ、月俸二十口を増たまふ。宝暦四年七月十八日班をすすめられ御代官となり、月俸をあらためられ、慶米百五十俵をたまふ。明和四年四月十五日御勘定の吟味役となり、石見国銀山の奉行を兼、五月五日布衣を着することをゆるさる。六月六日死す。年七十四年。*4

川崎平右衛門定孝はもとは押立村の農民として生まれたが、やがてその才覚が買われ、大岡越前守忠相によって武蔵野新田の開発を命ぜられることとなる。その後勘定支配格を勤め、宝暦4年から美濃国本田陣屋の代官となっている。石見代官への就任は宝暦12年であり、5ヶ年勤めた後、明和4年4月に勘定奉行の次席である勘定吟味役に昇進しているが、無論これは異例の出世である。

ところで、定孝が勘定吟味役に就任した翌5月、幕府は御料及び私領に対して、次のような触書*5を布達している。

諸国御料所并私領寺社領入会之場所、金銀銅鉄鉛山見立願人有之候ハ、御代官、地頭添状を以、向後銀山奉行川崎平右衛門入願出、吟味可請候、勿論是迄有來之金銀銅鉄鉛山之義も、一統平右衛門方=

て吟味有之筈ニ候、平右衛門義所々かな
山御用相廻り候間、京大坂其外最寄之所
にて願出候儀は、是又勝手次第之事ニ候
右之趣、御料は御代官、私領は領主、地頭
より可申渡候

五月

右之通、可被相触候

これによると御料・私領を問わず諸国の鉱山支配が、実質この定孝に任されていることがわかる。宝暦年間に至って幕府は度々鉱山開発を促す触書を出す、こうした背景には輸出銅の不足という問題があった。わが国の産銅は元禄期をピークとし、漸次減少するようになる。当時銅は主要な輸出品であるから、そのため幕府は全国の鉱山開発を奨励すると共に、明和3年には再び銅座を設置して輸出銅の確保に努めている。前述の触書にはこうした事情があったものと推察されるが、諸国巡山奉行への定孝の抜擢は、後述の如き彼の石見代官時代の諸政策に対する評価がその背景にあったものと思われる。

次に市之進について見ることにしよう。

●定盈

市之進 母は佐藤氏の女。

宝暦四年十一月二十五日はじめて惇信院殿にまみえてまつ。明和元年閏十二月十四日より父が職務を見習ひ、四年四月二十一日御代官となり、石見国銀山の支配を兼、安永七年四月十八日死す。年五十。⁶⁶

市之進は定孝の嫡子であり、宝暦4年將軍家重に謁見し、明和元年から父定孝の代官見習となって銀山の支配にあたっている。その後明和4年、定孝の勘定吟味役昇進に伴い石見代官となる。明和6年10月より奥州半田銀山の支配のため桑折代官へ所替となるが、しかしこれについては「石州銀山ノ儀ハ半田ニ御支配」⁶⁷と述べるように、銀山方に限っては従来通り市之進の支配となっている。⁶⁸したがって、市之進の銀山支配は実質明和4年から安永7年までの都合11ヶ年であり、中期以降の代官の中では在任期間が最長ということになる。

最後に、定安については、

●定安

辰之助 平右衛門 母は富守が女。

安永二年三月二十五日はじめて渡明院殿に拝謁す。時に十六歳 七年二月十三日父がつとめをみならひ、七月八日遺跡を継、御代官となり、石見国銀山の支配を兼。康米百五十俵 九年正月二十八日居宅火を失せしにより出仕をはり、二月五日ゆるさる。天明七年十月晦日銀山の支配をゆるさる。八年二月五日年税延怠るせしにより出仕をとめられ、御預の御料所二萬石を減ぜられ、三月二十六日ゆるさる。⁶⁹

とあり、安永7年父市之進の代官見習として勤め、同年7月家督を相続して石見代官となっている。定安の場合については市之進の後を承けて当初銀山方の支配のみを任されていたが、「安永九庚子三月廿八日ニ銀山方地方一圓支配并備後・備中ニ面相添七万石支配」⁷⁰とあるように、安永9年より銀山方・地方一円支配となる。なお、定安の石見代官在任期間は安永7年から天明7年の都合9ヶ年間である。

このように宝暦12年から天明7年までの実に25年間は、定孝・市之進・定安等川崎氏3代によって石見銀山の支配が行われており、その意味において3人の代官といっても、政策的には連続性をもっていたものと考えることができよう。

それでは川崎代官における鉱山政策とは具体的にどのようなものであったのか、以下詳しく見ることにしよう。

2. 貸付銀の整備と御直山経営の展開

銀山の産銀量は中期以降急激な減少を示すようになるが、とりわけ元文期以降その傾向は著しくなる。その一方で川崎平右衛門支配の明和2年以後には、むしろ回復基調となる。これについて地役人から代官森八左衛門に提出した口上書⁷¹には

中古元文五年より明和元申年迄二十五ヶ年之

間山相衰へ、年々灰吹銀五六拾貫目之出方二面、百貫目以上出方之年ハ無御座候、川崎平右衛門殿御支配中、榑方御主法相立、同二酉年より引續文政五年迄五十八ヶ年之間、灰吹銀百貫目以上二百貫目余之出方も御座候、百貫目内出方之年者無御座候

とあり、この理由を川崎代官の榑方御主法によるものと説明しているが、この御主法とは則ち拾歩一銀のことである。

中期以降における産銀量低下の原因は偏に間歩内における切羽数の減少にある。このような切羽の減少は、もとより鉾脈の零細化によるものではあるが、加えて坑道の深延化に伴う地下水の湧き出しも同様に大きな原因であった。当然切羽の再生には坑内に湛えた地下水の排出が必要であったが、しかし銀産の低下によって零細化した山師においては、このような多額の資本を必要とする普請は実質困難であったから、自分山（民間資本）による開発は厳しい状況にあった。事実川崎代官就任の宝暦12年には総間歩244口に対する稼山数は僅かに10口であり、自分山での経営は当時既に破綻状態にあったことがわかる。¹²そのため銀産の増大を図るためには何より鉾山資本の増強が必要であり、そこで川崎代官はその確保のため拾歩一銀なる仕入銀を導入し、その安定化を図ろうとしたのである。

さて、拾歩一銀は、前述の如く定孝の具申によって実施されたものであるが、これは年間産銀量の10分の1を開発のための経費に充当するというもので、その詳細は表2に示したとおりである。¹³実施期間は明和3年から安永9年までの15ヶ年間で、この間に開発費用として捻出された銀高は、年間11貫目から23貫目程度である。

ところで、表2によってわかるように明和3、4年の2ヶ年分については資金不足が生じているものの、同5年からは若干ながら残銀がみられるようになる。そこで譜代官市之進は、このような稼入用の残銀を新たな貸付資本として、明和7年から御料及び私領の富農や商人に貸し付け、その利銀を以て鉾山資本に充てるという施策をとっている。

さらに、安永6年には関忠太夫以降の拝借貸付を整理して、新たに相続銀、永久稼銀、拾歩一銀、四ツ留銀、磯竹鉛山銀、古銀山銀、銅山銀等都合7種類¹⁴の貸付銀を創設することを勘定所に具申し、同年その許可を得て実施している。

このような定孝・市之進による貸付銀の整備以降、鉾山開発に対する代官所の積極的な資本投下が行われるようになる。例えば、明和3年新切山、蔵本山、元泉山、今泉山、新横相において修復8ヶ所、切延8ヶ所が普請されたのを始めとして、安永7年からは元泉山永久稼所の普請が行われている。こうした政策が功を奏して、年々の産銀高は100貫目を回復し、明和7年には186貫目にも達している。¹⁵

なお、この時期の採掘部門における経営形態について若干述べておくと、先の普請はすべて代官所直営の普請（御直山）である。ただし、この場合直営といっても「大道を切通候迄二面、鏈二切当候得ハ手稼相止メ山師江相渡、山師自分入用を以鏈を為堀候仕来りニ御座候」¹⁶と述べるように、その普請はあくまでも鉾筋（鉾脈）に切り着くまでで、その後における切羽の経営は山師の請負となる。前述の如く当該期の山師経営は零細であり、自己資本による間歩経営は困難であった。そのため貸付銀の整備により鉾山開発に対する公費投下が強化されると、自然零細な山師はそうした資本に吸収され、結果として銀山の生産は御直山を軸に再編されることになる。したがって、こうした貸付銀の整備は単に鉾山資本の確保という側面だけではなく、実際には銀山自体の生産構造を大きく転換するきっかけとなったといえるのである。

3. 吹屋の直営化

前述の如く貸付銀の整備を契機に鉾山開発に対する代官所の関与は強化されるものであったが、このことはまた製鍊部門についても同様のことが認められる。

奉請取銀子之事¹⁷

一、丁銀六百目

右者栃畑谷之内、布川孝左衛門跡家屋敷、此度御吹所ニ相成候ニ付、右代銀として前書之御銀六百目被下置、儘奉請取候所、仍而何件

明和三年戊正月 孝左衛門跡山師
布川新吉 印
同人世忝春丹代
松原牧左衛門 印

銀山方

御役所

前書之家屋敷代御渡被遊、私共罷出奉承知候、已上

戊正月 三宅藤十郎 印
光田弥左衛門 印
三宅太三郎 印

銀山方

御役所

この史料は、布川孝左衛門跡の家屋敷を代官所が買い上げた際の銀子受取証文であるが、これによるとその理由が「御吹所、則ち代官所直営の吹屋を建設するため、であることがわかる。江戸期の銀山にあっては、大久保長安支配の一時期を除いて吹屋は基本的に民間資本によって経営されるものであった。しかし、この時期にはこうした代官所直営の吹屋が存在したのである。

また、このことに関連して次の史料^{*)}には以下のようにある。

亡父平右衛門支配之節銀鑓吹方ニ交候あへ鑓無之吹方差支候ニ付、銀山附村々穿鑿仕候處、磯竹村ニ鑓鑓山古間歩有之由、銀山役人見分爲仕、存寄相札、右間歩取明相稼候處、鉛鑓多分堀出銀鑓ニ遣、余り候分銀ニ吹分ヶ候得者、格別御益有之儀、然ル所石州ニハ銀吹分ヶ候もの無之候ニ付、平右衛門相伺、平岡彦兵衛支配所但州生野銀山ニ銀吹大工呼寄、石州大工共伝授爲仕、銀吹分ヶ出来候

この史料によると、平右衛門支配の節、銀鑓鑓用の鉛鑓(鉛鉱石)が不足したため、銀山近村磯竹の古間歩が再開発され、その鉛石を製錬するために生野銀山から吹大工を呼び寄せてい

ることがわかる。この「銀吹分」とは如何なる技術か不明であるが、おそらくは鉛製錬の技術であろう。時期については、平岡彦兵衛の生野代官在任期間が明和1年7月から安永7年であるから、概ね明和1年7月から同4年6月迄の間ということになる。とすれば、先の御吹所の建設は、このような新しい技術の導入を背景に行われたもの、といえるであろう。

なお、この御吹所の具体的な実態については史料上の制約もあり詳細は知り得ないが、およそ「銀山方諸何書」^{*)}には次のようにみえる。

一、御代官様御発駕以後、両吹所共引続御吹立被成候儀ニも御座候ハ、両吹所引替残銀、外蔵ニ引除置候て吹所役人立会之上、右銀之内ニ吹入用并正鉛代等両吹所役人入手形ヲ以相渡、且又両吹所へ山方ニ請取候歩一返納鑓代其外御願、一ヶ月限り吹所役人納手形を以、右引替残銀之内ニ吹所役人立会日限りニ相納候へハ、内蔵ニも度々銀相納候ニ付、諸向渡方差支も無之趣ニ奉存候、以来右之通被仰付可被下、是迄之通にてハ甚入組違知仕候間、取計方相改申度候事

書面両吹所入用限請弘之儀、追而可及沙汰候

この史料は、市之進の奥州半田への所替にあたって、地役人が提出した銀山支配に関する諸伺に対する代官の回答である。これによると当時2ヶ所の御吹所があったこと、そして吹入用や製錬用鉛代といった吹所の経費が引替銀から支出されていたこと、などがわかる。この引替銀とは則ち拾歩一銀のことであるから、御吹所の経営もまた採鉱部門と同様にその仕入銀によって支えられていたといえよう。

もっとも、こうした代官所による吹屋の直営も長期間に及ぶものではなかったようで、事実安永10年4月栃畑谷の久三郎が代官所に提出した借地証文によると、「右地所之儀ニ先年御直吹所被成候御御買上ヶニ相成候而、其後相止メ候ニ付、亡父奉借請場所ニ御座候」とあり、この年までには廃止されたことがわかる。した

がって、その操業もおよそ10年という短期間であった。しかしながらこの直営化の問題は当該期の鉱山経営を考える上で1つの画期であることはいうまでもなく、その意味において特筆すべき政策といえるであろう。

おわりに

これまで概観したように、川崎代官の時代には鉱山資本の安定供給のため、諸種の貸付銀制度が整備された。これを機に代官所による鉱山開発の直営化が急激に進められ、産銀の大幅な増長を達成することができた。この点から見れば、川崎代官による鉱山経営の建て直しは、従来の生産体制に対する抜本的な改革と云うことができるであろう。

なお、本報では紙数の都合上割愛したが、この時期いわゆる「炭方六ヶ村」が成立する。^{*20}炭方六ヶ村については「炭方六ヶ村と相極、吹炭触次第差出、定直段老駄=付拾匁宛=二面、銀吹買入申候」^{*21}とある如く、これは銀山近村の六ヶ村を指定して銀製錬用の木炭を必要に応じて供出させるというものである。この政策の目的は1つには木炭の安定的な確保を意図したものであるが、他方物価の影響を受けやすい木炭の価格を定値段として固定化することで、製錬コストを抑制しようとしたものである。このように川崎代官の鉱山政策は、単に銀山のみで完結したものではなく、実際には周辺農村も含めた支配全体に関わるものであった、といえるのである。

- * 1 安藤博編『復刻徳川幕府県治要略』柏書房
- * 2 『勝海舟全集6・吹塵録IV』講談社
- * 3 本表は、「石見銀山御支配歳代記」、「銀山日記」、「県令譜」（村上直「江戸幕府郡代代官史料」近藤出版）、村上直「県令集覧」、西沢淳男「幕領陣屋と代官支配」岩田書院、によって作成した。
- * 4 「新訂寛政重修諸家譜」
- * 5 石井良助・高柳真三編「御触書天明集成」岩波書店

- * 6 「寛政重修諸家譜」
- * 7 「石見銀山御支配歳代記」上野家文書
- * 8 市之進の桑折代官の在任期間は明和6年より安永2年までである。
- * 9 前掲「寛政重修諸家譜」
- * 10 前掲「石見銀山御支配歳代記」
- * 11 「森八左衛門御支配中御好二付御手江書候書類控」
- * 12 「銀山間歩尋数覚」野沢達郎家文書
- * 13 「公用之諸書類留」上野武三家文書
- * 14 貸付銀の実態については、拙稿「江戸期石見銀山領における諸鉱山の概要とその支配」『日本鉱業史研究』第35号に詳しい。
- * 15 「石州銀山出灰吹銀高覚」上野武三家文書
- * 16 「御書上之写」上野家文書
- * 17 中村家文書
- * 18 「銀山永久稼方伺一件」龍善徳氏所蔵文書
- * 19 前掲野沢家文書
- * 20 江面龍雄「石見銀山と周辺農村」『山陰一地域の歴史的な性格』雄山閣、1979
- * 21 「銀山日記」

表1 歴代奉行代官の一覽

代官名	在任期間	年数	知行高	法名	前歴	後歴
奉行 大久保石見守長安	慶長6年一四17年	13	2万石(石見国)	大安院殿一的朝賢大居士		
奉行 竹村丹後守道清	慶長18年一寛永12年	22	1000石	宗賢院殿静善清通居士	堀山附役人	死亡
奉行 竹村藤兵衛高嘉	寛永12年一四13年	1	1000石	先台院殿上管通尚居士	小侍組	死亡
預り 京原若狭守	寛永13年一四15年	2				
奉行 杉田九郎兵衛忠次	寛永15年一四18年	3	900石	覺性院殿心管道安居士	勘定組頭	死亡
奉行 杉田六之助龜昌	寛永18年一四19年	1	500俵		勘定	勘定組頭
奉行 杉田又兵衛静政	寛永19年一万治3年	18	500石	法華院殿超勝齋信居士	勘定	死亡
奉行 山崎孫兵衛信保	寛文元年一四10年	9	270石	清泉院寿石道見居士	大番	死亡
奉行 水田作大夫重時	寛文10年一延享3年	5	800石		大番	幕職(後大番に復す)
代官 恒縁伝兵衛宗正	延享3年一天和2年	7	200俵	直解院殿謙心日輝居士	兼奉行	桑折代官
代官 由比長兵衛光忠	天和2年一元禄5年	10	450石	智賢院殿光管念西居士	切米手形改	幕免(小普請組)
代官 後藤登右衛門重貞	元禄5年一元禄11年	6	200石	重貞院殿見中山居士	西九筋仕	幕職(小普請組)
代官 井口次右衛門高嶺	元禄11年一宝永4年	9	150俵	福流院殿照堂玄然居士	川船奉行	幕職
代官 藤崎小三郎正勝	宝永4年一正徳3年	6	80石	忠義院殿受管直道正徳居士	金奉行	野太
代官 鈴木八右衛門重政	正徳3年一享保元年	3	200俵	兼月院殿管管岸居士	室井代官	死亡
代官 竹田宗左衛門政武	享保元年一四9年	8	100俵	欽求院殿淨管政武為深居士	勘定方	室岡代官
代官 藤崎作右衛門長敬	享保9年一四12年	3	300石		奉保代官	久米代官
代官 津上孫兵衛貞風	享保12年一四16年	4	150俵		勘定	久米派代官
代官 井戸平左衛門正明	四16年一四17年	2	150俵	赤雲院殿義虎貞忠居士	勘定	死亡
預り 藤崎作右衛門長敬	四17年6月一四9年	0.3			★久米代官	
代官 赤松弥右衛門風雄	四17年10月一元文2年	4	150俵	寛光院殿藤山玄傑居士	勘定	大坂代官
代官 關忠大夫藤宗	元文2年一延享元年	7	100俵5人扶持、 後150俵		勘定	死亡
預り 平岡彦兵衛貞寛	延享元年7月一四8月	0.1	200俵		★久米代官	
代官 川田玄蕃貞美			250俵		★室岡代官	
代官 平岡彦兵衛貞寛	延享元年8月一四3年	2	200俵		久米代官	津山代官
代官 佐々新十郎長純	延享3年一寛延2年	3	100俵10人扶持		大番	關東代官
代官 天野助次郎正景	寛延2年一宝暦4年	5	300俵		奉取代官	中野代官
代官 浅岡彦四郎胤重	宝暦4年一四7年	3	250俵		坂本代官	死亡
預り 内方扶五郎当高	宝暦7年一四8年	1	150俵		★備中室岡代官	
代官 藤崎兵右衛門貞政	宝暦8年一四12年	4	100俵5人扶持		勘定	關東代官
代官 川崎平右衛門定孝	宝暦12年一明和4年	5	150俵	雲鉄院殿志山道榮居士	代官	勘定吟味役
代官 川崎市之丞定政	明和4年一四6年	2				
代官 会田伊右衛門資政	明和6年一安永6年(地方)	7	500石		兼横代官	
預り 野村彦右衛門正名	安永6年(地方)	1	100俵5人扶持		★備中室岡代官	
代官 北本伝次郎政雄			150俵		★倉敷代官	
代官 兼登之助正喬	安永6年一四9年(地方)	3	160俵		勘定	關東代官
代官 川崎平右衛門定安	安永7年一天明7年	9	150俵		代官見習	關東代官
代官 兼登之助豊昌	天明7年一寛政2年	3	160俵		關東代官	關東代官
代官 菅谷弥五郎長昌	寛政2年一四6年	4	100俵		勘定評定所留役	高松代官
代官 大岡源右衛門孟清	寛政6年一文化元年	10	100俵		川俣代官	川俣代官
代官 上野四郎二郎資壽	文化元年一四7年	6	100俵		中野代官	幕免
預り 山田常右衛門至恒	文化7年7月一四11月	0.3	70俵5人扶持		★久米代官	
代官 南沢益十郎貞光	文化7年11月一四10年10	3	50俵5人扶持	淨徳院殿静管法忍惠照居士	水原代官	死亡(石見)
預り 大塚四郎右衛門	文化10年11月一四12年2	1	50俵3人扶持		★倉敷代官	
代官 阿久沢修理藏守	文化11年2月一文政4年10	7	70俵5人扶持		中之条代官	
預り 大塚太郎右馬	文政4年10月一四12月	0.2	100俵		倉敷代官	
代官 大岡源右衛門	文政4年一文政12年	8	100俵		代官見習	
預り 雲登之助	文政12年一文政13年	1	160俵		久米派代官	
代官 根本善左衛門	文政13年一天保6年	5	70俵5人扶持		勘定	大坂代官
預り 西村貞太郎	天保6年6月一四8月	0.2			★生野代官	
代官 根本善左衛門	天保6年一天保7年	1	80石		勘定	小十人組
預り 大塚太郎左衛門	天保7年	0.1			生野代官	
代官 岩田辰三郎	天保7年一弘化3年	10	200石		勘定	關東代官
代官 森八左衛門	弘化3年一嘉永6年	7	150俵	行義院殿修善堂兼豊居士	中野代官	死亡(石見)
預り 佐々井平十郎	嘉永6年6月一四10月	0.4	200俵		★備中自他代官	
預り 原代勝之助	嘉永6年一安政5年	5	150俵		評定所留役	大坂代官
代官 加藤金十郎	安政5年一文久3年	10	80俵8人扶持		評定所留役	市川代官
代官 横田新之丞	文久3年一元治元年	1	40俵3人扶持		評定所留役	生野代官
代官 鍋田三郎右衛門	元治元年一慶応2年	2	22俵		勘定幕後目付	

注:★は預り

表2 拾歩一組の内訳

年号	出床吹銀高	歩一床吹銀高	引替丁銀高	稼入用渡高	残銀
明和3年	121貫200目	12貫120目	21貫634匁2分	22貫229匁5分9厘	▲595匁3分9厘
明和4年	118貫326匁7分1厘2毛	11貫832匁6分7厘	21貫121匁3分2厘	21貫678匁4分2厘	▲557匁1分
明和5年	170貫	17貫	30貫345匁	23貫5匁4分3厘	7貫339匁6分7厘
明和6年	186貫850目	18貫685匁	33貫352匁7分2厘5毛	19貫389匁5分8厘	13貫963匁1分4厘5毛
明和7年	131貫300目	13貫130目	23貫437匁5厘	17貫7匁4分1厘	6貫429匁6分4厘
明和8年	132貫310目	13貫231匁	23貫617匁3分3厘	18貫418匁2分8厘	5貫199匁5厘5毛
安永元年	132貫310目	13貫231匁	23貫617匁3分3厘5毛	16貫197匁1厘	7貫420目3分2厘5毛
安永2年	132貫815匁	13貫281匁5分	23貫707匁4分8厘	1貫865匁9分2厘	11貫841匁5分6厘
安永3年	85貫850目	8貫585匁	15貫324匁2分2厘5毛	12貫558匁5分4厘	2貫765匁6分8厘8毛
安永4年	101貫	10貫100目	18貫28匁5分	17貫314匁9分3厘	713匁5分7厘
安永5年	101貫	10貫100目	18貫28匁	13貫805匁4分2厘	4貫223匁8厘
安永6年	101貫303匁	10貫130目3分	18貫82匁5分8厘6毛	14貫583匁9分8厘	3貫498匁6分6毛
安永7年	121貫200目	12貫120目	21貫634匁2分	19貫192匁2分8厘	2貫441匁9分2厘
安永8年	101貫	10貫100目	18貫28匁5分	16貫512匁5分6厘	1貫515匁9分4厘
安永9年	120貫10匁	10貫201匁	18貫208匁7分8厘5毛	17貫908匁5分7厘	300目2分1厘5毛
合計	1838貫474匁7分3厘2毛	183貫847匁4分7厘	328貫167匁7分4厘1毛	261貫667匁9分2厘	66貫499匁8分2厘1毛

※上野武三家文書より作成

[参考史料]

<表紙>

「 安永九年庚子五月写之
石州銀山御支配歳代記^{*1}
上野氏 」

代々御奉行

知行式万石於石州押領之

権現様御代 大久保石見守

慶長六年辛丑と同十七壬子年迄十二年支配、於江戸病死、西国大目付并佐渡金山其外諸国銀山惣奉行之由申伝候

彦坂小刑部・大久保十兵衛為上使御下向御仕置申付

慶長十八癸丑年四月廿五日

法廣院殿一の朝覺大居士^{*2}

同御代

台徳院様御代 竹村丹後守道清

大猷様

慶長十八癸丑年と寛永十二乙亥年迄二十三年支配、於石州病死、元来竹村源兵衛ト号ス銀山役人也、石見守病死後銀山役人之内高野市右衛門・竹村源兵衛兩人江戸表江罷下候様被仰付候所、市右衛門儀病後運免仕、源兵衛儀ハ先達而出府仕御尋之儀共有之、知行千石被下置、石州銀山奉行被仰付候

寛永十二乙亥六月十二日 迹摩郡佐摩村大森
宗泰院殿勝誉道清居士 菩提所即応山勝源寺

寛永六己巳七月五日
速証院殿一誉向運居士 息 竹村藤七郎^{*3}

子歳五月九日
光安院殿光誉妙圓大姉 道清悲母

同御代 知行千石竹村丹後守息
竹村藤兵衛

寛永十二乙亥年と十三丙子迄二年、於江戸病死ス、大坂御陣之節ハ竹村丹後守当地罷在、子息竹村藤兵衛并銀山役人之内山中市兵衛・田中久右衛門・厚東多左衛門山師三人銀掘百五十人召連罷越、藤堂和泉守仕寄と為掘候處、十二月十八日夜半惣廻り之堀江掘付ル、其時山師共江諸国銀稼之儀御免御朱印被下置候處、其後

寛永十三子二月十三日
光臺院殿上誉道向居士

同御代 京極若狭守

寛永十三丙子年と同十五戊寅歳迄三年支配、是者雲州国主御預り寅年病死

同御代 知行九百石
杉田九郎兵衛

寛永十五戊寅年と同十八辛巳年迄四年、於江戸病死

寛永十八辛巳六月十六日
覚性院殿心誉道安信士

- 同御代 杉田九郎兵衛息
杉田六之助
寛永十八辛巳年6同十九壬午年支配、於江戸病死
同 杉田九郎兵衛弟
嚴有院様御代 杉田又兵衛勝政
寛永十九壬午年6万治三庚子年迄十九年支配*、於京都菊右衛門ト号ヲ雜式間討ニス
万治三年庚子六月十六日
法雲院殿超徹勝政信士
- 同代 知行八百石*
山高孫兵衛
寛文元辛丑年6同庚戌迄十年支配、於石州病死
寛文十庚戌五月廿七日 迄摩郡佐摩村大森町
清涼院壽石道見居士 菩提所
雪岩山榮泉寺
- 同御代 知行八百石**
永田作太夫
寛文十庚戌年6延宝三乙卯年迄六年支配、御役御免小普請入、是ハ御料之百姓長門萩城下江乞食ニ罷出候ニ付多勢之事故、長門6江戸表江注進有之、当所6ハ飢扶持為願、野沢六郎右衛門罷越願ハ相調候
- 同 知行四百石
常憲院様御代 柘植伝兵衛
延宝三乙卯年6天和二壬戌年迄八年支配、奥州江所替被仰付
元禄七甲戌九月十九日
真解院殿謙心日源居士
- 同御代 知行四百石*
由比長兵衛
天和二壬戌年6元禄五壬申迄十一年支配、御役御免小普請江被仰付候、是迄ハ御暇之節黄金巻杖御紋付鬘斗目時服一重參勤、大名衆並格、是迄奉行ト号シ黒所縁ニ而被仰渡有之由
宝永七庚寅二月十日
知誓院殿光譽念西居士
- 同御代 知行**
後藤覚右衛門重貞
元禄五壬甲年6同十一戊寅年迄七年支配、御役御免小普請江被仰付候
元禄十三庚辰三月八日
重貞院鐵見中山居士
- 同御代 知行百五十石
井口治右衛門高精
元禄十一戊寅6宝永四丁亥年迄十年支配、依願御役御免
宝永五戊子八月十三日
隋流院殿黙堂玄然居士
- 同 知行八十石
文照院様御代 都築小三郎正倚

宝永四丁亥年 〆 正徳三癸巳年迄七年支配、所替信州江仰付候

享保十四己酉十月十三日

忠藏院殿叟誉直道正徳居士

有章院様

知行百八十四石 老斗余 参州牛窪村ニ而百五十石

有徳院様御代

鈴木八右衛門

正徳三癸巳年 〆 享保元丙甲年迄四年支配、於石州病死

享保元丙申九月廿九日

乘月院殿到誉岸舟居士

大森町

菩提所 即応山勝源寺

同御代

知行百俵

竹田喜左衛門政為

享保二丁酉年 〆 同九甲辰年迄八年支配、備中笠岡江所替被仰付候

享保十七壬子年六月二日

欣求院殿浄誉政為寂門居士

同御御代

知行三百石

窪嶋作右衛門長敷

享保九甲辰年 〆 同十二丁未年迄四年支配、作州久瀬江所替被仰付候

同御代

知行百五十石**

海上弥兵衛

享保十二丁未年 〆 同十六年辛亥迄五年支配、丹後湊宮江所替被仰付候

同御代

井戸平左衛門正明

享保十六辛亥年 〆 同十八癸丑年迄三年支配、備中国笠岡高七万石程、御代官竹田喜左衛門殿於江

戸病死ニ付、作州久瀬御代官窪嶋作右衛門殿、井戸平左衛門殿へ御預りニ子秋被仰付申来ル

丑五月笠岡ニ而病死

泰雲院義覚良忠居士**10

備中国笠岡 菩提所意徳寺**11

同御代

窪嶋作右衛門

是者井戸平左衛門殿跡役仰付候間御預り

同御代

布施弥市郎

是ハ新規御代官、享保十八丑年 〆 元文元辰迄四歳支配

元文四己未歳七月廿五日

寛光院殿圓山玄優居士

同御代

知行百俵五人扶持

後百五十俵ニ成

関忠太夫

是ハ元文元辰年 〆 寛保三亥年迄八ヶ年支配、子正月病死

菩提所 即応山勝源寺

延享元子七月ヨリ

作州久瀬平岡彦兵衛

同八月迄預り

備中笠岡川田玄蕃

大御所様

延享二丑九月廿五日 御代

平岡彦兵衛

新將軍様

倅信院様 是ハ延享元子 〆 同三寅七月迄三歳

- 同御代 佐々新十郎
是ハ延(享)三寅⁵寛延二巳年迄
- 同御代 天野助次郎
是ハ寛延二巳⁵宝曆四戌迄五歳支配
- 同御代 浅岡彦四郎
是ハ宝曆四戌⁵同丑迄四年支配、病死
- 同御代 菩提所 玉蓬山龍昌寺
備中笠岡御代官
内方鉄五郎
是ハ宝曆七丑十二月十五日⁵同八月寅二月十五日迄預り
宝曆十辰ヨリ
家治公御代 遠藤兵右衛門
是ハ宝曆八寅二月十六日⁵同十二年七月六日迄五年支配
- 同御代 川崎平右衛門
是ハ宝曆十二年八月朔日⁵明和四亥迄六年支配、銀山為御用明和三年戌六月十日大森御出立、同七月十日江戸江御着御届ヶ相济、早速於御殿黄金三枚并御直服拝領、翌歲迄滞留、翌亥年四月十五日御吟味役銀山奉行兼諸国巡山御用被仰付¹²、同四月廿一日息市之進石州御代官被仰付、同六月六日平右衛門於江戸病死
明和四亥六月六日
靈松院殿忠山道榮居士
菩提所 江戸府中 向安寺
石州銀山 龍昌寺
- 同御代 川崎市之進
是ハ明和四亥四月廿一日ヨリ明和六年丑十月奥州半田銀山へ所替被仰付¹³、石州銀山ノ儀ハ半田⁵御支配
- 同御代 会田伊右衛門
是ハ明和六丑十月⁵安永五申十月迄八年地方支配、於石州病死
安永五申十月
法海院殿信譽無涯道忠居士
菩提所 大森 即応山勝源寺
- 同御代 備中笠岡御代官 野村彦右衛門
備中倉敷御代官 花木伝次郎
是ハ安永五申十月⁵同六酉十月迄地方預り
- 同御代 糞笠之助
是ハ安永六酉十月⁵同九庚子三月廿八日迄地方支配、所替関東、是迄平右衛門支配之跡五石之支配被仰付候
銀山支配川崎市之進於江戸病死
安永七戌四月十五日
青岳院殿真相常然居士
江戸四ツ谷於長善寺葬送
- 同御代 同戊年市之進殿跡息辰之助殿江御代官被仰付、御名平右衛門ヲ御改¹⁴、関東并石州銀山共ニ支配

同御代

川崎平右衛門

天明七未春⁶

家斉公御代

是ハ安永九庚子三月廿八日⁶銀山地方一圓支配、并備後・備中ニ而相添七万石御支配ニ而、天明七未ノ五月⁶地方、御場所替関東、是迄葦殿御支配ノ跡ハ七万石ノ支配被仰付候、銀山も未十一月⁶葦殿へ御支配渡り申候、午年御年貢不納ニ付、申ノ二月御支配高七万石内式万石減シ御差控被仰承候^{*15}

同御代

葦笠之助

是ハ天明七未五月⁶五万石之御支配ニ而、未十一月⁶銀山方一圓之支配ニ相成申候、寛政貳戌八月御場所替、右濱田⁶銀子借用被成候趣相聞之由ニ而、関東ニ而三万石之御支配被仰付之由、右銀子受相方之加判被成候越度ニ而、柴岡儀助・安井三兵衛・池亀徳之進・柳原孫左衛門・相田繁右衛門右五人御暇被仰付候^{*16}、元来葦殿大借ニ而御銀蔵杯も殊外難澁致御出立も延引ニ相成る、十二月十二日ニ相成御出立被成候、右鉢江戸表へ相聞候趣ハ、去西ノ九月宗岡喜惣兵衛・田久弥市御暇被仰付、是ハ葦殿不取成故歟と世間噂致候、右宗岡喜兵衛息宗岡仲右衛門・田久弥市兩人出府致段々言上致候ニ付、右兩人ハ戌八月五日御勘定所ニ而願相不立、夫故宗岡仲右衛門ハ江戸并佐摩村御かまい、田久弥市ハ江戸十里四方并佐摩村御かまいと申ましく候

同御代

菅谷弥五郎

是ハ寛政貳戌八月⁶銀山方・地方共（御高五万石）御支配被遊、殊外御仁以ニ而銀山方・地方共ニ、万民之為ニ宜敷御支配ニ御座候所、同寅正月御場所替之御沙汰有之、万民力を落申候、右御場所替ハ文（豊）後之國江御高六万ニ而、三月廿二日大森御出立ニ而御越被遊候

同御代

大岡源右衛門

是ハ寛政六寅正月⁶銀山地方御高五万石ニ而御支配

同御代官

上野四郎三郎

是者文化元子十一月八日⁶銀山地方御高五万石ニ而御支配

- * 1 本史料は、大田市大森町の上野武三氏宅に所蔵されるものである。
- * 2 大安寺の逆修墓によると長安の戒名は「大安院殿一の朝覺大居士」とある。
- * 3 『寛政重修諸家譜』では「某 藤七郎」とあり、萬嘉の弟であることが記されている。
- * 4 『寛政重修諸家譜』では、又兵衛の石見銀山奉行就任を「（正保）二年四月朔日石見國銀山の代官となり、京師に住す」とする。これは父九郎右衛門の家督相続が正保元年12月25日であるためである。
- * 5 『寛政重修諸家譜』によると、知行高270石とある。
- * 6 同人の知行高については、延宝元年の『武鑑』では950石、『寛政重修諸家譜』では800石とある。
- * 7 『寛政重修諸家譜』によると、同人の知行高450石とある。
- * 8 知行高については記載漏れか。『寛政重修諸家譜』によると、知行高は200俵とある。
- * 9 『寛政重修諸家譜』によると、父胤保の知行高は150俵とある。したがって、150石とあるのは150俵誤りかと思われる。
- * 10 井戸平左衛門の戒名は頌徳碑では「泰雲院殿義岳良居士」とある。
- * 11 威徳寺（岡山県笠岡市）
- * 12 平右衛門の諸国巡山奉行に関して、『御触書天明集成』には次のようにある。
諸国御料所并私領寺社領入会之場所、金銀銅鉄鉛山見立願人有之候ハ、御代官、地頭添状

を以、向後銀山奉行川崎平右衛門え願出、吟味可請候、勿論是迄有來之金銀銅鉄鉛山之義も、一統平右衛門方にて吟味有之筈ニ候、平右衛門義所々かな山御用相廻り候間、京大坂其外最寄之所にて願出候儀は、是又勝手次第之事ニ候

右之趣、御料は御代官、私領は領主、地頭より可申渡候

五月

右之通、可被相触候

- *13 『桑折町史1』によると、市之進の桑折代官の在任期間は明和7年1月から明和9年2月である。
- *14 「県令譜」（村上直『江戸幕府郡代代官史料』所収）にも同様に記述がある。
安永七戌七月八日見習も仕罷在、其上銀山支配も有之ニ付、格別之訳を以、直ニ御代官被仰付、如父時銀山支配も可仕旨、家督之日、同七月九日改平右衛門…
- *15 『寛政重修諸家譜』にも「(天明)八年二月五日年税延怠けせしにより出仕をとゞめられ、御預の御料所二萬石を減ぜられ、三月二日ゆるさる」とある。
- *16 文化7年の「石州銀山附役人一同嘆願書」（山中家文書）によると、「糞笠之助殿支配之節、宗岡喜三兵衛・多久弥市郎・并柴岡儀助・安井三兵衛・柳原孫左衛門・池亀徳之進・相田繁右衛門右七人両度御暇被下置」と、この事実を述べている。

【付記】

本稿を作成するにあたっては、大田市大森町上野武三氏に史料の提供及びご助言を頂きました。末筆ながら、ここに厚くお礼を申し上げます。

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	
171		170	169	167					168	166	163	165	164	154	153	152	
E	T	E	T	T	T	T	T	T	T	T	K	T	J	P	P	C	
(106)	109.5	55	(153)	159	(108)	(87)	(128)	(130)	(131)	147	51.5	142	96	50	50	125	
30	49	40.5	61	60	37	40	45	50	51	51	91	52	40	21	21	32	
1776	安永五年	享保元年 1776	享保元年 1881	明治十四年 1881	明治十四年 1881	明治廿七年 1894	元治二年 1866	元治二年 1866	元治二年 1866	元治二年 1866	嘉永六年 1853	嘉永六年 1853	嘉永六年 1853	嘉永六年 1853		寬永十一年 1636	
(右) 會田伊右衛門尉實直 (左) 安永五内四年十月二十六日		(正) 享保元年九月廿九日 (左) 享保元年内未詳	(右) 享保元年四月 (正) 享保元年四月 (左) 享保元年四月	(右) 明治十四年四月 (正) 明治十四年四月 (左) 明治十四年四月	(右) 明治十四年四月 (正) 明治十四年四月 (左) 明治十四年四月	(正) 明治廿七年三月立之 (左) 〇〇下 (右) 〇〇友吉	(正) 元治二年五月内 (左) 元治二年五月内 (右) 元治二年五月内	(正) 嘉永六年正月 (左) 嘉永六年正月 (右) 嘉永六年正月	(正) 寬永十一年六月十一日 (左) 寬永十一年六月十一日 (右) 寬永十一年六月十一日								

妙蓮寺

4	3	2	1	番号
175	174	173	172	図版番号
T	T	T	J	型式
(71)	(115)	(74.5)	97	全高×全幅 (cm)
46	50	52	37	紀年銘
文政四年 1821			文政四年 1821	紀年銘
(右) 文政四年 (左) 慶升 本藏			(正) 文政四年己巳 願成院藏蓮守日親大居士 七月初一日 (左) 御代寄 阿久津修彦藏守	銘 文

型式名一覽表

- A、一石宝篋印塔
- B、一石五輪塔
- C、1、組合せ宝篋印塔(相輪)
- C、2、組合せ宝篋印塔(塔身)
- C、3、組合せ宝篋印塔(塔身)
- C、4、組合せ宝篋印塔(基礎)
- D、1、組合せ五輪塔(空風輪)
- D、2、組合せ五輪塔(火輪)
- D、3、組合せ五輪塔(水輪)
- D、4、組合せ五輪塔(地輪)
- E、円頂方形型墓標
- F、円頂方柱型墓標
- G、円頂六角柱型墓標
- I、尖頂方柱型墓標
- J、平頂方柱型墓標
- Y、突頂方柱型墓標
- Q、自然石墓標
- P、1、無縫塔(塔身)
- P、2、無縫塔(台座)
- R、1a、地蔵(座像)
- R、1b、地蔵(立像)
- R、2、地蔵台座
- H、要石
- K、水盤
- L、花立
- M、台石
- N、石殿
- O、布袋
- S、観音
- T、燈籠
- U、杜寺標石
- V、石碑
- W、線香立て
- X、石臼

熊谷家墓地

番号	因版番号	型式	全高×全幅 (cm)	紀年銘	銘文
1	128	F	72.5 31	天保二年 1832	(右題) 天保二年歲在辛卯冬 十二月六日 (正題) 關原氏宗海段土墓 (左題) 關原氏宗海段土墓 寛永十一年甲戌十二月 男白赤津島山田
2		J	47.5	享保二年 1749	(右題) 寛保二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
3		J	39.3	享保十年 1725	(右題) 享保十年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
4		J	39	享保二年 1765	(右題) 享保二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
5		J	38.5	享保四年 1733	(右題) 享保四年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
6	127	J	22	享保十八年 1752	(右題) 享保十八年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
7	129	J	43	享保二年 1752	(右題) 享保二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
8		J	39.5	元文二年 1737	(右題) 元文二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
9		J	38.5	享保二年 1752	(右題) 享保二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
10	130	J	44.5	明和元年 1764	(右題) 明和元年歲在甲申 一月十一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
11		J	45.5	安永三年 1774	(右題) 安永三年 二月朔日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒

13		J	39	寛政八年 1796	(右題) 寛政八年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
14	132	F	54	慶應二年 1866	(右題) 慶應二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
15	136	F	44	大正六年 1917	(右題) 大正六年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
16		F	41	明治六年 1873	(右題) 明治六年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
17		F	71	昭和三十二年 1957	(右題) 昭和三十二年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
18		J	47.5	文化五年 1808	(右題) 文化五年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
19		J	41	文政五年 1822	(右題) 文政五年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
20		J	47.5	文政六年 1823	(右題) 文政六年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
21		J	41	文政五年 1822	(右題) 文政五年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
22		J	48	安政五年 1858	(右題) 安政五年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
23		J	41.5	享永元年 1848	(右題) 享永元年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
24		J	49	明治七年 1878	(右題) 明治七年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
25		J	41	明治八年 1875	(右題) 明治八年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒
26		J	50.5	明治三十七年 1904	(右題) 明治三十七年 正月廿一日卒 (左題) 關原氏宗海段土墓 享保七年七月十五日卒

大龍寺跡

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
	103		102				107		118	111	113	114		109	図版番号
	A	A	B	A	C11	C11	C11	C12	C14	C12	F	C14	C14	C11	型式
48	(31.5)	(26.5)	(27)	(37.5)	61.5	50	66	26	32	20	33.5	24.5	12.5	47.5	全高×全幅 (cm)
(12.5)	(15)	13	13	17	22	18	22	38.5	35.5	28	18.5	25	30	15	
									慶長十五年 1610		安永八年 1779	元和元年 1615	元和九年 1623		紀年銘
	(正) 想	(正) 社							(正) 一子一基 □ 碑記 慶長五年庚戌三月廿一日 地主敬白		(右) 安永八年 正月十日 ラソメ 立之	(正) 奉 □ 湯抄花押宛宛 元和元年乙酉二月七日 孝子敬白	(正) 石塔 奉為 仲抄一		銘文

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
			101		104										115		
	C12	C12	B	A	B	D11	C12	C12	C12	C12	A	C14	C14	C12	M	C12	F
16.5	21	(37.5)	(61.5)	(43)	(25)	20	21	28.5	(14)	16	30.5	15	22	5	22.5	62.5	(28.5)
30	32.5	15	(21.5)	15	(12)	33	33	43	(28)	13	37	28	33	25	41	23.5	(14)
		1652	承応元年 1670	寛文十年 1670	1664	寛文四年					1624	寛永元年 1624				1627	寛延四年 1627
		(正) 遷葬 承応元年 六月十日	(正) 承応元年 六月十日	(正) 寛文十年庚戌十一月五日	(正) 寛文十年 十一月九日	(正) 寛文四年 九月二十日					(正) 清刻印 基匠奉 月川宗盛 寛永元年申十二月 地主後家敬白					(右) 寛延四年未 四月二十日 F野 田嶋屋敷 俗名〇平大夫	

110	109	108	107	106	105	104	103	102
E	F	E	E	E	E	E	F	I
46	23	31	40	31	32	34	38	61
18.6	18	16	20	16	9	14	18	21
平成元年 1988	明治十三年 1879	明治九年 1875	明治十六年 1882	安政四年 1857	明治十六年 1882	嘉永六年 1853	明治七年 1874	明治十六年 1874
(右題) 昭和六十一年三月十五日 (正題) 徳香妙貞撰女 (左題) 影名〇〇アイ 行年八十九才 (後題) 平成元年八月 〇〇百枝建立	(右題) 明治十三年 (正題) 秋砂繪 (左題) 〇〇〇〇 二才	(右題) 明治九年 (正題) 既降八 (左題) 〇〇〇〇	(右題) 明治十六年 (正題) 釋妙僧 〇〇秀吉母 サマ 六十六年二月	(右題) 安政四年 (正題) 釋淨元 (左題) 〇〇〇〇	(左題) 「一」七才	(右題) 嘉永六年 (正題) 既砂葉 (左題) 春宮母 ラフコ 六才	(右題) 明治七年 (正題) 釋杜彌 (左題) 〇〇宮四郎長男 啓一郎年一才	(右題) 明治十六年七月十八日水脈 (正題) 〇〇稚實女 (左題) 〇〇稚西屋兼 明治七年 戊辰三月七日

115	114	113	112	111
F	E	F	F	F
39	36.5	50	49.5	54
18	18	21.8	22	25
昭和七年 1932	大正十一年 1922	昭和十一年 1946	大正十一年 1923	昭和二年 1927
(後題) 昭和七年三月十七日	(右題) 〇〇才 (正題) 行年四十六才 〇〇忠臣母	(右題) 昭和十一年一月 (正題) 垂香妙念信女 (左題) 影名マチチ 行年七十八才	(右題) 〇〇忠臣之父 (正題) 〇〇善吉之墓 (左題) 大正十一年九月廿三日 行年四十一才	(右題) 昭和二年三月六日水脈 (正題) 〇〇得四郎墓 (左題) 徳サ飯スル者ハ 死ストモ生タベシ (後題) 〇〇愛子墓

50	58	57	56	55	54	53	52	51	50
	E	E	E	F	E	E	E	F	F
34	35	35.5	57.5	55.5	54	35	34.5	53.5	48
19	18.5	19	25	24.5	24.5	18	18.5	23	22
1913	大正一年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	明治三年	明治三年
(左側) 扶養児童 ○為市役所 扶士一才	(左側) 扶養児童 十月廿一日	(左側) 大正二年 十月廿一日	(左側) 大正五年三月廿四日 ○為市役所 扶士一才						

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
L	F	F	A	F	E	E	E	E	E
32	55	37	63.5	46	61.5	62	35	35.5	35.5
17	23	18.5	24.5	20	24	24.5	18.5	18.5	19
1859	安政六年	明治五年	慶長十五年	享保二年	安政六年	安政五年	安政五年	安政五年	安政五年
(左側) ○為市役所 御名共行年拾七才	(右側) 安政六年四月廿七日終 (正側) 眞直 (左側) ○為市役所 御名共行年拾七才	(右側) 明治五年 九月廿日 (正側) 幻舞童子 (左側) ○未治郎長男 御名三郎 行年一才	(正側) 慶長十五年 三月十三日 (左側) ○為市役所 御名共行年拾七才	(右側) 享保二年 三月十三日 (正側) 御山目照堂次 (左側) ○為市役所 御名共行年拾七才	(右側) 安政六年 十一月十六日 (正側) 本堂院明光輝道居士 (左側) 安政六年 十一月十六日 行年二十三歳	(右側) 安政五年 八月廿八日 (正側) 眞直 (左側) 眞直 御名共行年拾七才			

40	39	38	37	36	35	34	33	32
	70		76		88			
F	F	E	F	F	D	F	E	F
50	51.5	47	50	50	103	62.5	56.5	56
20.5	22	20.5	21	40	43.5	33.5	33.5	25
明治三十一年 1899	昭和八年 1933	明治四十五年 1912	慶應三年 1867	昭和十六年 1942	嘉永三年 1849	明治三十三年 1900	昭和三年 1780	大正三年 1916
(左側) 御名徳大徳 行年七十四才	(右側) 昭和八年八月十日 正應 明光皇子 (左側) ○○平一 御長男 御名徳行年四才	(右側) 明治四十五年六月廿七日 正應 推原妙喜女 御名ツク行年十五才	(右側) 慶應三年 正應 龜正尊親女 (左側) ○○○○ 行年八十二才	(右側) 昭和十六年十月九日 御名○○平次郎 正應 覺摩水明正通親王 弘安 嘉嘉親女 (左側) 昭和十七年十一月一日 御名○○原憲 行年十五才	(右側) 嘉永三年十月廿五日 正應 龜正尊親女 (左側) 龜正尊親女 行年六十一才	(右側) 明治三十三年十月十日 正應 照安寺明覚親王 大徳 御名作十一年五十四 徳太郎	(右側) 昭和三年八月三十日 正應 彌喜妙喜女 (左側) 御名トク子 行年六十六才	(右側) 大正三年十二月十七日 正應 龜心堂徳川妙島親女 (左側) ○○平一 御母 御名トク子

49	48	47	46	45	44	43	42	41
87				77				71
F	F	F	F	F	E	R 1a	F	E
55	56	51	50	52	38	(28)	51.5	33
22	25	22	22	22	18.5	21	22	22
天保十五年 1844	昭和二十二年 1951	明治十五年 1892	明治五年 1872	嘉永三年 1850	弘化二年 1845	文化五年 1808	昭和五年 1930	嘉永二年 1849
(右側) 天保十五年甲辰 (左側) (一) 膳口 御名田口助 享年九歳	(右側) 昭和二十二年十月十日 正應 龜月院尊徳親王 (左側) 御名ツク 行年七十五才 武夫 御名○○武夫	(右側) 明治十五年十一月廿三日 ○○平年一 八十才 正應 照安寺明覚親王 明徳光宏用親女	(右側) 明治五年五月廿三日 正應 龜正尊親女 (左側) 御名中 行年四十八才	(右側) 嘉永三年九月廿四日 正應 龜正尊親女 (左側) ○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ 御名○○平七 行年廿四才	(右側) 弘化二年十一月十一日 正應 龜正尊親女 (左側) 御名中 行年四十一才	(右側) 文化五年四月六日 正應 照安寺明覚親王 御名清之助 行年四十一才	(右側) 昭和五年七月二十三日 正應 西森慈恩親王 (左側) ○○平一 御弟 御名清之助 行年四十一才	(右側) 正應 龜正尊親女 (左側) ○○○○ 御名トク子

H 93	H 92	H 91	H 90	H 89	H 88	H 87
F 6	F 6	F 6	R 21a	F 6	F 6	F 6
41.5	45	48	61	41.5	36	46
19	21.5	22	21	20	17	18
昭和七年 1952	大正五年 1916	昭和十二年 1937	昭和十六年 1941	明治三十八年 1905	明治四十五年 1912	明治三十八年 1928
(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年十八才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年六十三才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十四才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十七才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十七才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十七才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十七才

H 101	H 100	H 99	H 98	H 97	H 96	H 95	H 94
R 2	M	F 6	F 1	F 6	F 6	F 8	F 8
12	13	41	33	35.5	32.5	34	39.5
30.5	38	19	18	18.5	17	16	18.5
		明治廿五年 1892	元文元年 1736	文化十年 1813	文化四年 1807	文化四年 1807	1928
(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年十八才	(左) 昭和三十八年十一月二十日 行年七十七才						

H 53	H 52	H 51	H 50	H 49	H 48	H 47	H 46
F 6	F 6	F 6	E	F 6	E	F 1	F 1
38.5	45.5	37	36.5	36.5	36	38.5	34
19	22	19.5	17.5	18.5	17.5	24.5	18.5
大正九年 1920	大正三年 1913	安政五年 1858	天保七年 1836	天保九年 1838	文政十二年 1829	明治六年 1769	宝曆九年 1759
(右) 大正九年五月五日 (正) 釋教 (左) ○○(釋)一男 行年二十三才	(右) 大正三年 (正) 釋教 (左) ○○清太郎 行年七才	(右) 安政五年 (正) 釋教 (左) 行年六十九才	(右) 天保七年 (正) 釋教 (左) ○○民十才 行年七才	(右) 天保九年 (正) 釋教 (左) ○○民十才 行年七才	(右) 文政十二年 (正) 釋教 (左) ○○民十才 行年七才	(右) 明治六年 (正) 釋教 (左) ○○清太郎 行年七才	(右) 宝曆九年 (正) 釋教 (左) ○○清太郎 行年七才

H 60	H 59	H 58	H 57	H 56	H 55	H 54
F 6	F 6	F 8	F 6	F 8	F 6	F 6
55.5	46	64	45.5	68	61.5	46.5
25	23	30	23	30	27	22.5
昭和十七年 1942	明治四十二年 1908	大正十五年 1926	明治四十二年 1909	大正十一年 1922	大正七年 1918	大正二年 1913
(右) 昭和十七年二月五日 (正) 釋教 (左) ○○(一)長男 行年二十二才	(右) 明治四十二年 (正) 釋教 (左) 行年廿六才	(右) 大正十五年 (正) 釋教 (左) ○○(一)長男 行年八十六才	(右) 明治四十二年 (正) 釋教 (左) 行年三十四才	(右) 大正十一年 (正) 釋教 (左) ○○(一)長男 行年八十才	(右) 大正七年 (正) 釋教 (左) ○○(一)長男 行年四十七才	(右) 大正二年 (正) 釋教 (左) ○○(一)長男 行年三十三才

H 37	H 36	H 35	H 34	H 33	H 32	H 31	H 30
E	F 16	F 18	F 16	F 16	F 16	F 16	F 16
48	36.5	38	34.5	37.5	39	33.5	44
25.5	18	20	18.5	19	19.5	18	21
明治十五年 1882	文久三年 1863	幕末七年 1854	文久三年 1846	天保九年 1838	大正四年 1915	安政五年 1858	昭和十年 1935
(左題) 明治十五年十月十九日 俗名〇〇娘之助	(右題) 文久三年 正月廿三日 俗名〇〇子 (正題) 御光 (左題) 櫻尾成快 櫻尾 廣繁	(右題) 幕末七年 十一月廿四日 (左題) 御名及七 櫻太郎文 (正題) 御淨忠 (左題) 友七子 友助子	(右題) 文久三年 壬五月 (正題) 得理照 (左題) 御名及七 櫻太郎文 (右題) 弘化三年 壬五月 (正題) 御理照 (左題) 御名及七 〇〇〇〇立之	(右題) 天保九年 四月十六日 (正題) 御理照 (左題) 御名及七 マ子門八十才	(右題) 大正四年 十一月十九日 (正題) 御抄録 (左題) 〇〇子母 マ子門八十才	(右題) 安政五年 八月廿五日 (正題) 御抄録 (左題) 御名及七 行年六十二才 〇〇〇〇立之	(正題) 御抄録 (左題) 昭和十年一月一日 俗名マキ子行年 七十才 〇長作盛母

H 45	H 44	H 43	H 42	H 41	H 40	H 39	H 38
F 18	F 11	Q	H	E	F 16	F 18	E
36	35	67	56	39	47.5	36	32.5
18	18	40.5	45.5	18	25	18	17
文化九年 1872	寛政十一年 1789 寛政十二年 1790	万延五年 1860			天保十一年 1840	慶應元年 1864	幕末二年 1849
(左題) 文化九年 二月十九日 年六才	(右題) 寛政十一年 九月八日 (正題) 御名及七 御智光 (左題) 寛政十二年 十一月十日 御智光子母名	(右題) 寛政十一年 九月八日 (正題) 御名及七 御智光 (左題) 寛政十一年 九月八日 御智光	(正題) 萬延二年甲申年 御正法師 九月十七日 富山第十七世 行年六十九歳 并御名及七		(正題) 御抄録 (左題) 御名及七 御智光 富山十八世現住感忍母	(右題) 慶應元年 十二月十五日 (正題) 御名及七 御智光 (左題) 富山第十八世現住感忍 御名及七 御智光	(右題) 幕末二年 五月廿七日 (正題) 御淨満 (左題) 万才子 誠智子母名

H 021	H 020	H 019	H 018	H 017	H 016	H 015	H 014	H 013
F 6	F 6	F 8	E	E	F 6	F 6	E	F 6
35.5	34	35.5	34	37.5	37	37.5	37.5	38
18	18	20	18	17.5	17.5	18	18	18
1843 天保十四年	1860 安政七年	1831 天保二年	1827 文政十三年	1885 明治十九年	1885 明治十九年	1911 明治四十四年	1865 慶應元年	1908 明治四十一年
(左) 櫻三員 掃り口 十三才 (右) 天保十四年 壬戌九月七日 正副 祝砂首 定副 櫻三員	(右) 安政七年 二月一日 正副 櫻口口口口 左副 浅五良文 櫻三員 (左) 天保二年 正月二十日 正副 櫻口口口口 左副 櫻口口口口	(右) 文政十三年 十月廿一日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 文政十三年 十月廿一日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 明治十九年 十一月十四日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 明治十九年 十一月十四日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 明治四十四年 十一月二十八日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 慶應元年 正月二十九日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口	(右) 明治四十一年 二月二十二日 正副 祝砂首 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口 正副 櫻口口口 左副 櫻口口口

H 020	H 028	H 027	H 026	H 025	H 024	H 023	H 022
F 2	F 8	E	F 8	F 6	F 8	F 6	F 6
41	33	33	42	34	43.5	47.5	36.5
21	19	17.5	21	19	18	18	17.5
1757 宝曆七年	1858 安政五年	1837 天保八年	1845 天保十六年	1861 文久元年	1923 大正十三年	1951 昭和十六年	1881 明治十六年
(右) 寶曆七年 九月十一日 (左) 寶曆七年 九月十一日	(右) 安政五年九月廿七日 既子 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 常子儀 櫻口口口 行年三十五才	(右) 天保八年 十一月五日 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 常子儀 櫻口口口 行年三十才	(右) 天保十六年 巳正月五日 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 常子儀 櫻口口口 行年三十才	(右) 文久元年 五月十一日 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 常子儀 櫻口口口 行年二十七才 久太父	(右) 大正十三年七月十二日 〇〇三郎六十九才 (正) 梅岡阿弥太郎 (左) 大正十四年八月三日 〇〇七七才	(右) 昭和十六年五月十六日 〇〇作太郎 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 〇〇一男 櫻口口口 行年四十五才	(右) 明治十六年 二月二十二日 (正) 祝砂首 左副 櫻口口口 (左) 常子儀 櫻口口口 行年七十才

H 001	G 050	G 049	G 048	G 047	G 046	G 045	G 044	G 043
F 16	X	F 18	F 14	F 16	F 11	F 13	E	F 12
34.5	8.5	46	33	41	41	38	51	48
18	21.5	30	21	22	21	21	22	21
1843 天保十四年		1796 寛政二年	1722 享保七年	1827 文政十年	1818 文化十五年	1768 宝永五年	1767 明和四年	1782 天明二年
(右) 天保十四卯 (正) 祝抄類 (左) 松木マヨ母 俗名マヤ		(正) 雲山合解 (左) 寛政一辰四月十一日 祝抄類 おるい 貫棟 寛政八辰五月廿八日	(右) 享保七壬寅 (正) 八月十一日 (左) 南無阿弥陀佛	(右) 文政十庚寅 (正) 正月二十八日 (左) 祝浄儀 俗名 八歳 七十七才 徳王〇〇申市 嵐谷中	(正) 文政十五戊寅 (左) 休咎大五郎妻 オトヨリ	(正) 宝永五丁酉 (左) 文永五丁酉 脚置律宗大士 八月十八日 南無阿弥陀佛	(正) 明和四丁酉 (左) 六月廿七日 一重 南無阿弥陀佛	(正) 天明三壬寅 四月晦日 (左) 〇〇換貫儀 俗名マハマサ才

H 012	H 011	H 010	H 009	H 008	H 007	H 006	H 005	H 004	H 003	H 002
F 16	F 17	F 14	E	F 14	E	E	F 19	F 16	F 14	F 14
48	48	33	34	34	30	31	31.5	34	36	34.5
22	23	18	18	18	18	18	18.5	17	18	18
1925 大正十五年	1899 明治三十一年	1753 宝暦二年	1818 文政元年	1806 文化三年	1817 文化十四年	1794 寛政六年	1817 文化十四年	1796 寛政八年	1794 寛政六年	1806 文化三年
(左) 大正十五年五月廿二日 (正) 祝抄類 (左) 〇〇クク母 〇〇エト 年七十四才	(右) 明治三十二年八月六日 〇〇兼作夏 (正) 神智道 (左) 慶應多良一等卒 行三三〇六二既男	(右) 宝暦二年甲寅 (左) 九月廿九日 徳王使者二門	(右) 文政元年 (正) 祝抄類 (左) 七月二日 御名津六	(右) 文化三年 (正) 祝抄類 (左) 八月廿日 源吉	(右) 文化十四年 (正) 祝抄類 (左) 九月十四日 をまじ	(右) 寛政六年 (正) 祝抄類 (左) 五月四日 をまじ	(右) 文化十四年 (正) 祝抄類 (左) 十一月一日 をまじ	(右) 寛政八年 (正) 祝抄類 (左) 十月廿日 りの文	(右) 寛政六年 (正) 祝抄類 (左) 四月四日 おろく	(右) 文化三年 (正) 祝抄類 (左) 八月廿一日 源六續モト

G 010	G 009	G 008	G 007	G 006	G 005	G 001	G 003
F 16	F 18	E	E	F 16	F 15	F 16	F 18
37	35	33.5	37.5	45	31.5	42	38
18	18	17.5	21	21	17	21.5	20
18880 明治十三年	18856 安政三年	18857 安政四年		1912 大正二年	17889 寛政元年	1824 文政七年	1816 文化十三年
(右題) 明治十三年 正月廿三日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 安政三年 正月廿一日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 安政四年 八月廿一日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 〇〇四吉書 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 大正二年四月十一日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 寛政元年 六月廿六日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 文政七年 三月十日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 文化十三年 四月二十四日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書

G 020	G 019	G 018	G 017	G 016	G 015	G 014	G 013	G 012	G 011
E	F 16	F 18	E	E	F 18	E	E	F 18	F 16
31.5	39.5	36.5	33	47	40.5	30.5	31	46	43.5
17	20.5	18	17	21	20.5	16.5	16	22	22
1846 天保三年	1838 天保九年	1824 安政七年	1885 明治十九年	1907 明治四十一年	1865 慶應元年	1840 天保十一年	1840 天保十一年	1889 明治二十年	1877 明治十年
(右題) 天保三年 正月廿三日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 天保九年 四月六日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 安政七年 申二月十六日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 明治十九年 十月廿三日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 明治四十一年 二月八日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 慶應元年 十月廿三日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 天保十一年 六月十六日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 天保十一年 一月十九日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 明治二十年 四月廿八日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書	(右題) 明治十年 三月一日 正題 御名ヲマア 御年六十三才 (左題) 〇〇四吉書

F 019	F 048	F 047	F 046	F 045	F 044	F 043	F 042	F 041	F 040	F 039	F 038
				48			22	53	35		
F 14	R 1a	F 4	F 10	F 10	F 11	F 11	F 12	R 2	F 6	F 1	F 11
34	(29)	32	37.5	34	32.5	37	32	23	45	34.5	35.5
19	20.5	17	18.5	19	18.5	20	18	22	19	19	20
文徳二年 1742		寛政三年 1742	享和三年 1803		宝曆十二年 1762	天明三年 1766	文化元年 1804	享和七年 1757	寛政十年 1798	文化三年 1806	明和八年 1771
(右題) 寛政一戊寅 (正題) 釋抄依一 (左題) 九月十一日		(右題) 寛政一壬戌 (正題) 釋抄生 (左題) 八月三十日	(右題) 享和三 (正題) 享和抄暮 (左題) 武直良兼	(正題) □□□六月十六日 (右題) 寶曆十二 (正題) 釋抄 (左題) 七月廿六日	(右題) 天明三 (正題) 天明三 (左題) 八月十七日	(右題) 寛政三 (正題) 寛政三 (左題) 八月十七日	(右題) 文化元 (正題) 釋抄香 (左題) 管名ヲナフ 真徳立之	(右題) 享和七 (正題) 享和七 (左題) 享和七	(右題) 寛政十 (正題) 釋抄助女 (左題) ○同助女 立之	(右題) 文化三 (正題) 寛政三 (左題) ○同助	(右題) 明和八 (正題) 釋抄 (左題) 六月十六日

G 002	G 001	F 064	F 063	F 062	F 061	F 060	F 059	F 058	F 057	F 056	F 055	F 054	F 053	F 052	F 051	F 050
		41		13	6	5			4		3		2	50		
F 1	F 14	F 18	R 1a	E	A	A	A	A	A	A	A	A	A	R 1a	R 1a	F 14
35	31.5	38.5	(19)	33.5	(67)	(26)	(29)	(25)	(86.5)	(27.5)	100.5	(60.5)	92.5	(25)	24.5	29
18	15.5	21	19	22.5	22	25	17.5	28	28	13.5	25	24	24	20	21	18
1785	天明五年	文化十一年 1815	文化十一年 1813	文化十一年 1736	元文化年 1699	元和五年					元和元年 1698					享和二年 1802
(左題) 正月七日 (正題) 釋抄 (右題) 天明五年	(左題) 十月十九日 (正題) 釋抄 (右題) 文化十一年	(左題) ○○○十一代 (正題) 功徳院釋義法師 (右題) 文化十一年	(左題) ○○○十一代 (正題) 功徳院釋義法師 (右題) 文化十一年	(正題) 元文化年 六月九日	(正題) 元文化年 六月九日	(左題) 爲道生海内 地 敬白	(正題) 享和二 (左題) 四月廿一日									

F 025	F 024	F 023	F 022	F 021	F 020	F 019	F 018	F 017	F 016	F 015	F 014
		32							27		
F 18	F 18	F 14	F 11	E	F 11	F 11	E	F 11	F 14	F 15	F 14
30.5	34.5	40.5	38.5	34	32	34	35	35	31.5	32	36
16	17	21	21.5	18	18	18	18	18	18.5	18.5	19
1794	安永二年 1773	文化八年 1811	寛政七年 1795	明和四年 1767	1805	文化二年 1802	享和二年 1812	享和二年 1812	元文六年 1741	享和五年 1748	寛政八年 1796
(右題) 寛政六年 (左題) 天保元年 可變文字	(右題) 安永二年 (左題) 享和二年 ○〇〇非因即棄 ○〇〇具成立之	(右題) 文化八年 (左題) 文政八年 十一月四日 ○〇〇具成立之	(右題) 寛政七年 (左題) 享和二年 六月七日 ○〇〇非因即棄	(右題) 明和四年 (左題) 享和二年 正月廿八日	(右題) 天保元年 (左題) 享和二年 七月廿七日	(右題) 享和二年 (左題) 享和二年 十月十八日	(右題) 享和二年 (左題) 享和二年 八月廿四日	(右題) 享和二年 (左題) 享和二年 三月十六日	(右題) 元文六年 (左題) 享和二年 五月六日 ○〇〇具成立之	(右題) 享和五年 (左題) 享和五年 五月六日 ○〇〇具成立之	(右題) 寛政八年 (左題) 天保元年 四月一日

F 037	F 036	F 035	F 034	F 033	F 032	F 031	F 030	F 029	F 028	F 027	F 026
			43	55	49						54
E	R 2	H	F 18	S	R 2	F 14	F 10	F 11	F 18	F 15	R 12
36.5	9.5	34	37.5	39.5	21	31.5	33.5	34	44	34	20
22	23	28	19	23	26	19	20	19	22	20	23
	元禄年間		天保九年 1838	1743	寛政三年 1791	1747	享和四年 1747	享和四年 1747	天保七年 1836	安永七年 1778	明和八年 1771
(正題) 天保九年 (左題) 享和二年 ○〇〇具成立之	(正題) 元禄年間 (左題) 享和二年 ○〇〇具成立之	(正題) 天保九年 (左題) 享和二年 ○〇〇具成立之	(右題) 天保九年 (左題) 享和二年 九月二日	(正題) 天保九年 (左題) 享和二年 四月五日	(正題) 寛政三年 (左題) 享和二年 六月十六日	(正題) 享和四年 (左題) 享和四年 十一月九日	(右題) 享和四年 (左題) 享和四年 十月十八日	(右題) 享和四年 (左題) 享和四年 十月十八日	(右題) 天保七年 (左題) 享和二年 五月六日	(右題) 安永七年 (左題) 享和二年 五月六日	(正題) 明和八年 (左題) 享和二年 七月十五日 ○〇〇具成立之

E 024	E 023	E 022	E 021	E 020	E 019	E 018	E 017	E 016	E 015	E 014	E 013
R 14	F 16	F 14	F 18	F 11	F 11	F 11	H	R 12	H	F 16	R 12
(12)	25.5	33.5	32	35.5	38	33.5	25	22	39	37.5	21
(16)	13.5	18	17.5	18	21	18	23	23	36	20	22
	天文元年 1861	安永四年 1775	享和元年 1748	天明五年 1785	寛政二年 1790	安永二年 1773	享和元年 1801	天明二年 1783		天明三年 1783	天明三年 1783
	(左) 行幸一才 (正) ○○○○ (右) ○○○○	(左) 天文元年 正月廿九日 (右) 安永四年 十一月十九日	(左) 享和元年 八月廿六日 (右) 御用出家 与虎齋	(左) 十一月一日 (右) 天明五年乙巳 和乎太	(左) 四月十四日 (右) 寛政二庚戌 正月十四日 御名	(左) 御名 (右) 御名	(左) 十月廿三日 (右) 安永二年 御名	(左) 御名 (右) 御名	(左) 御名おさつ (右) 御名おさつ	(左) 御名おさつ (右) 御名おさつ	(左) 御名おさつ (右) 御名おさつ

F 013	F 012	F 011	F 010	F 009	F 008	F 007	F 006	F 005	F 004	F 003	F 002	F 001
	46	47					33					
F 11	R 21a	R 21a	E	E	M	F 11	F 14	F 10	E	E	F 10	F 10
36.5	37	45	33	(35)	(12)	33	33	33	31.5	34.5	33	(31.5)
18.5	22	20	18	21	60	18	19	18	18	18	18	18.5
享和二年 1802	明和四年 1767	寛政四年 1792	明和四年 1767			享和七年 1722	享和四年 1747	享和二年 1722	享和四年 1767	明和四年 1767	明和四年 1767	宝暦五年 1755
(左) 享和二年 七月十三日	(正) 明和四年 正月廿日 (右) 享和二年 正月廿日	(左) 寛政四年 六月廿六日 (右) 御名おさつ 御名おさつ	(左) 明和四年 六月廿六日 (右) 御名おさつ 御名おさつ	(正) 御名おさつ (右) 御名おさつ	(正) 御名おさつ (右) 御名おさつ	(左) 享和七年 三月十三日 (右) 享和七年 三月十三日	(左) 享和四年 八月九日 (右) 享和四年 八月九日	(左) 享和二年 九月十日 (右) 享和二年 九月十日	(左) 享和四年 八月廿日 (右) 享和四年 八月廿日	(左) 明和四年 正月十四日 (右) 明和四年 正月十四日	(左) 明和四年 七月廿六日 (右) 明和四年 七月廿六日	(左) 宝暦五年 七月廿六日 (右) 宝暦五年 七月廿六日

D 043	D 042	D 041	D 040	D 039	D 038	D 037	D 036
E	F 16	F 18	F 16	F 18	F 18	F 16	F 18
33	38	35	43	38	37	36	36
17	17	18	21	20	18	18	18
弘化二年 1845	宝永三年 1855	文政九年 1826	明治二年 1869	弘化二年 1845	文化十四年 1817	文政十年 1827	文政七年 1824
(右題) 弘化二年 (正題) 〇〇編纂 (左題) 〇〇編纂 二七	(右題) 宝永三年 (正題) 六月十七日 (左題) 〇〇月助一 〇〇庄太左之	(右題) 文政九年 (正題) 正月十五日 (左題) 年十八才 信安才左	(右題) 明治二年 (正題) 正月十日 (左題) 釋淨圓 行年四十五才 岡本又左之	(右題) 弘化二年 (正題) 四月十七日 (左題) 〇〇編纂 行年廿才	(右題) 文化十四年 (正題) 三月五日 (左題) 〇〇才 文化十四日天 五月十五日	(右題) 文政十年 (正題) 六月十四日 (左題) 〇〇才 行年四十五才	(右題) 文政七年 (正題) 十月五日 (左題) 釋淨圓 行年十八才

E 012	E 011	E 010	E 009	E 008	E 007	E 006	E 005	E 004	E 003	E 002	E 001	D 044
F 14	F 19	B	F 16	F 16	R 1b	R 1b	R 1b	R 1b	B	A	B	E
33	43	54.5	48	35	39.5	43.5	42	(29)	53	62.5	52	36
18	20	21	24.5	18	27.5	24	25.5	27.5	14	24	21	17
1797	文政八年 1825		嘉永元年 1848	文化十年 1813						宝永三年 1796		文化二年 1805
(右題) 寛政九年 (正題) 〇〇 (左題) 〇〇 十九日	(右題) 文政八年 (正題) 五月十七日 (左題) 〇〇〇〇〇〇 年十九才	地盤 (正題) 一心	(右題) 嘉永元年 (正題) 五月二十八日 (左題) 釋教見 父〇〇氏年 行年五十九才	(右題) 文化十年 (正題) 正月廿三日 (左題) 〇〇乙類 地名〇〇カメ						(正題) 〇〇〇〇 地 敷 宝永二丙戌五月八日		(右題) 文化二年 (正題) 釈西園 (左題) 〇〇月十日 〇〇年 〇〇才

C 027	C 026	C 025	C 024	C 023	C 022	C 021	C 020	C 019	C 018	C 017	C 016	C 015
		25	11	18			14			16		
F 4	F 7	F 3	E	F 1	R 1	F 1	E	R 2	F 4	E	F 4	F 6
33	34	30	35	34	26.5	33	52	20	32	53	25.5	35.5
18	18.5	18	19.5	18.5	19.5	19	21	17.5	20	21	18	18.5
宝曆三年 1753	天保九年 1838		享保十二年 1727	安永四年 1775		寛政四年 1792	安永九年 1780	宝曆十一年 1761	享保十七年 1732	安永四年 1775	享保七年 1722	大正六年 1917
(左) 四月十三日	(左) 天保九年 四月廿八日	(左) 二月一日	(右) 享保十二年 未天	(右) 安永四年乙未 天	(右) 安永四年乙未 天	(左) 十月十日	(右) 安永九年壬子 天	(左) 宝曆十一年 巳天	(右) 享保十七年壬子 天	(左) 安永四年乙未 天	(右) 享保七年 庚辰天	(右) 大正六年 二月廿一日

D 001	C 040	C 009	C 038	C 037	C 036	C 035	C 034	C 033	C 032	C 031	C 030	C 029	C 028
		26			31				24				23
F 9	F 4	F 3	F 4	F 8	F 4	F 4	F 5	F 8	F 3	H	R 2	F 4	F 3
31	30.5	37.5	33	35.5	36	35.5	31	33	37	36	20.5	32	36.5
17	19	18	17	(15)	18	25	18	17	21	22	22	18	23
明治七年 1873					享和元年 1801			文政三年 1820			明治九年 1772	元文四年 1739	
(左) 御名ナシ	(右) 明治七年九月八日	(左) 竹々	(左) 十月五日	(左) 十月五日	(右) 享和元年 年一月十七日	(左) 六月十日	(左) 六月十日	(右) 文政三年 四月廿二日	(左) 四月廿二日	(左) 御名ナシ	(左) 明治九年 十月十日	(右) 元文四年未天 七月十九日	(左) 御名ナシ

C 003	C 002	C 001	B 004		B 043		B 042	B 041	B 040	B 039	B 038		B 037	B 036	B 035	
15	38															
E	E	F 4	H		F 9		F 8	F 4	H	H	H		M	F 4	R 1a	
32.5	33	32	21		36		38	31	39	62	54		16	33	20.5	
18	18	18	36		18		21	17	36.5	56	25		27.5	19	22.5	
18336 天保七年 18336	1816 文化十三年 1816	1722 享保七年 1722			1824 文政七年 1824		1820 文政三年 1820	1752 宝曆二年 1752					1785 安永五年 1785	1739 元文四年 1739		
(左) 六十五才 (正) 二月三日 (右) 天保七年 (左) 二月三日 (正) 二月三日 (右) 二月三日	(左) 十一月廿九日 (正) 十一月廿九日 (右) 十一月廿九日	(左) 十一月廿九日 (正) 十一月廿九日 (右) 十一月廿九日	(左) 十一月廿九日 (正) 十一月廿九日 (右) 十一月廿九日	(左) 三月十日 (正) 三月十日 (右) 三月十日	(左) 十一月廿九日 (正) 十一月廿九日 (右) 十一月廿九日	(左) 六月十三日 (正) 六月十三日 (右) 六月十三日										

C 014	C 013	C 012	C 011	C 010		C 009	C 008		C 007	C 006		C 005		C 004	
F 4	F 4	F 8	F 1	F 4		F 1	R		R 2	F 4		F 8		F 6	
29	32	31	33.5	33		32.5	39.5		17	34		36		35.5	
18	21	16	18	18		17.5	19		22	18		18		18.5	
		1820 文化三年 1820	1775 安永四年 1775	1779 安永四年 1779		1776 安永五年 1776	1776 安永五年 1776		1793 (寛政) 五年 1793	1785 安永五年 1785		1896 明治二十九年 1896		1849 嘉永三年 1849	
(正) □□不温 (左) □□不温	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天	(正) □□末天 (左) □□末天								

B 024	B 023	B 022	B 021	B 020	B 019	B 018	B 017	B 016	B 015	B 014
		44			28		12			19
E	F 8	F 9	E	F 1	F 4	F 1	E	F 8	F 4	F 1
34	38.5	33.5	32	34	34.5	32.5	31.5	33.5	34	33.5
19	20	18	18	18	20	18	16.5	18	18	18
1745	1827	1776	1801	1788	1742	1790	1806	1815	1763	1785
延享二年 (右題) 延享二年 (左題) 二月十六日	文政十年 (右題) 文政十年 (左題) 四月十九日 行年六十才 正題 脱了性僧上 左題 ○○平四具八子 乙重良 ワヤチ	安永五年 (右題) 安永五年 (左題) 四月十九日 文政十元文元六月十日	享和二年 (右題) 享和二年 (左題) 十月四日 安七	天明八年 (右題) 天明八年 (左題) 十月十三日	享保二年 (右題) 享保二年 (左題) 四月廿日	寛政二年 (右題) 寛政二年 (左題) 八月四日 嘉慶立之	文化三年 (右題) 文化三年 (左題) 六月十四日 ○○万有緒	文化十三年 (右題) 文化十三年 (左題) 二月廿二日 正題 釋想子兼友 左題 ○○○万有	宝曆十三年 (右題) 宝曆十三年 (左題) 三月五日	天明五年 (右題) 天明五年 (左題) 六月廿五日

B 034	B 033	B 032	B 031	B 030	B 029 a	B 029 b	B 028	B 027	B 026	B 025
	42			17				51	20	
F 8	R 1a	F 4	F 4	F 1	M		F 1	R 1a	F 1	F 1
37.5	21	26.5	34	33	13.5		33	31	30.5	35
21	17	18	19	18	28		18	21	21	19
1839		1725	1771	1740	1747		1747	1741	1795	1809
天保十年 (右題) 天保十年 (左題) 四月十七日 ○釋次之		享保十年 (右題) 享保十年 (左題) 四月七日	明和八年 (右題) 明和八年 (左題) 十月十一日	元文五年 (右題) 元文五年 (左題) 四月十一日 施○○後安能 父	延享四年 (右題) 延享四年 (左題) 八月三日 取通秀 ○立之		延享四年 (右題) 延享四年 (左題) 五月一日 可興求流備 南無宗御所位 釈教	元文六年 (右題) 元文六年 (左題) 正月十一日	寛政七年 (右題) 寛政七年 (左題) 施主西番重盛	文化六年 (右題) 文化六年 (左題) 四月十九日 釋影亮 休合園半美 御名シヤ

安養寺

番号	図号番号	型式	全長×全幅 (cm)	紀年銘	銘	文
B 002		F 18	36	19 文政八年 1825	右側 文政八年 正月 左側 〇〇万石額	
B 001		F 18	34	18 文化十一年 1814	右側 文化十一年 正月 左側 〇〇万石額	
A 007	E	E	30.5	16.5 文化十四年 1817	右側 文化十四年 正月 左側 〇〇万石額	
A 006	E	E	47	19 文化十四年 1817	右側 文化十四年 正月 左側 〇〇万石額	
A 005	E	E	32.5	17 文化十三年 1816	右側 文化十三年 正月 左側 〇〇万石額	
A 004	F 14	F 14	33	18 寛政四年 1792	右側 寛政四年 正月 左側 〇〇万石額	
A 003	F 17	F 17	32	17 天保九年 1838	右側 天保九年 正月 左側 〇〇万石額	
A 002	F 16	F 16	30.5	21 文政五年 1822	右側 文政五年 正月 左側 〇〇万石額	
A 001	F 18	F 18	32.5	18 天保九年 1838	右側 天保九年 正月 左側 〇〇万石額	

B 013		F 17	33	18 文化十二年 1815	右側 文化十二年 正月 左側 〇〇万石額	
B 012		F 11	31	18 寛政六年 1794	右側 寛政六年 正月 左側 〇〇万石額	
B 011	P 11	P 11	33.5	18 文化八年 1811	右側 文化八年 正月 左側 〇〇万石額	
B 010	F 14	F 14	33	19 天保五年 1855	右側 天保五年 正月 左側 〇〇万石額	
B 009	M	M	14	27.5 五月	右側 五月 立之	
B 008	E	E	31.5	17.5 文政三年 1820	右側 文政三年 正月 左側 〇〇万石額	
B 007	F 14	F 14	33	18.5 宝曆六年 1756	右側 宝曆六年 正月 左側 〇〇万石額	
B 006	F 18	F 18	33.5	19 寛政三年 1743	右側 寛政三年 正月 左側 〇〇万石額	
B 005	F 16	F 16	35.5	18 文化八年 1811	右側 文化八年 正月 左側 〇〇万石額	
B 004	F 11	F 11	44	23 天保九年 1838	右側 天保九年 正月 左側 〇〇万石額	
B 003	F 16	F 16	35	19 文化八年 1811	右側 文化八年 正月 左側 〇〇万石額	

報告書抄録

ふりがな	いわみぎんざん あんようじ・だいあんじ・だいらゆうじ・おぎょうだいかんぼしよほか				
書名	石見銀山 安養寺・大安寺跡・大龍寺跡・奉行代官墓所外				
副書名	石見銀山遺跡石造物調査報告書				
巻次	3				
シリーズ名	石見銀山遺跡石造物調査報告書				
シリーズ番号	3				
編執筆者	田中義昭、池上悟、仲野義文、鳥谷芳雄、守岡正司、松岡美幸、中田健一				
編集機関	島根県教育委員会 大田市教育委員会				
所在地	〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 TEL0852-22-5649 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL0854-82-1600				
発行機関	島根県教育委員会				
発行年月	2003年3月				
調査原因	石見銀山遺跡総合調査に伴う石造物調査				
所収遺跡名	所在地	北緯	東経	調査年月日	調査面積()
大安寺跡 大龍寺跡 安養寺 勝源寺 妙蓮寺	大田市大森町			0108~0203	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	石造物	特記事項
大安寺跡 大龍寺跡 安養寺 勝源寺 妙蓮寺 熊谷家墓地	寺院	戦国~昭和	墓地跡 加工段	一石宝篋印塔 一石五輪塔 組合せ宝篋印塔 組合せ五輪塔 円頂方形型墓標 円頂方柱型墓標 円頂六角柱型墓標 尖頂方柱型墓標 尖頂方柱型墓標 平頂方柱型墓標 笠付削り込み型墓標 笠付方形型墓標 笠付方柱型墓標 笠付六角柱墓標 位牌型墓標 その他	国指定・県指定 史跡の奉行 代官墓を含む 勝源寺・東照 宮の位牌調査 を含む

Contents

Chapter 1	Purpose of Investigation (by Shoji Morioka)	2
Chapter 2	Iwami—Ginzan Silver Mine Site (by Kenichi Nakata)	3
Section 1	Outline of Iwami—Ginzan Silver Mine Site	3
Section 2	Abbreviated History of Iwami—Ginzan Silver Mine Site	3
Chapter 3	Overview of Stonework Investigation (by Shoji Morioka and Yoshio Toya)	5
Section 1	Investigation Progress	5
Section 2	Investigation Method	5
Section 3	Investigation Spot	6
Chapter 4	Stonework in Each Area under Through Investigation	8
Section 1	Outline of Stonework Confirmed in Each Location (by Eiji Konno)	8
Section 2	Stonework in Anyoji Temple (by Satoru Ikegami)	10
Section 3	Stonework in Daianji Temple Ruins (by Satoru Ikegami)	18
Section 4	Stonework in Dairyuji Temple Ruins (by Satoru Ikegami)	22
Section 5	Stonework in the Kumagai Residence (by Yuki Uchida)	25
Section 6	Gravestones of Magistrates and Local Governors in Shogenji Temple and Myorenji Temple (by Satoru Ikegami and Kazuhiro Ichinose)	28
Chapter 5	Investigation of Memorial Tablets in Shogenji Temple and Toshogu Shrine (by Yoshio Toya and Miyuki Matsuoka)	53
Chapter 6	Summary (by Yoshiaki Tanaka)	56
Appendix	Magistrateship in Iwami—Ginzan Silver Mine Site and Policy of Mine Development (by Yoshifumi Nakano)	59

Shimane Prefectural Board of Education
Ohda City Board of Education
March 2003

石見銀山

安養寺・大安寺跡・大龍寺跡・奉行代官墓所外

平成15 (2003) 年 3 月

編 集 島根県教育委員会・大田市教育委員会
松江市殿町1番地 大田市大田町大田口1111番地

発 行 島根県教育委員会
松江市殿町1番地

URL <http://www.pref.shimane.jp/section/iwami/gin-home/>

URL <http://www.pref.shimane.jp/section/maibun/>

URL <http://www2.pref.shimane.jp/ginzan/>

印刷 株式会社報光社
